

が、その内容は大體法王從來の地位をその儘法律上並に事務上伊太利が承認する事と、一八七〇年事件に起因する伊國對法王國との財政的關係を終局的に規定したもので、全文四ヶ條の簡單なものである、しかし乍らこれによつて過去六十年の懸案漸く解決したに就ては、今後法王國は國際間に新たな地歩を占むるものとして注目されてゐる。

和蘭の國防省新設

オランダ政府は一九二〇年九月、勅令を以て陸海軍兩省を廢止し新たに國防省を設置する事となつてゐたが、右に就て必要とする法律案制定はその後一向に進捗しなかつたところ、一九二八年二月十七日漸く議會を通過したるを以つて二十日より之れが公布を見るに至つた。

澳獨合併問題

オーストリーの獨逸に對する合併運動は、共和制樹立後間もなく輿論によつて有力づけられ、現在澳國の有力政黨たる社會民主黨及大獨逸黨の如きは、明かに政綱の一としてこれを掲げてゐるが、一九二八年七月十九日より廿二日に至る四日間、ウイennaにおいて催されたシュニベルト百年祭において、全世界より集れる獨逸民族十六萬人の大衆は、獨逸歌手聯盟の四萬の歌手を先頭に「獨逸合併體の爲めに」の行進曲を奏して示威運動を行ひ、

市長ザイツ氏並に獨逸會議議長レーベ氏は、外交團その他朝野の名士數千名の面前において、交々獨逸合併體の必要を論じた爲め、該運動は愈々具體的に進めらるゝ事となり、機運は漸次實現に向つて動く事となつた。その結果、隣接各國の輿論を刺戟する事夥しく、佛、伊、チエツコ等の反對空氣と共に、この成行きは相當重大視されてゐる。

西班牙の閣員更迭

プリモ・デ・リウエラ將軍の獨裁政府組織後、滿五周年祝賀會を了へた同政府は、首相の發意によつて更に人心の一新を期する爲め一九二八年十一月三日、新たに經濟省を設置して前上院議員アングス伯を經濟省に任命し又從來戰爭省と稱したそれを陸海軍の兩省に分け、前戰爭相コルネホ氏の辭任を容れて陸相にはクルスボ大將を、海相にはレーエス少將を何れも任命し、首相兼攝の外相は今後兼攝を廢して總理大臣及外務大臣といふ一個の連續的名稱に變更した。

ロシア

ドン炭田の反革命

一九二八年三月十二日、ソウイェト聯邦高等法院は、北部コーカサスのドン流域炭田において炭坑破壊の目的を有する反革命組織の

諸氏は左の如き僻遠の地に配流された。

トロツキー(カザクスタン)、ラデツク(トボリスク)、ブレオブラゼンスキー(ウラリスク)、セレブリヤコフ(セミ、バラチンスク)ラフアイル(不明)、ラコーフスキー(アストラハン)、サプロノフ(アストラハン)、スミルガ(ナルイム)、ソスノフスキー(バルナウル)

されど、その後トロツキー氏はカザクスタンの不健康地なるに堪へられず、一九二九年四月同地を脱して國外に亡命、英國入りを要求したが拒絶され、目下瑞西に滞在中であると。

東歐不戰條約成立

一九二八年八月廿七日パリにおいて訓印された不戰條約に對し、同年十二月廿九日ソウイェト外務人民委員代理リトヴィノフ氏は駐露ポーランド公使バテク氏に提議して、右條約の實施を見るまでは、尙ほ原調印加盟國一切の批准寄託を必要とするので、その效力發生に至るまで、露波兩國間のみは直ちに之れを實施したき旨申入れた所、ポーランド側では最初それが如何なる魂膽によるものかと大いに遲疑する所あつたが、結局東歐諸國の同時参加を得るに於いては之れに同意する旨回答した結果、こゝに露波兩國は、ルーマニア、エストニア、ラトヴィヤ等を勧誘して一九二九年二月九日モスクワにおいて訓印を行

發覺に關する事件を發表した。それによると、事件の指導的中心は外國にあつて、舊炭坑所有者その他が、ドイツ企業家、ポーランドの反對派等と結んで經濟的にソウイェト政權に打撃を與へんとしたものであるといふが、その間ソウイェト官憲が、陰謀加擔の嫌疑を以つて數名のドイツ人技師を檢擧した事は、端なくも獨逸國民の感情を害し、政府は極度に激昂して折柄開催中であつた獨逸通商會議を斷絶し、且つ嚴重なる抗議を提出するに至つた、しかし乍らソウイェト側においても、これに屈せず、遂に抗議を提出するといふ次第で、一時は兩國の國交頗る危殆に瀕し、前途甚だ憂慮さるゝものがあつたが、結局判決に對する兩國の妥協成立して四月下旬無事解決を見るに至つた。因みに本事件の爲め檢擧されたもの千數百名に達し、中、死刑十六名、重懲役百餘名の多きを出すに至つた。

反幹部派の流論

共産黨反幹部派として、陰謀に關するも輿論の廉を以つて、十五回共産黨大會(一九二八年七月)の決議により黨籍を除名されたトロツキー氏一派は、そのうちジノヴィエフ、カメネフ等一部數氏の反省による對黨絕對服從の聲明により、復黨を見たにも拘らず、依然強硬に反對の態度を改めなかつた結果、遂に嚴罰の趣旨を以つてトロツキー氏外數名の

つた。而して後、トルコも亦之れに賛して二月廿八日参加する所あつた。

政狀と一般狀況

反幹部派の没落以來、政狀は概して平穩を續け、第十六回共産黨大會の結果、政府首腦部に二三入れ替へがあつたのみで何等問題はなかつた。されど中部ロシアにおけるパンの不足に就ては、一九二九年三月以來頻りと調節を行ひつゝあるも未だ充分でなく、失業問題に就ても、救済資金の増額、職業紹介所の擴張等種々對策が講ぜられてゐるが、尙遺憾の點多しとされてゐる。而して經濟關係に於ては、一九二九年に入つて以來英米實業團の大規模な視察を始め、外資輸入に關する途漸く開けたるものゝ如くである。尙ほ外交方面に就ては、ハルビンにおける總領事館に對し支那官憲の不法手入れその他があつて、露支關係の不良なるものはあれど、西方において英國労働黨内閣の出現は、英露國交の恢復を豫想され、相當に形勢の有利なるものがある如くである。

近東とバルカン

小協商國外相會議

小協商三國外相會議は一九二七年五月チエツコにおいて開催された儘種々の事情から約

一ヶ年、その開催を見るに至らなかつたので、中歐一般の輿論は小協商關係の弛緩を風評するに至つた所、翌二八年六月に至つて、同月廿日より廿二日までカスト市において開催せられ、羅國外相チツレスコ、チエツコ外相ベネシユ、英國外相マリコヴイッチの三氏會商、對俄關係、塞伊紛争問題、不戰條約問題、中歐經濟協力問題、羅國農制改革に關する羅洪紛争問題、サンゴタルト驛に於ける武器密輸入問題、その他三國共通の外交財政問題等に就き協議する所があつた。

印度憲法案と獨立聯盟の成立

英國の印度統治法審議委員會に對し、印度人側においては獨自の見地より新憲法案を起草する意見あり、結局一九二八年五月、全印國民議會を始め印度の各政黨及宗教團體は孟買において聯合大會を催し、エー・エム・アッサリ氏を會長に推し、印度憲法案の作成を協議した。その結果バンデイト・モテイラル・ネール氏を委員長として各派より選出せる委員七名を以つて起草委員會を組織し、爾來調査研究の末八月上旬漸く草案の脱稿を見たが、その内容眼目は、事實上政治の監督を英國議會より印度の民選議會に移し、印度をして完全なる自治領の域に達せしめんとするものであると、斯くて同月十八日草案は再び聯合會議に附議された所、一部シーク



族代表者の反對があつたのみで、補足的附帯決議と共に承認可決された。而してこれに對する英國側一般の評は時期尚早と見てゐるやうである。されど、右草案起草委員長ネール氏は、尙ほ自治領たるのみでは満足せず、完全なる獨立を目的とする必要ありとて、同月卅日同志を集合して印度獨立聯盟の創立を行つた。

アフガン、叛亂

一九二八年十一月下旬、突如アフガン國カイバー越の附近においてシワワリ族の叛亂が起り、勢力猖獗にして忽ちダツカ市並にゼララバットを占領し、首都カブールに向つて漸次進撃を開始した。報に接したアフガン政府では、直ちに討伐軍を派遣する一方、叛徒に激文を撤布して平和的解決を圖らんとしたが、その和議進行中、クギスタン族の首長パチエ、サカウは、叛徒に味方して和議を決裂せしめアママラ國王の退位を要求するに至つて事態は愈々重大化し、各地の種族は次第に叛軍に來り投じ、遂に一月十日首府カブールは叛軍重圍のうちに陥り全く危機一髪の間迫つた。こゝにおいて政府は叛徒の要求一切を容認する事として和議を進めたが、時既に遅く形勢最早や國王の一身にさへ危険を感じしむるに至つたので、十四日王はその兄イナヤツルラに讓位を宣してカンダハルに向け蒙塵し

た。然るに叛軍は新王イナヤツルラの降伏を要求して、これも在位僅に三日の後退位せしめ、完全にカブールを占領するに至つた。かくて叛將パチエ・サカウは、一切の秩序を復舊せしむると共に、自らハビブル・カン・ガジなる王號を宣して、アフガン國王に即位の旨布告する所あつたが、今回の叛亂は、實に新舊思想の衝突が原因であると傳へられてゐる。即ち、元來この國は半未開の封建制度や族長政治の遺風によつて多種多様の種族が、それ／＼特殊の遺習を守りつゝ、僅に回教的信念の一點にのみ結合されつゝある國柄として、持ち前の排外思想は殊の外歐米文化に對して甚しいものがあるのを、最近流れ込んだ近代思潮は、商工階級の出現を招來し、従つて舊習打破進取改革を唱道するもの漸く多く、殊にアママラ前國王の急激なる改革斷行が、期せずして各種族一様の反感を挑發し、意外の結果を見るに至つたものであるといふのである。これが爲めハビブル・ラ新王は、即位早々銳意國政の復舊に努めつゝあるが、一方アママラ前王一派は亡命地のカンダハルにおいて、目下（一九二九年七月頃）頻りと再舉を企てつゝあるとの事である。

ユーゴスラビアのクーデター

歐洲大戰後、大セルビア主義の下に、舊セルビア、モンテネグロ、ボスニア、ヘルゼゴ

ビナ等を合して出來たユーゴスラビア國では、餘りに國內人種の雜多な所から、軋軋併擠殊の外烈しく、政争激甚を極めて政局の安定を見る事六ヶ月と續かず、議會政治の混亂は爲めに國內の疲弊をいや増しに募らせるので、同國皇帝アレキサンダー陛下は、同國現存の憲法並に議會政治が到底國家を救ふ所以でないと思はれ、遂にジゴウイッチ將軍をして、一九二九年一月五日新内閣を組織せしむると共に、親らクーデターを斷行し（一）憲法を停止し（二）議會を解散し（三）法律の制定改廢を爲すに勅令を以つてする旨公布する所があつた。

アフリカと濠洲

英埃關係緩和か

一九二八年三月、英埃交渉の決裂によるサルワット内閣の瓦解と、ナハス新内閣の成立は、愈よ此の兩國間の關係に困難を加ふるものと豫想されつゝあつた所、果然反英氣分の最も旺盛なるワフド黨内閣は豫れて英國より強硬なる抗議を受けつゝあつた集會法案の上院通過を、却つて助長せんとする態度を示し、三月卅日駐埃英國高級委員ロイド卿に對し、ナハス首相は右法案に關するが國の抗議が、徒らに埃埃の内政に干渉するものであつて、

斯の如きは議會の立法權並に之れによる行政權の統制を麻痺せしむるものであると、痛烈なる逆抗議を試みるといふ次第で、事態甚だ切迫の觀を呈するに至つた。こゝにおいて英國政府は、形勢の容易ならぬを看取して更に引續き三回の嚴重なる抗議を繰り返へしたが依然埃及側の態度緩和の見込みなく、四月卅日には該法案の成立まさに確實と見らるゝに及んで、遂に廿九日午後七時、英國政府はナハス首相に對し、斷乎たる態度に出で、三日間の猶豫を附した最後通牒を提示すると共にモルタ島砲台中の地中海艦隊に對し出動を命ずるに至つた。これが爲め埃及政府でも直ちに臨時閣議を開き、種々對策を考究したが、結局該法案は次期議會まで審議を延期する旨回答を發して僅に危機を脱する事となつた。

されど英國側の該法案審議復活に際しては同様の結果ある可き事を、警告し來つた通牒に對しては、何等の回答を發せず、英埃間の空氣はその儘一九二九年にまで持越されてゐたが、同年六月英國保守黨内閣に代つて第二次労働黨内閣の出現した事は、埃及側にも相當の好影響を齎らし、最近對英交渉の復活を論ずる聲、ポツ／＼埃及において行はるゝに至つた。

濠洲聯邦の總選舉

濠洲聯邦上下兩院議員の半數選舉並に總選舉

舉は、一九二八年十一月十七日執行された。而して上院議員は昨年を以つて任期満了となつた十八名即ち總議員の半數と、前回の總選舉後補缺として後議會より補充せられたる爲め、今回補選を要する一名と合計十九名の選舉が執行され、下院議員は七十五名の定員に對し（七十五選舉區の外にノーザンテリトリイ選出で議會の採決に加はらぬ特殊議員一名あり）國民黨五十四名、地方黨十四名、地方進歩黨二名、無所屬十四名の立候補を見たが、開票の結果は、從來第一黨であつた國民黨が、労働黨に其地位を奪はれたが友黨たる地方黨が從來と同數を得たので依然下院における多數を維持した。且つブルース、ペーヂ兩黨首以下の黨員も當選したので政局には何等影響はなかつた。

憲法修正國民投票

濠洲聯邦政府が、從來各州に分配して來た關稅及消費稅よりする收入は、各州人口の頭割によつたのであるが、聯邦會議は昨年七月限り此の分配方法廢止の法律を可決したので、これに代ふ可き方法として、各州の公債を全部聯邦において引き受け、毎年一定の金額を其の利拂及償還に充て、以つて濠洲財政の基礎を固めようとする案に聯邦政府と各州政府の間に協議が纏つた所、現聯邦憲法では聯邦側に各州と財政取極めを結ぶ權限がない

アメリカ

フーヴァー氏米國大統領となる

注目された米國大統領選舉は、前年十一月六日施行された選舉委員選舉の結果、共和黨候補ハーバート・フーヴァー氏（副大統領候補チャーレス・カーティス氏）は四十州四百四十票を、又民主黨候補アルフレッド・スミス氏（副大統領候補ジョーゼフ・ロビンソン氏）は八州八十七票を獲得し、結局共和黨の大捷に歸した。その主要原因としては無論傳統的に共和黨地盤の廣い事と、スミス氏がカソリック教徒たる事に多大の不利を招いた事及びフーヴァー氏の米國繁榮第一主義が一般の人氣を得た事等によるものと觀られてゐる。かくてフーヴァー氏は恒例の如く、一九二九年三月四日第三十一代ホワイト・ハウスの主人公として就任式を行つた。而してその後任命されたフーヴァー政權の新内閣員は左の如くである。

國務長官ステイムソン、大藏長官メロン、



陸軍長官グット、海軍長官アダムス、司法長官ミチエル、内務長官ウイルバー、郵務長官ブラウン、商務長官ラモント、労働長官デヴィス  
尙ほフーヴァー氏は、大統領選後、就任に先立つて南米各地を旅行し、就任後これに所謂経済的フーヴァー主義の劃立を期せんとするものゝ如く、一般に今後の米國の國際的活躍が注目的となつてゐる。

國際司法裁判所加入問題の進展

米國の國際司法裁判所加入問題に就ては、一九二六年一月の上院の決議案に基き、九項目の参加留保條件に對し、その後關係國間において種々折衝中であつたが、既に一九二九年一月までに、右條件に對する關係國の對米回答は廿四ヶ國に達し、それ等諸國間の意見の相違は極めて僅少の間に狹められて来た。よつて國務省は二月十九日更にこれに對する公文を公表する所あつたが、該公文によれば米國又多少妥協の用意あるものゝ如く、問題は明かに合意成立への一進展を示したものと觀られてゐる。

海軍擴張案の通過

問題のウイルバー海軍擴張案は、一九二九年一月の上院において、不戦條約批准案と上程先後争ひを惹起したが、結局二月五日條約批准案處理の直後において上程、六十八對十

二票の差を以つて可決せられ、一萬噸級巡洋艦十五隻、及航空母艦一隻を建造せんとする七億五千萬圓の同案は、直ちに下院へ廻附せらるゝ順序となつた。而して同案通過に際しては多數削減或ひは建造期間削除等の議論相錯綜して可なり紛糾を來したが、海洋自由問題に關する交戦並に中立法規制定方の會議開催を希望する條項を追加して遂に承認されたものである。

墨國臨時大統領決定

次期大統領と決定してゐたオブレゴン將軍の暗殺に伴ひ、當然の結果としてカイエス大統領の重任を期待されつゝあつたが、同氏亦留任を拒否した爲め、こゝにメキシコ新大統領の正式選挙を見るまで、臨時大統領の選挙を必要とするに至り、一九二八年九月二十五日、議會は全會一致を以つてカイエス氏の推薦にかゝる内相エミリオ・ポルテス・ヒル氏を臨時大統領に選定し、次期正式大統領の選挙日を一九二九年十一月三日と決定した。而してポルテス・ヒル臨時大統領は同年十二月一日前開員の一部更迭を行つて就任式を行つた。因みにカイエス氏は退職後新政黨首領たる可く直ちに運動を開始した。

メキシコの騒亂

ソノラ州軍司令官マンソール將軍及同州知事トベテ氏は一九二九年三月三日、南方のグ

エラ・クルース州軍司令官アギレ將軍と呼應して中央政府に叛旗を翻し、マンソール將軍等はソノラ州のノガレス市を占領し、更に南進してシナロア州クリアカン市に迫つた所、臨時大統領ポルテス・ヒル氏は直ちに前大統領カイエス氏を陸軍大臣に任命して、叛軍の討伐に任せしめ、南北兩叛軍に對して、連絡の中斷を計置した。然るにアギレ將軍以下の南方叛軍は、グエラ・クルース港及びその近域を攻略してヌエボ・レオン州からコアウイラ州にまで席巻し來り、首都メキシコの形勢甚だ樂觀を許さざるに立至つた。されどカイエス氏の指揮權宜に投じ、南方叛軍は漸次逆襲を受けて遂に叛將アギレ將軍を逮捕銃殺に處せらるゝに至り北方叛軍ホクリアカン方面に壓迫されて六月中旬漸く大勢を決せしむるに至り一時氣遣はれた政局の動搖も、こゝに再び安定するに至つた。

カナダ高級委員任命

英國植相エマリー氏は一九二八年一月オタワ訪問の際、カナダに英本國政府代表者を派遣するの件に關し、カナダ政府と協議（一九二六年の英帝國會議の決議に基き）せる結果、越えて四月海外貿易局長サー・ウイリヤム・クラーク氏をカナダ駐在高級委員に任命し、同氏は九月廿二日オタワ着就任した。

中米二國の復交

パナマとコスタ・リカとは國境劃定に關する多年の保争問題の爲め外交關係の斷絶を來し、現に一九二二年の如き國境地方において、武力的行動を見、結局米國の盡力によつて事件を落着せしめた事もあり、爾後幾多の交渉を重ねたるも未だ解決に至らなかつた所、一九二八年智利國が兩國の間に斡旋し、此の國際問題と離れて先づ外交關係を復活すべき旨を提せる通牒を九月廿七日附を以つて兩國に發した結果、兩國政府は翌廿八日を以つて欣然同國の斡旋に應ずる旨回答し、茲に兩國の外交關係は約卅年振りに恢復した。

ボ・パ兩國の國境守備兵衝突事件

由來、廣漠たる南米諸共和國相互間における國境の劃定は、その涉外事項中最も重要な部分を占むるものであるが、ボリヴィアは現に接壤諸國との境界問題を略ぼ解決し了り、唯パラグアイとの國境に就ての折衝を剩すのみとなつた。然るにパラグアイ河は、南はピルコマヨール河、東はパラグアイ河によつて限らるゝ所謂グラン・チャコ地方約六萬二千平方哩の一部に屬し、處女草原として將又石油産地として、將來經濟上に多大の價値を期待せられつゝあるもので、兩國の交渉容易に解決せず、アルゼンチンの斡旋による仲裁々判附托に關する議定書調印すら、その間際に至つて不調に了り、一九二八年七月頃より、

兩國間の空氣次第に險惡となり、遂に十二月六日未明、パラグアイ側守備隊はボリヴィア側守備隊に對し、同守備隊の占據する地點がボリヴィアの領土に屬するの理由を以つて、即時撤退方を要求したの端を發し、兩守備隊はこゝに猛烈なる衝突を起し、双方共に勢からざる死傷者を出すに至つた。これが爲め兩國政府は直ちに公使の召還を行ひまことに國交斷絶による戦争への危機を招來するに及んだ。然るに斯くと觀た國際聯盟理事會は、兩國が聯盟國たる本來の義務に顧み、事件を聯盟規約の命ずる所に從つて平和的に處理すべき旨を注告せる一方、華府に開催中なる汎米仲裁々判會議も亦兩國に對して調停方を申出づる所あり、パラグアイは十二月十七日、ボリヴィアは十八日それれ汎米仲裁々判會議の調停申出を受諾する旨回答し、該衝突事件は茲に漸く一段落を告げた。

タクナ、アリカ解決

豫ねて米國大統領の調停に委せられつゝあつたタクナ、アリカ歸屬問題に關して、米國大統領フーヴァー氏は、一九二九年五月十七日南米チリ及びベルー兩國間多年の保争案件たるタクナ、アリカの歸屬問題が、右兩國政府間に直接商議の結果愈々圓滿解決を告げた旨發表した。而して該協定の内容は左の如くである。

- 一、アリカ、ラハズ（ギリヴィア）間鐵道の北方にチリ、ベルー兩國の境界線を劃す。
- 二、タクナ州はベルーに歸屬せしめ又港灣アリカをチリに讓る事。
- 三、但しチリは、ベルーに對してアメリカの港灣、埠頭の使用を許可し、同時に稅關及びタクナ、アリカ鐵道沿線における停車場設置權を認む。
- 四、尙ほチリはベルーに對し六百萬弗を支拂ふ事。

支那

第五次全體會議經過

第五次中央執監委員會全體會議が、民國十七年七月十五日より開催の豫定であつた所、政治分會存否の問題に就て、廣西派及び廣東派並に元老派等の間に意見の相違あり、激烈なる内紛的争闘の結果、蔣介石、譚延闓等の慰撫奔走によつて、漸く八月一日開會のことに延期された事は、前回の年鑑において説明して置いた。而してその後本會議は、廣西派の政治分會を當分存続せしむるといふ條件の下に廣東派の出席を承認せしめ、以つて豫定の一日午前八時より向ふ一週間第一次豫備會議を開き、更に爾後一週間を本會議日として、



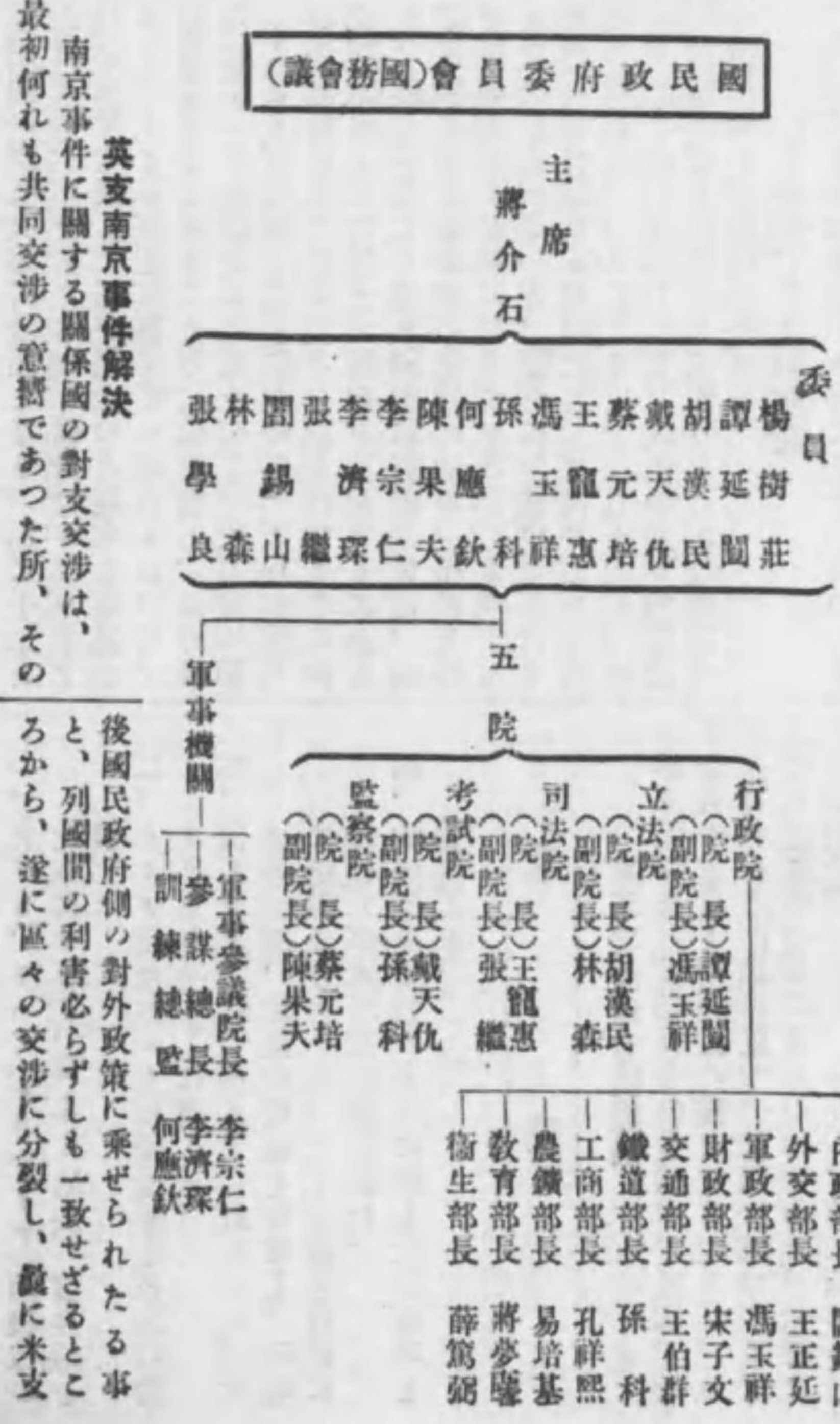
兎も角も問題の第五次全體會議は無事終了を告げたが、會議中決定された主なる事項は大體左の如くである。

- (一) 故孫總理の移葬期日を民國十八年一月一日とする事、(二) 革命理論の統一、革命青年の留學、政治及軍隊の黨治化並に軍政諸機關の民衆運動に對する干涉取締案、(三) 訓政時期約法頒布案——立案、行政、司法、考試、監察の五院を設置する事、(四) 中央政治會議委員を中央執行委員會より推舉する事、政治分會は民國十七年十二月末日限り一律に取消す事、(五) 第三次全國代表大會を民國十八年一月一日に召集する事、軍事問題に關し今後は順次徵兵制度を實施し、從來の個人中心並に地方割據制度を廢止する事——一切の軍事整理を斷行する爲め編遣會議を開く事、(六) 財政を統一し豫算を確定し稅收を整理し、經濟政策財政々策を實行し財政の基礎を定むる事。

國民政府組織改正

國民革命の第一期たる軍政期が、既に形式上南北の統一を見た以上、これを以つて一段落と見た國民政府では、第五次全體會議の決議に基づき、故孫總理の五權憲法による第二期訓政時代への進行過程として、國民政府の組織を改正し五院制度の實現を期する事となり民國十七年九月廿六日胡漢民、戴天仇の兩氏

は法制局起草の該組織法に修正を加へ、廿九日蔣介石以下十一名の審査委員にこれを廻附したが、越えて十月八日及び十二日の兩日に互る中央政治會議は之れが組織法を通過せしめ、即日より公布實施する事となつた。而して該組織法は本文七章四十八條より成つて國民政府一覽表



英支南京事件解決

南京事件に關する關係國の對支交渉は、最初何れも共同交渉の意嚮であつた所、その督辦萬福麟氏は直ちに哈爾濱警備司令梁忠甲をしてバイカル湖並にハンダガイ方面に出動せしめ、徹底的討伐の實行に移つたが、何分にも地勢の關係並に蒙古青年黨の作戦巧妙にして徹底的討伐は困難なるのみか、徒らに之れに攻撃を加へる事は、ロシアに對する第二の外蒙を作る所以であると見て、九月中旬に至り、萬福麟氏は蒙古側との妥協を策し、蒙古青年黨首領郭道甫とハイラルにおいて會見、その自治を許すと共に行政改善の爲め、各旗内自治代表者一名宛を以つてする參議廳なるものを組織せしむる事として、約二ヶ月に亘る本事件を無事政治的に解決した。

獨支新條約成立

歐洲戰後、平等關係に立つに至つた獨逸の對支政策は、所謂支那側の國權回收熱に投合す可く、最も有利なる立場に立つ事となつた爲め、著しく經濟的進出を示しつゝあつたが、民國十七年六月新たに駐日ドイツ大使館參事官より、駐支公使に榮轉したフォン・ホルヒ男は、其任早々獨支關稅條約の交渉を開始し、八月十七日南京において協定成立、直ちに調印を行ふ所あつた。而して該條約の内容は、完全なる平等條約となつてゐるもの、最惠國待遇を附與されてゐるので、獨逸としては事實上他の列國と同様の利益に均霑し得る譯で、然も平等條約の締結が支那側の政治的立

佛伊南京事件解決

佛伊兩國の南京事件に關する、對國民政府との交渉は、何れも民國十七年十月に入つて開始されたが、兩國とも英米の如く、事件の發生中、支那側に對して發砲等の事がなかつた爲め、大體英支協定のそれに準じて、支那側より遺憾の意を表するに止まり、同月八日先づ伊支間の協定成立し、越えて十七日佛支間のそれに調印が行はれ、何れも中二日を置いてその交換公文を公表した。

南京事件の解決を聞くや、英國側は之れを種に支那側が長江筋一帶の英國の利益に對し、好もしからざる策動を行はるゝ事を虞れて、俄かに右事件に關する交渉を開始する事となり、民國十七年七月中、在支ラムプソン公使と王正廷氏との間に約廿日間、連續折衝を行つた結果協定成立し、八月九日上海英國總領事パートン氏は公使に代り、南京において右協定文に調印をしたが、越えて十三日北京及南京において公表する所あつた。因みに右公表された覺書によれば、大體米支協定と同様の内容で、事件の責任に關しては相互遺憾の意を表する事とし、損害は共同調査の上差引賠償を行ふといふにある、而して協定の形式は、ラムプソン公使と王正廷氏間の往復書翰といふ事になつてゐる。

呼倫貝爾の動搖

張作霖歿後の東三省が、尙ほ全く政狀の安定を見るに至らぬ民國十七年七月中旬、東三省の西北隅にして露領シベリアとの國境にあるコンバイル地方では、内蒙古青年黨が折柄の東三省の政狀に乗じて、多年の宿望たる自治の實現を期する爲め、突如政治的策動を起し、ハイラル別都統公署に對して、蒙古統一並に自治等に關する要求を提出し、更に一方東支鐵道の一部を破壊して支那側官兵の襲撃に備ふるに至つた。こゝにおいて黒龍江省



程潛氏釋放さる

湘鄂臨時政務委員會首席の地位を利用して長沙における湖南省政府の實権を掌握せんとした事、及湖南省の收入を壟斷し自己軍隊の擴張のみを念とした理由により、民國十七年五月廿一日、武漢政治分會第一次會議の席上突如、李宗仁氏の手兵によつて逮捕監禁された程潛氏は、その後中央政治會議において第六軍長兼第四旅總指揮を罷免され、更に中央執行委員、湖南省清鄉督辦をも免職となりその儘武漢政治分會に監禁されつゝあつたが、十一月廿日、再び政治に關係せぬ事を條件として、李宗仁氏等の盡力により漸く釋放され漢口の私宅に入ることとなつた。因みに同氏は南京事件當時の指揮者として、當面の責任者であつた。

支那と諸、白、伊三國間の新條約成立

國民政府は、曩に米支關稅協定の成立を告げたのに勢ひを得て、獨支新條約の締結を爲し、これによつて右二國との間には完全に、關稅自主權を承認せしむるに成功したが、更にその後諾威、白耳義、伊太利の諸國と相次いで新條約を締結し、關稅自主權及び、進んでは治外法權の撤廢をも承認せしむるに至つた、即ち三國新條約の内容は略ぼ左の如くである。

諸支條約(十一月十二日調印)

單に二個條の條文から成り、第一條において舊條約に基く關稅率の廢止を、又支那側關稅自主權の承認及最惠國待遇を約し、第二條において正文解釋に關する規定及效力發生時期に關する規定を設け居り、その内容は殆んど米支協定に倣つた觀がある。

白支條約(十一月廿二日、王正廷及びベルギー公使ギョーム男の間に調印)

曩に締結された米支協定及び諸支條約は單に支那の關稅自主權を承認したのみであつたが、白耳義は、實に關稅自主を認めたまらざる、更に進んで、白國が支那において享有する治外法權の拋棄にまで同意した。而もその實施期日は附屬書において明確に民國十九年即ち一九三〇年一月一日と決定されてゐる、但し同日までに細目協定成立せざる場合は、現に支那において治外法權を享有する列國の過半数がその拋棄に同意すると同時に實施する事としてゐる。

伊支條約(十一月廿七日王外交部長對ヴァレ公使との間に調印)

本條約は正文五條附屬書四より成り、その内容は殆んど白支條約と同様に、第一條において關稅自主を認め、第二條にお

いて治外法權を撤廢する事に同意してゐるが、その實施期日は一九三〇年(民國十九年)一月一日で、白支條約がそれまでに細目協定不成立の場合に條件として列國(十六ヶ國)の過半数が、其拋棄に同意する事を以つて是れりとするに對し、伊支間のそれは華府條約調印國(八ヶ國)全部が、其撤廢に同意する事を必要としてゐる。

東三省の易幟斷行

張作霖死後の東三省對國民政府の關係は、表面統一完成といふ形式を以つて、取敢へず東三省の三民主義奉戴が行はれたが、尙ほ實際問題としては、互に種々なる妥協交渉行はれ、東三省独自の立場は依然從來の儘内政外政共に獨立しつゝあつたので、國民政府としても只だ三民主義奉戴といふ事だけでは満足せず、民國十七年七月方本仁氏をして張學良氏に對し、直ちに政府組織の變更を要求した所、東三省内部は、即時妥協尙早論と、これに反對する妥協即行論の二派に分離し、前者は楊宇霆氏一派がこれを主張するに對し、後者は學良氏一派の急進派がこれを稱ふるといふ次第で、事容易に決す可くもなかつた。然るに豫て南方勢力の北漸に、我が特殊權益の不安を豫想した我國一部の輿論は、時の田中内閣をして所謂南北の妥協が、東三省に

急激なる政狀の變化を齎らす事であり、その結果、東三省官民並に帝國の重大なる利益が動搖する虞れあるを理由として、張學良氏に對し、林奉天總領事より妥協中止方の勸告を爲さしむる事となつた。こゝにおいて東三省内部の對國民政府態度は一層困難なる狀勢に陥り、事態は頗る面倒の觀を呈するに至つた。されど、依然支那における國民革命の大勢は如何ともするに由なく、學良氏一派の妥協即行説漸く實行せられんとするに際し、我が田中内閣は重ねて張作霖氏排儀參列に名を藉つて、林權助男を奉天に特派し、以つて妥協中止の再勸告を爲すに及んだ。これが爲め南北の交渉は兎も角も三箇月間の延期を爲す事に決して一先づ問題は落着したが、さてその後、國民政府側の對北態度は、次第に壓迫的となり、同時に東三省々民一般の人氣もこゝに南方勢力を迎合する傾向濃厚となり、我國亦、國民政府の北漸必らずしも我が諸權益の不利益を惹起するものでないと見たので、傍觀的態度を執るに至つた爲め、十二月廿九日、遂に東三省は易幟を斷行する事となり、同時に從來の政府組織を廢して國民政府に倣ひ、委員制を採用して、學良氏を東北邊防司令長官と爲し、張作相、萬福麟兩氏を副司令に任命、それ／＼軍政を處理せしむる事となつた。而して民政は學良氏を首席とする左の東北政

務委員によつて行はるゝに決定した。

張作相 萬福麟 湯玉麟 常蔭槐 袁金鏡  
張登惠 翟文選 劉尙清 劉哲 莫德惠  
王樹翰 沈鴻烈 方本仁 何成瀾  
尙右のうち、常蔭槐、張作相、翟文選、湯玉麟の四氏は、黑龍、吉林、奉天、熱河の各省政府首席委員に任命されたが、こゝに注目すべきは方本仁、何成瀾の二氏が南方派を代表して参加してゐる事と、楊宇霆氏の何等任命を見るに至らなかつた事である。斯くて名實共に妥協成立したに就ては、奉天省の名が兎角舊制度のそれを想起せしむる患ひがあるといふので、民國十八年一月廿日、中央政治會議はこれを遼甯省と改稱した。

楊宇霆、常蔭槐兩氏統殺事件

奉天兵工廠督辦楊宇霆及黑龍江省政府首席常蔭槐の兩氏は、民國十八年一月十日夜七時頃、張學良氏に招致されて別に何等の用意もなく東北邊防軍司令部に赴いた處、十一日午前四時突如銃殺せらるゝに至つた。斯くて十一日朝楊氏の邸宅は軍隊によつて占領されたが、これより先き楊氏の家族は氏が招致された儘午前一時に至るも歸宅せざるに、始めて危險を感じ附屬地に逃れ、その他楊氏一派の齊恩銘氏外數十名の要人も十一日朝來續々附屬地に避難するに至つたが、右事件直後、總司令部には、張作相、張登惠、翟文選、袁金

鏡、王樹翰及孫傳芳の六氏詰切つて善後策を講じ、學良氏は即日楊常兩氏の家族は絕對に保護する事を聲明し、その死骸を家族に引渡すと共に同日午後三時、その眞相として南京國民政府各首領、並に各機關首領、各省省黨部、省政府、軍長、各新聞社及奉天、吉林、黑龍江、熱河の各機關法團等に對し、前記東三省首領部の職名で、楊常兩氏の罪狀に關する通電を發する所があつた。而して該通電の内容によると、兩名の策動が常に和平統一を阻害し、徒らに朋黨を作つて私利を貪り、東北の百弊悉く茲に源を發するといふにあつたが、要するに事實は楊氏の勢力漸く増大し、所謂その文治派の間に學良氏排擊の陰謀が企てられたものゝ如く、遂にその確證が學良氏一派の手に入つた爲め此の結果に至つたものと見られてゐる。これが爲め楊氏死後の東三省は、總て南方派の乗する結果に了るであらうと觀する向もあつたが、果然、常蔭槐氏處刑に就て、たとひ罪狀明白にもせよ、國民政府任命の黑龍江省政府首席を、中央政府に何等の通告もなく斷行した事は違法であるとして、國民政府内部に張學良氏問責の議高まり、一時は相當事態の進展を憂慮せられたるも、その後事なく解決を見るに至つた。

全支國軍編遣會議

第五次全體會議の決議に基いて、舊軍閥割



據時代の如く國內の兵亂を再び發生せしめぬやう、全國軍隊の整理統一を目的として召集された全支國軍編遣會議は、民國十七年十二月廿六日より開催される筈であつたが、李宗仁、李濟等委員の南京到着遅延の爲め十八年一月一日に延期され、同日開會式を挙げた後、五日、七日、十一日、十七日、廿二日、廿五日と都合六回の會議を重ねて、到底困難と目された開會式も、こゝに大體圓滿裡にその目的を達し閉會式を舉行したが、出席委員は委員長たる蔣介石氏外、馮玉祥、閻錫山、李宗仁、楊樹莊(代理陳季良)の五總司令、參謀總長李濟、訓練總監何應欽、朱培德、鹿鍾麟、白崇禧(代理)、商震、行政院長譚延闓、交通部長王伯群、鐵道部長孫科、財政部長宋子文、內政部長趙戴文氏等、各集團軍總指揮、關係各部長、東北邊防司令官張學良(代理王樹常)及中央派遣の蔡元培、胡漢民、王寵惠、吳稚暉、李石曾、張謇、戴天仇氏等廿余名であつて、議案は中央起草に係るもの、外に馮、閻、兩李の諸氏の提案を加へ總計六十余項に及んだが、そのうち主なるものは

(一)各集團軍の名稱取消並に總司令の廢止  
(二)各集團軍を改編して縮小する事、(三)全國々防區域を東北、西北、東南、中央の各區に分ち張學良、閻錫山、馮玉祥、李宗仁、李濟等氏等を是等各區の司令官とす

る事、(四)各集團軍の指揮及び統率權を中央に統一歸納し、各軍の軍費裁兵費は中央より支給する事

斯くて、會議中國軍編遣委員會を設置する事となり一月廿六日之が條例案の公布を爲す外、軍費として歲入四億五千七百萬元のうち一億九千二百萬元を支出する事、並に現在百五十萬の兵員を八十萬に縮小し、歩兵六十五師、騎兵八旅、砲兵十六團、工兵八團とし、之れが配屬は、蔣介石卅萬、馮玉祥十四萬、閻錫山、李宗仁、張學良各十二萬に決定する事、その他百廿六項目に亘る各種の事項を議決し、最後に閉會の辭として、編遣の使命完成は一に日本の明治維新を倣ふ可しといふ蔣氏の訓示的演説を以つて會議を終へた。

第三次全國代表大會

調政期の基礎を確立する爲めとあつて、第五次全體會議は、第三次全國代表大會の開催期を、民國十八年一月と決定したが、各省黨部の組織未完成、その他種々準備不調の爲め、三月十五日までそれを延期する事となつた。而してその間蔣介石、胡漢民、孫科、陳果夫、戴天仇等、國民黨中間派若くは右派を以つて固められた現中央黨部では、諸般の大會準備を積極的に進めつゝ、期日切迫に連れて激烈の度を増し來る左派との暗闘に對し、何んとかして大會席上左派を徹底的に壓倒せんと

策動しつゝあつたが、一方地方各級黨部に勢力を占むる左派も、亦之れに對抗して大會に臨まんとする氣勢を示し、これが爲め萬一その儘大會の成立を見るにおいては、大勢遂に右派の敗るゝ所となる如き事態に陥るに至つた。こゝにおいて、中央黨部では代表選定以前に自派の勢力を有利ならしめんとして、特殊の代表選定法を公布すると共に、組織部長たる蔣介石氏は、地方黨部より左派の勢力を驅逐せんとし、北平特別市及河北省黨務指導委員を始め、全國各地各級黨部の黨務指導委員を更迭して、左派の委員を罷免又は轉任せしめ、右派の人物を以つてこれに替へ、他方大會組織法、代表選舉法、及大會議題を公布したので、大體中央黨部現任員が、再び中央委員に選任さるゝ狀況に好轉するに至つた。されど尙ほかゝる中央の措置に憤激した反右派の形勢は、全國に漲り、左派の重鎮汪兆銘、宋慶齡(孫總理未亡人)女史等の歸國によつては、大會における形勢が、如何に逆轉するやも圖られぬ模様であつたので、大會と相前後して行はるゝ豫定であつたので、故總理の移柩祭も六月一日に延期して萬一に備ふるといふ警戒振りであつたが、他方左派においては、これに屈せず、甘乃光、陳公博氏等の如きは、香港或ひは上海を根據として、猛烈なる理論闘争による對抗策を怠らず、江蘇省代

表大會及青年學生等の如きは、汪兆銘氏に歸國請願の通電を發し、或ひは上海、漢口、北平、天津方面の左傾黨員と、互ひに氣脈を通じて擾頭の機を窺つてゐた。然るに、三月四日の中央常務會議は、于右任氏を首席として、各地黨部代表の指定を決定したが、それによつて、安徽、河南、陝西、遼寧、吉林、黑龍江、哈爾濱、綏遠、察哈爾、熱河、河北、北平、江西、湖南、貴州、雲南、福建、四川、山東の各省各特別市黨部及海外特別黨部等より指定せられた代表は、現國民政府及中央黨部に關係し、中央に職を有するものが、全數の三割を占め、代表者總數の八、九割は現政府の擁護者であつて、大會における中央黨部の有利なる事はいふまでもなく、殆んど官製の代表の觀を呈したので、馮玉祥氏を始め、北平、南京、河南、江蘇等の各地黨部は盛んに不滿を訴へ、等三次代表大會開催の反對を通電し、或ひはその不當を鳴らして汪兆銘、柏文蔚、河香凝、白雲梯、王樂平、陳樹人等左派の諸氏は右大會否認の傳單を撒布するといふ狀を呈するに至つた。しかし乍ら中央の彈壓效を奏して兎も角も、愈々十五日より大會を中央軍官學校において開會する事となつた。斯くて黨内部の幾多困難なる狀勢を切り抜けつゝ、大會は開會を見るに至つたが、尙ほ蔣介石氏は、一方において左傾分子を驅逐しつゝ、

自己の地位を保持するに努むると共に、他方において、左派との連絡を保持する爲め、汪兆銘氏が第三次大會と離る可らざる關係ある事、汪氏の歸國すると否とに關せず、次の中央委員選舉には、當然重要な候補者の一人たる事を公表し、暗々裡に左派に好意を表し、左派の要人于右任氏を懐柔してその大會出席勧告に努め、一面においては左派に連絡する馮玉祥氏を抑へると同時に、他面においては胡漢民氏等に連絡密接なる李宗仁氏等の廣西派を牽制したため、馮氏は河南にあつて病と稱して大會に出席する事を欲せず、李宗仁氏も亦眼病治療を名として上海に去り、大仁氏も前にして、蔣、馮、李三氏間の空氣は頗る面白くなく、事態何處となく暗澹たるものあるうち、果然湖南事件勃發して、武漢南京兩派の確執となり、爲めに折角開會された大會も流會の外ないのではあるまいかと憂慮さるゝに至つた。が、それにも拘らず吳稚暉、胡漢民、蔡元培、張謇江等元老諸氏の妥協斡旋によつて大會だけは無事二週間の會期を終了するに至つた。而して大會中決定せる主な事項は大體左の如きものである。

(一)廣東共產黨事件(前回の年鑑參照)に關する汪兆銘、陳公博、甘乃公、顧孟餘、何香凝外四氏に對する第四次全體會議の處分案に對しては(イ)陳公博、甘乃公兩氏を永久黨籍より解除する事、(ロ)顧孟餘氏を三年間黨籍より解除する事、(ハ)汪兆銘氏は大會より書面を以つて警告を與ふる事(ニ)中央常務會議提出に係る「總理の遺教に基き、過去における黨一切の法規を編成し以つて一貫した系統となし、且つ總理の主要遺訓を確定して調政時期においては、之れを以つて、中華民國における最高根本法とする」事

(三)第三期中央執監委員の人數並に選舉結果は左の如くである。中央執行委員廿六名、候補委員廿四名、中央監察委員十二名、候補委員八名

(中央執行委員) 蔣介石、譚延闓、戴天仇、何應欽、胡漢民、孫科、閻錫山、陳果夫、陳銘樞、葉楚傖、朱培德、馮玉祥、吳鐵城、宋慶齡、于右任、宋子文、汪兆銘、伍朝樞、何成濬、李文範、王柏齡、邵元冲、朱家驊、張群、劉峙、楊樹莊、方振武、趙戴文、周啓剛、陳立夫、劉紀文、陳肇英、劉憲隱、丁惟芬、曾養甫、方覺慧(候補委員略之)

(中央監察委員) 吳敬恒、張人傑、古應芬、林森、蔡元培、張繼、王寵惠、邵力子、李石曾、鄧澤如、蕭佛成、恩克巴圖(候補委員略之)

その外、會議の途中、國民政府の名を以つて武漢討伐令(別項漢寧の衝突を參照)が出され



た關係から、李宗仁、李濟、白崇禧等三氏に對する黨籍剝奪の決議が行はれ、更に對外政策の方針として従來通りの國權回復、國際平等關係の樹立等が承認された。

漢軍の衝突

民國十八年一月下旬、湖南省清鄉督辦及省政府主席魯滌平氏は、武漢政治分會よりの命に接して、部下の軍隊大部分を江西省萍鄉の附近に派遣し、以つて共產黨討伐に従事せしめつゝある際、二月廿日突如、武漢衛戍司令胡宗鐸氏の名を以つて、魯氏が省財政を私消し且つ不當課税を行つて省民を苦しめたとの理由の下に、夏威、葉祺、何健等諸氏の大軍を長沙に送つて、廿一日拂曉より大々的クーデターを斷行し、同地駐屯中の魯軍三團の武装を解除するに至つた。これが爲め魯氏は事の餘りに意外であつた事と、手兵の少かつた事等の關係から、何等の抵抗を試みる暇もなく、機に身を以つて同地を脱出、折柄の暗夜に紛れて長江を下り南京へ赴いた。こゝにおいて胡宗鐸氏は、魯氏の後任として武漢政治分會の名を以つて何健氏を任命し、それと廣西系要人を湖南省政府委員に任命した。然るに右魯氏の驅逐は、中央を侮辱した武漢政治分會の越權行爲であるとして、忽ち南京對武漢の關係が緊張するに至り、事態は第三次全國代表大會(別項参照)を前にして、頗る險惡

な雲行きを呈するに及んだ。これ即ち湖南問題であつて、その原因は、豫ねて李宗仁、李濟、白崇禧等の廣西派の連中がその宿望たる、大廣西主義達成の第一歩を對する爲め、魯氏が譚延闓氏直系の部下として、南京派の色彩を濃厚に有し然も、湖北(武漢所在地)廣西を繼ぐ湖南の中央に蟠居する事は、將來、蔣馮の關係萬一に際して、湖北廣西の連絡を遮斷し、武漢派(即ち廣西派)を孤立に陥らしむる虞れあるを以つて是非共兩湖兩廣の完全なる統一を實現せんとするに、何としても魯氏を驅逐する以外他に途がなかつたので遂に此の舉に出たものと思はれる。而して、これより先き、民國十六年の夏、當時の武漢政府が聯露容共政策を棄て、漢軍合體を圖つた際、廣西派たる李宗仁、白崇禧等が蔣氏を裏切り、之れが爲め蔣介石氏は下野して日本に亡命せざる可らざるに立ち至つた事は、今尙ほ多くの人々の腦裡に新たなるものがあるが、それ以來廣西一派と蔣介石一派とは相容れ難い狀態を續け、殊に十七年八月の第五次中央全體會議において、左派より提出せられた政治分會廢止問題に、蔣介石氏が左派委員を支持して問題を通過せしめてからは、特に釋然たざるものがあり、更に去る一月の國軍編遣會議においても、李宗仁、李濟等の兩氏は兎角に出過ぎり、白崇禧氏は遂に出席せず

李宗仁氏は湖南事件突發の際、恰も公務を以つて武漢に在らず、直接事件に關係なき故處分せざる事、(二)湖南事件の責任者として胡宗鐸外二名を免職する事、(三)軍隊の原駐地歸還、(四)湖南省政府の改組、(五)政治分會は三月十五日限り之を廢し十三日を以つて集會を停止する事等五項目の決議に参加したが、右決議に對する武漢側將領は、依然反抗的態度を示し、胡宗鐸、陶鈞、夏威、葉祺等諸將は漸次兵力を集中して、一部湖北西北省境を守備する軍を除いては、第一軍を江西に向け湖北、湖南、廣東の三方面より攻勢を執り、第二軍を安徽省方面に配して南京軍の進出に備ふる等、最早や最後の調停も何等の効を奏せざるに至つた。その時第三次全國代表大會は開會式後將に三日目であつた。この武漢派の態度を知つた蔣介石氏は、俄かに大會を中座して、私邸に軍事會議を開くと共に、先づ南京に留まつてゐた李濟、馮玉祥、湯山に監察し、徐州の第一師劉峙、襄陽の第四師鄭洞南に至急南下せしめて浦口に集中し、熊式輝氏の第五師を除く各師を悉く動員し、全軍を三路に分つて武漢に向はしめ、着々として作戦上先手を打つ方針に出た。越て兩軍主力は安徽省境において衝突を開始したが、未だ大勢を支配するまでに至らず、武漢派はその隙に乗じて頗りと馮玉祥氏引き入れの策動を行

ふに對し南京派亦同様之れに向つて奔走するといふ次第で、要するに地方分權主義の武漢派勝つか、中央集權主義の南京派勝つかは、實戰上のそれよりも懸うした政治的策動に多分の効力を期待されるに至つた。しかし乍ら河南新鄭附近の百泉に在つて病氣保養中の馮玉祥氏は、湖南事件に關し、蔣介石氏が軍政部部長たる彼に何等の相談もなく、全く獨斷にて大軍移動の命令を發した事及び第三次大會の代表選出方法等に就て頗る不満に思ひ、軍政部長を辭して自派の鹿鍾麟氏をその後任に推すに至つたので、一時その態度は武漢側に加擔するのではないかと疑はれたが、その韓復榘軍は必らずしも武漢に入るでもなく、武勝關の近くにあつてさながら洞ヶ峠を爲すの觀を呈してゐた。そのうちに蔣氏の手は湖南の何健氏に及び、往年廣西派が武漢入りの際して、何健氏等を敵とせる事實を口實に、武漢派へ寝返りを打たせた外、當時奉天軍の關外撤退監視の爲め引續き前秋より平津地方に駐まつてゐた白崇禧軍に對しても、その部下の李品仙が、何健と共に舊唐生智部下として、往年の廣西派の敵であるを抱き込み、唐生智復活を條件として、白氏より離反せしむる事に成功した爲め、南京派としては之れを以つて馮軍を牽制し、旁々湖南と安徽より一齊に攻撃を行つた結果、平津地方より脱出した白

氏が未だ歸漢せざるうち遂に武漢派は戰局的收拾困難に陥り、四月二日各軍は支離滅裂のうちに没落し、間もなく蔣介石氏の入城を見るに至つた。所が、武勝關にあつた馮派韓復榘軍は、大勢南京派に有利と見るや、急ぎ南下して武漢を突き、以つて中央に對する一部發言權の留保を爲さんとしたが、蔣氏の軍に先んぜられて、折角武漢にまで進出したが撤退を要求され湖南湖北は完全に南京派の手に收めらるゝに至つた。而してその後、李宗仁、白崇禧等は、各所に分裂した自派の殘軍を集めつゝ廣西に逃れて、再起の機會を待つ事となり、一方李濟、葉監禁後の廣東も、最初武漢派と呼應して、中央反對の態度を示したが、結局武漢の大敗と相前後して、蔣氏の旨を受けた陳濟棠氏は廣東人の廣東を標榜して、疊に李濟、葉氏によつて廣東を追はれた張發奎氏と共に、黃紹雄氏一派の廣西系將領を驅逐した爲め、こゝに南京派の實勢力は著しく増大するに至つた。

對列國新條約と英國公使の國書捧呈

疊に諾、白、伊三國との平等條約締結に成功した國民政府では、更にデンマーク、スペイン、ポルトガルとの修交並に友交通商條約を始め、和蘭、瑞典、佛蘭、英國との各關稅條約を締結する所あつたが、右諸條約締結の



日時その他は大體左の如くである。

丁株 (修交通商條約) 民國十七年十二月十日北平において調印、正文五ヶ條並に附屬聲明書三通より成り、大體伊支條約に準據してゐる。  
葡萄牙 (友交通商條約) 民國十七年十二月十九日南京において調印、内容は丁支條約と殆んど同一である。  
西班牙 (修交通商條約) 民國十七年十二月廿七日南京において調印、正文五ヶ條交換公文一件並に内地居住及土地所有權に關する聲明書三件より成り、内容は伊支條約と同趣旨である。  
和蘭 (關稅條約) 民國十八年一月十九日上海において調印、本文は三ヶ條より成り大體において諸支條約と同様であるが、附屬文書三通は(イ)互にその生産又は製造に係る貨物に關する最惠國待遇を約し右公文は條約その物と同一効力を有す可きものとする事(ロ)兩國間に通商條約改訂を行ふ場合審議す可き事項に關する共同聲明書(ハ)特殊貨物に對する一年間の特殊稅率に關するものを以つて成立してゐる。  
瑞典 (關稅條約) 民國十七年十二月廿日南京において調印、條約は三ヶ條より成り伊支條約と同一で、外に最惠國待遇に關する交換公文一件を附してゐる。

佛國 (關稅條約) 民國十七年十二月廿二日夜上海において調印、三個條の本文及三通の附屬文書より成るが(一)第一條及第二條は支那の關稅自主を認め最惠國待遇を約したもので第三條は佛文を條約正文としパリにおいて批准を交換す可き事を規定したもので(二)附屬文書一は、純絹織物その他之れに類似のもの四種と、胡椒、カレー、茶等の支那貨物に對し、佛の最低稅率を引續き適用する事、及支那が佛の最低稅率適用を希望するその他の貨物に付ては追つて協定稅率の商議を爲す可き事、二は印度支那關係三協約に代はる可き新條約締結の爲め何時にても商議し得る事、新條約締結まで印度支那國境關稅の現狀維持、新稅則實施後は可成り釐金廢止の事、支那の賠償借款償却には關稅剩餘の一部を以つて充當す可き事、三は民國十八年三月末日以降印度支那國境制度を廢止する事、等に關するものである。  
英國 (關稅條約) 民國十七年十二月廿日午前十時南京において調印、正文四ヶ條附屬文書四通より成り、第一條は關稅自主の承認、第二條は輸出輸入稅に關する最惠國待遇の確保、第三條は英國は支那の噸稅賦課權を強制する現行條約中の總ての條項を一律に廢棄する事を承認し、之れと同時に兩國

は噸稅に關し相互に他の孰れの國の船舶よりも不利益な待遇を受けざる旨規定し、第四條は批准及効力發生時等に就て規定したものである。而して附屬文書一二は條約第一條第二條を具體的に聲明したもので、三は國民政府の採擇す可き關稅稅率中、從價稅率又は特殊稅率が一九二六年の關稅會議において審議の上暫定的に一致を見た稅率と同一なる事、並に支那政府は新稅率實施後釐金沿岸貿易稅等一切の例外的課稅は出來得る限り速かに撤廢に着手する事四は新稅率實施と共に陸境輸出入の特惠稅率は廢止する事等を約したものである。  
而して、右英支關稅條約の調印と同時に、駐支英國公使ラムプソン氏は國民政府首席蔣介石氏に對し英國皇帝の國書を捧呈し、感念なる儀式の下に英支交款を行ふ所があつた。尙ほ右に就て英國下院における一議員の質問に對し政府は「格別正式承認云々の宣言又は聲明を行はざるも、今回のそれは正に法的承認を意味する」と答へてゐるので、支那側の歡び一方ならず、國民政府承認の魁であるとして親英論俄かに高まり、英國輿論又對支自由主義政策の實行機會が到來したものであるとて將來を期待するものゝ如くであつた。  
日支關稅協定成立  
民國十七年七月十九日、國民政府より芳澤

公使を経て我國に寄せた日支通商航海條約改訂に關する通告文が、豫ねて推測された通り現行條約の廢棄を宣し、併せて絕對平等の新條約締結を要求したもので、新條約成立までは臨時辦法(前回の年鑑參照)を適用する旨聲明してあつたので、日本政府は同月廿一日附明して芳澤公使より國民政府に對し、依然前年の回答同様、現行條約第六條の規定を強硬に主張し、現條約の改訂には應ずるも、之れが廢棄には斷然反對の旨通告した爲め、これに日支の立場は全然異り、双互共に自説を固持して殆んど妥協成立の餘地なく兩國間の空氣は次第に惡化しつゝあつたが、その後、米支關稅條約(前回年鑑參照)の成立その他で、多少對内的に言分の立つた國民政府では、財政の窮乏を海關の増收によつて處理せんと志し、それには是非共日本との交渉を必要とするに至り頻りと機會を窺ひつゝあつた所、一方日本側においても、米支關稅條約に先手を打たれ、且つ列國の對支新條約交渉の機運から孤立する虞れあつたので、内心稍や焦慮の氣味であつた折柄として、自然に双互の氣合ひが投合し、十一月廿二日國民政府財政部長宋子文氏の矢田上海總領事訪問となつて、茲に通商條約とは全然別個に、關稅事項のみを切り離した商議の開始を見る事となり、爾來連日若くは隔日位の熱心なる會商によつて、

約二ヶ月間連續的に協議を進めた結果、漸く民國十八年一月十八日を以て協定成立し、公文の交換を行つたが、その間折衝打ち切りの危機に面した事一再ならず、途中宋子文氏と外交部長王正廷氏の交替することあつて、兎も角も圓滿なる解決に到達したが、該協定の内容は双互に對内關係を顧慮してか稅率以外の事項は公表する事を避けた爲め、完全なる内容を知るに由なきも、大體左の如きものである。  
即ち、交換された公文は三通であつて、そのうちの(一)新關稅率に關するものは  
▲附加稅の形式を放れて A 級七分五厘 B 級一分 C 級一分二分五厘 D 級一分五分 E 級一分七分五厘 F 級二分二分五分 G 級二分七分五厘で北京關稅會議當時の七種差稅に準じたものである。  
而して(二)債務整理に關するものは  
▲毎年、海關收入中より五百萬元を控除して之れを積立て、債權國會議の結果適法に支那側債務の整理を爲す事  
又(三)實施に伴ふ兩國間の或種の協定は  
▲結局本協定が、附加稅の形式を離れた自主稅の觀を呈してはゐるが、所謂通商條約における國際法上の通念としての自主權とは自ら異なる意味を表示したのではないかと觀られ、更に噸稅、並に陸境

關稅には觸れず、又抵代稅據置きを從來の儘の從價五分の半額として二年間に限る事等を約したものと想像される。  
斯くて、本協定は二月一日より實施される事となり、一月廿日批准を交換したが、こゝに本協定の成立に伴ひ、昨夏以來の日支關係は幾分好轉の空氣を示し、次いで懸案の濟南事件、南京漢口兩事件、並に通商條約の交渉開始に關する、難關打開への機運を作り出すに至つた。  
張宗昌氏と山東一帶の動搖  
馮玉祥軍の西部山東入りと相前後して、海岸線の所謂膠東を進撃した南京軍は、民國十七年十月遂に張宗昌氏一派の諸軍を同地方より放逐したが、爾來南京派と自稱する劉珍年氏は同地方にあつた舊張宗昌系雜色軍を、自派に改編して勢力の増大を企圖しつゝあつた所、民國十八年一月に入つて、當時旅順に亡命中であつた張宗昌氏の山東再起説が傳はるに至つて、雜色軍の態度漸く曖昧なるものあるに業を煮し雜色軍中の第二師長劉開泰氏を罷免した結果、同氏は大連に亡命して張宗昌氏と連絡を執り、密かに資金を蒐めて、同月廿四日突如龍口に上陸、舊部下を糾合して劉珍年氏攻撃の名の下に變亂を起すに至つた。そこで斯くと見た膠東一帶の雜色軍は、或ひは之れに参加し、或ひは反對し俄かに何れが



有利とも判断し得られざる混乱状態に陥つたが、一方劉開泰氏と打合せの出来てゐる張宗昌氏は、別に中共和同盟軍なるものを組織しこれに舊直魯系、吳佩孚系、安福派、廣東派、湖南派及び北平方面の國民黨中の異分子等、その他失意の政客等を含ましむる事として、自らはその第三方面軍司令となり、第一方面には四川の吳佩孚氏、第二方面には廣東の陳炯明氏、第四方面には浙江の盧永祥氏をそれぞれ驅起せしむる手筈の下に、着々準備を進めつゝあつた所、劉開泰氏の變亂と、日支關係の融和によつて、馮玉祥氏の山東入り説が、同地方の住民等にとつて共產主義の侵入を豫想せしむるに至り、人氣漸く張宗昌氏の復活を期待するものがあつたので、二月十九日夜、張氏は吳光新氏並に舊幕僚を率ゐて急遽旅順を出發、廿日龍口に上陸して五色旗を掲げ、國民黨討伐の通電を發するに至つた爲め、事態は忽ち重大化し、山東各地の動搖も増しに甚しいものがあるに至つた。こゝにおいて、豫ねて山東入りの希望を有してゐた馮玉祥氏は、泰安にある部下優秀の孫良誠軍をして、徹底的張軍の討滅を策したが、國民政府又徐源泉軍を平津方面より南下せしめてこれに對抗する一方、四川、廣東その他の所謂中共和同盟軍の蜂起を未然に防壓する事となり、それ／＼對策を講ずるうち、三月下旬

に至つて形勢は雜色軍の統制困難の爲め、張宗昌氏の立場漸次不利となり、然も、張氏の幾分頼みとしたらしい我が山東派遺軍は、絶對に中立を守り且つ膠濟鐵道廿支里以内の通過を南北兩軍に嚴禁した爲め、愈々張軍は窮狀を増すといふ状態に陥つた。而してその折も折、濟南事件に關する日支交渉の成立近きもありとの報、山東一帯に傳はるや、遂に張軍配下の將領中、離反する者續出するといふ次第で、遂に張氏も大勢を支へ得ず、四月二日山東を脱出日本へ亡命するに至つたが、それでも尙ほ山東の動搖は雜色軍の歸着する所なき爲め、依然繼續され、一時濟南事件の交渉解決による日本軍の撤退にも支障を來す有様であつた。

濟南事件解決

事件の直後、事態の靜穩に歸すると共に一時本問題に關しては、日本側より軍事交渉を開始したが、北伐途上の支那側は、之れにかゝり合ふ事を回避した結果、民國十七年六月十四日右軍事交渉は打ち切られ、全然外交交渉に移さるゝ事となつた。そこで矢田上海總領事對王正廷氏の間に改めて非公式交渉を重ねると共に、何れ正式交渉には藤田青島總領事、西田濟南總領事代理を正副日本代表に任命するのであつた所、七月下旬に至つて、日支通商條約改訂交渉に關する、兩國の主張全

然相容れざる關係から、自然一般的日支關係の悪化は、本問題の折衝にも影響して、爾來四ヶ月殆んど何等の交渉もなく、双方睨み合ひの形を以て経過したが、別項關稅問題に關する一般の空氣が次第に好轉すると共に、日支關稅交渉を機會として、本問題も再び兩國間商議の議題となるに至り、十一月八日第一次矢田、王正廷兩氏の會見は、本問題を一切の懸案から全然切り離して折衝する事とし、以來會商する事前後六回に及び、殆んど基礎的諒解は成立せん許りに漕ぎ付け得るに至つた。然るに當時の我が田中内閣は、一向に定見を有しなかつた所から、その後及びて更に非公式とはいへ折角纏まりかけた前約を、俄に覆へして新たなる強硬訓令を發するに至つた爲め、交渉は再び逆轉して、徒らに支那側を激昂せしめ、遂に王正廷氏の如きは本問題を國際委員會に附す可しとまで教團き、いつ交渉の軌道に復するか見極めがつかざるに立ち至つた。こゝにおいて内心聊か狼狽した田中内閣は、關稅協定の成立で又々幾分空氣の緩和された民國十八年一月、南支那視察といふ名目の下に芳澤公使を上海へ送り、それとなく交渉の再開に色氣を見せた所、支那側も、その内部關係において馮玉祥氏が山東入り希望し、且つ之れに對する蔣介石氏の前約もあるといふ譯合ひから、交渉再開に關す

る督促、頻りと馮氏より蔣氏に行はれるので、旁々中央としても、無得に之れを引延ばす事も出来ず、斯くて同月廿六日より三度日支交渉を開始する事となつたが、芳澤、王正廷兩氏の會商は二月一日より五日間に亘る連續討議を以て、一氣に大綱を決定し、後は訓印を残す許りとなつたにも拘らず、損害に關する日支共同調査委員會の設置問題で、又もや日本側が前説を續へした爲め、八日午後八時より九日午前二時までに至る六時間の激論の末、會議は再び決裂を見るに至つた。尤も此の共同調査會を設置するに於ては、前後の關係から日本側に少なからぬ不利を招く虞れがあつたからではあるが、何れにして交渉の拙劣であつた事だけは蔽ふ可くもない事實である。さて、その後、矢田對崔士傑、周龍光對堀内の彼我委員連の非公式折衝は、結局するに一切を相殺するといふ立前の下に漸く意見一致し、三月廿日芳澤、王正廷兩氏の形式的會見に次いで、同廿八日芽出度く訓印、公文の交換を了るに至つた。而してその内容は

(一)事件の責任に關しては、日支互に遺憾の意を表す事、(二)事件による損害は日支共同調査委員會を設けて、公正なる調査を行ふ事(但し之れは形式上だけで互に賠償の實際的負擔は行はぬ諒解あり)(三)今後の保障は國民政府において責任を以て

確言すると共に、日本の山東派遺軍は撤退する事

尙ほその外、責任者の處罰も日本側の要求中にはあつたが、該支那側責任者中の一人は、北伐の途中自ら失脚してその地位を剝奪された爲め、事實上追窮に及ばぬ事となつてその儘となつた。所でその間、我國内政上の關係から、床次氏の渡支を見たが、之れは大局の上は何等の効果をも齎らすものではなかつた。そこで右問題の解決と共に日本がその山東派遺軍を撤退せんとする矢先き膠東一帯に勢力を盛り返へした張宗昌軍その他の雜色軍は、次第に力を増大せんとする傾向あり、然も、山東接收に就ての支那側内部の關係は、種々複雑して日本側の希望通り行かず、従つて日本軍としても、撤退直後の治安を考慮して、支那側に頻りと適當なる措置を要求した事が埒明かず、事もあらうにあれ程我が派遺軍の撤退を絶叫し且つ列國に惡宣傳して置き乍ら、愈々我軍の撤退命令發せられんとするに當り、支那側は獨り中央政府のみならず馮氏よりも撤退延期方を懇請し來るといふ始末で、こゝに支那側の醜態を遺憾なく暴露したが、總て蔣介石氏の命を受けた方振武その他の中央軍が入魯するに及び、我が派遺軍もやゝ豫定よりは遅れたが、順次撤兵を行ふに至つた。

南支漢口事件解決と日支關係の本復

日支關係打開の途における痛腫とも見られた、濟南事件の解決によつて、こゝに日支間の險惡なる空氣は自然一掃され、一切の懸案交渉は常軌本復の爲め漸くその緒に就くこととなり、先づその第一着に解決されたものは三年越の南京、漢口兩事件に關する解決交渉であつた。元來、此の兩事件とも我國に取つて言分こそあれ、支那側より何等の辯解をも聞くに及ばぬ關係にあるので、既に交渉の段取となれば忽ち解決する程のものであつたが支那側の政治的駆引や、他の懸案への牽制の意味から、先方によつて延引され來つたものとて、濟南事件解決直後、兩問題に關する協定文は何程の時日も要せず成立し、四月十八日假訓印を行ひ、五月二日正式に公文の交換を済す所があつた、而してその内容は、兩事件共、(一)事件の發生に關する責任に就て支那側より遺憾の意を表し、(二)損害のすべてに對しては賠償の責を負ふ事、(三)將來の保障は絶對に責任を持つ事等により、當然の事乍ら我國の要求通り大體において解決した。斯くて問題は恒久性を有する最も重大な通商條約問題に關する商議開始に至る、日支互の行懸りを打開せんとする事に決し、四月十八日、前記兩事件の假訓印と同時に、芳澤公



使は王正廷氏と右に關する協議を行ひ、五時間の討議の結果、既に支那側の日本に提示せる現條約廢棄通告は撤回せざるも、日本側より改めて廢棄通告は之を承認し難きも交渉には應ずる旨の覺書を送り、支那側が之れに何等の反駁を加へぬ事によつて、事實上廢棄通告を撤回する形式の下に諒解成立し、五月二日有公文の交換を了するに至つた。こゝにおいて、昨夏以來全國的に行はれた猛烈な排日運動は、大いに減少し、否、少くとも表面その如き状態を呈するに至つたが、もとより條約交渉の開始と共に、日本牽制の意味から再び、その手を喰ふものとは豫想さるゝも、事態は先づ一頃の如く甚しい事はなかつた。

武器禁輸解除

民國八年(一九一九年)五月五日成立した對支武器輸出禁止協定は、當時米佛伯日の五國を以つて行はれたものであるが、その後依然内亂の都度之等協定關係國以外の國より、新式武器の支那に輸出せらるゝもの相當の額に上るので、民國十七年再度協定を新たにし和蘭、白耳義、丁抹、伊太利等をも之れに加へ、以つて支那内争の助長を消滅の乍ら防止せんとしつゝあつたが、近年國民革命は遂に全國を統一し、漸次平和的建設の事業にも着手し始めたので、最早本協定の必要は支那において認められぬといふ事になり、北平外

交團の民國十八年四月の定例會議は、之れが廢棄を決議するに至り、同月廿七日、公式に關係國間の之れが諒解は成立した。

孫文移柩案と芳澤公使の圖書呈

民國十四年北京の客舎に遊いた、國民革命の創始者、故孫文氏の遺骸は、爾來北京郊外の西山碧雲寺に安置されてゐたが、元來氏の遺言として南京郊外の紫金山に之れを移葬する可き事は、氏の後繼者たる國民黨員の全部に取つて、最も重要な一個の懸案であり、民國十七年八月中旬の、北伐完成による第五次全體會議は、明かに此の件を附議して、十八年一月實行する事と決定したのであつた。しかし第三次全國代表大會その他の關係から、それが三月十五日に延期され、更に六月一日へと再延期されたのであつた。されど此の事たるや、國民黨の左右を問はず、その全體的關係が——換言すれば以黨治國の國民黨となつてゐるのでこれを機會に、現中央黨部を牛耳つてゐる右派に對し、左派の進出陰謀が行はれるといふ所から、事は頗る面倒であり、一面、漢寧衝突の結果、次第に險惡の度を増して行つた馮蔣間の關係が(別項参照)時局の動搖を危懼されつゝあつた際として之れが大祭の執行は可なり注目された所であつたが、遂に豫定通り一週間に亘る盛大な儀式を行ふ

に至つた。而して此の移柩案には、豫ねて入露して居つた孫總理未亡人宋慶齡女士の歸國參列を見たが、豫想された左派の面々は、右派の警戒の爲め手も足も出なかつた如くである。一方此の大祭に對する列國關係は、國民政府の希望に基き、何れも在支使臣を參列特派使節として、それ／＼の儀禮を盡さしめたが、日本も、近く條約交渉その他を控へてゐるので、外交上此際國民政府を正式に承認し且つ在支公使館の昇格を決定する事は、相當に得策であらうと認め、芳澤公使は、式後國民政府首席蔣介石氏に對し信任狀を捧呈する所があつた。斯くて、日支間の關係は愈々常態を一步進め得るかに見られ、同月下旬には條約交渉に入り得るかと思はれ、同月下旬には我が國の政變と、支那側の内部的關係の動搖は、暫らく交渉開始を延期するの外なきに至つた。因みに右移柩案には、故孫文氏と特に密接な關係にあつた日本人數十名も國賓若くは准國賓として招待され、大饗、頭山の兩氏等も遠路をこれに參列した。

蔣馮關係の惡化と北平の三巨頭會議

第三次全國代表大會に對する、代表の選出方法その他から、蔣氏へ對する不滿抑ふるに由なく、河南の百川に病と稱して引籠つた馮玉祥氏は、その後、廣西派對蔣介石氏の衝突

に際し双方よりの勸誘を適度にあしらひつゝ、形勢の如何によつては、武漢派と合して南京を突き江蘇浙江の海岸線に沿ふ地盤を收め、或ひは南京派と合して武漢を突き、湖北の饒地を手に入れようと、配下の精銳韓復榘軍を武勝關に出動せしめて、戰勢の推移を傍觀せしめつゝあつた。然るに蔣氏の作戰並に買収政策は大勢をして南京派に歴倒の有利な局面を展開するに至つたので、馮氏は直ちに韓軍を南下せしめ、第一の武關入りを計畫したが、早くもそれを知つた蔣氏は第一師劉峙の軍を武漢に攻め入らせたので、馮軍は二番乗りの止むなきに至つた。されど馮氏はその儘韓軍を同地に止め、何等かの戰勝に伴ふ發言權を得んとしたが、蔣介石氏は斷乎として韓軍の撤退を要求し、劉軍を以つて漸次之れを河南省境に壓迫するに至つた。こゝにおいて馮氏も止むを得ず軍を引いて、濟南事件解決による山東入りを只管待つゝ態度に出たが、愈よ日本軍の山東撤退による同地の接收問題に及ぶと、豫ねて蔣氏との約束により自己の手に山東を收める豫定の馮氏は、部下の孫良誠をして、早くより泰安に入らしめ、日本軍との警備引繼ぎを爲す筈であつた所、突如、中央より孫良誠に對し接收手控へ方の電命が行き、山東の接收は中央の命あるまで待てとの事

に憤慨したのは孫良誠で、直ちに馮氏に打電して事の次第を訴ふる所があつた。即ち、それといふのも、今や廣西派を叩きつけて湖北湖南の地域を我手に收めた蔣氏の勢力は著しく増大し、敢へて馮氏の去就の如きは問題でないといふので、前約こそあれ、山東を馮氏に渡すことは、馮氏の勢力を増すのみならず、戰略上背後を脅かされる虞れもある所から、可及的に山東を渡さず、次第によつては實力により之れをも自派の手に收めんとする底意が蔣氏の腹中にあるからで、その結果、一時日本軍は警備引繼ぎの對手なく撤退不能に陥つたが、此の時既に中央の態度に激昂した孫良誠軍は四月十六日夜、泰安を撤退して何れへ去つたか不明となつてゐたので、蔣氏は即時馮玉祥系將領の一人で、現在は自派に鞍替へしてゐる方振武軍を山東に入れ、徐源泉、陳調元の兩軍と相持つて完全に山東を接收するに至つた。斯くて蔣馮の關係は日増に惡化し、斯かる時の例によつて、双方の電報による針を含んだ辭禮は頻々として往復されるに至つた。即ち、蔣氏は馮氏に來京して軍政部に椅子に着けと云へば、一方は病氣を理由にして動かさず、然らざるうち、南京にあつた鹿鍾麟、唐悅良等馮派の要人は、事態の逼迫に鑑みて、四月廿六日夜上海へ脱走し、形勢は刻々に險惡となり、遂に兩派の戰備進

行と共に、五月二日より七日の間蔣馮兩派の討伐通電相交錯して、兩派諸軍の移動は續々として開始されるに至つた。すると、これに伴つて、曩に武漢で破れた廣西派は、時こそ得たりと、廣西軍を率ゐて中央に寝返つた廣東の陳濟棠氏攻撃を開始し、北方では又、過般の漢寧戰で復活した唐生智氏の行動最も注目され、同時に山東の方振武氏も態度曖昧であるとして、それ等將領の向背と閻錫山、張學良兩氏の出方は夥しく視聽を惹くに至つたが、何分にも蔣氏は中央の地位にあり、資力並に名目の點において著しく有利で、且つ蔣氏獨特の諸將操縱政策は、軍の質において嶄然群を抜くといへば馮氏の立場を次第に壓迫して、平漢線南部の局地に小衝突を見たる以外、流石の馮軍をして河南より撤退、陝西甘肅に去るの外途なきに至らしめた。その間、馮軍は主力を山西に向けて、一舉に閻氏を突き、平津の地によつて地位を固めんとする作戰にも出でようとしたといふが、事こゝに至つても如何とも致し方なく、平漢線の南北鐵橋その他軌道、隘道を破壊して、南京軍の侵入を妨げつゝ、奥地への退却を準備するに至つた。所が、六月三日廣東攻撃中であつた廣西軍の敗報に次いで、馮派精兵中の精兵ともいはれた、韓復榘軍は、大勢の非なるを知つて中央擁護の通電を發し、更に石友三、吳錫祺の各



軍も同様の態度を取つたので、馮氏の運命は將に風前の燈火の觀を呈するに至つた。されど尙ほ孫良誠軍の韓軍連襲説等も傳へられて、危機一髪の見られ乍ら、五日發布された馮氏の逮捕命令も一向實現されず、南京軍又河南侵入にまで事を運ばず、形勢は妙にコヂレた風を見せつゝあるうち、閻錫山氏より「此の際和平解決、全國統一を助成する意味において余は下野する」との通電現れ、次いで之れに對する中央の慰問通電、さては馮氏の芝居氣たつぶりの下野通電等、又復一類り通電の交錯があつて、時局はいつとなしに政治的解決への機運を打開するに至つた。これは、嘗て北伐完成と共に將、馮、閻の三者が北京に會した時、何れ建設の業緒に就いた時は、三者共に下野して、賢人に途を譲らんと誓約した一時があるので、今や、馮氏が奥地へ逃げるにも逃げられず、下野して外遊の外途なきに至つた事情から推して、若し、馮氏が外遊するにおいては、馮氏の次ぎに蔣氏の鋭鋒を受くるものは自分であると見た閻氏が、先手を打つて下野を表明すれば、蔣氏としても下野せざるを得なくなる爲め、こゝに抱合ひ心中と見せかけて、閻氏自身がその立場を有利に展開せんと圖つたもので、それが期せずしてかゝる新局面を誘出するに至つたものであるが、總て、馮氏は、六月廿二日

外遊の爲めと稱して太原に閻氏を訪ふに至つたので、蔣氏は、急遽北平へ出向き、閻氏を招いてその下野外遊を慰留し遂にそれを中止せしむる事となつたが、同時に馮氏の逮捕令も取消され、馮氏も當分外遊見合せとなり、三者の關係はこゝに有耶無耶のうちに、所屬軍の編遣實行といふ名目を以つて解決したが、一方蔣氏は、自己の北平に來れるを好機として、東三省の張學良氏にも來平を促し、七月三日より十日まで蔣、閻、張の所謂三巨頭會議を開き、編遣並に統一、而して平和的建設事業に關する打合せを爲す一方、蔣氏としては、東三省が曩に易職を斷行したといへ、未だ實際的には外交権の委譲も、内部の行政關係に關する中央との連絡も取られてゐないので、之が解決を求めたもの、如く、巨頭會議の途中、蔣氏が王正廷、周龍光の兩氏を北平に招致したのも要するに之れが爲めと見られてゐる、而してその外にも國權回復に關する具體的協議も、進められたものと見られ、未だ内容は判然せぬが、相當の結果を重大視されてゐる。

東支鐵道回收問題

民國十八年五月廿七日、ハルビン特別市長官張景惠氏は、配下の巡警多數をして、突如、同地勞農總領事館を襲はしめ、強制的に館内を搜索して、書類その他を押収すると共に廿

のか、七月十日午前七時、再び支那側は東支鐵道に對し、猛烈なるクーデターを斷行し、沿線全部に亘る長距離電信電話局を占領すると共に、北滿各地方におけるソウイェト機關全部を封鎖し、東支鐵道管理局を襲撃して局長エムシヤノフ氏以下五首腦の職權を剝奪しこれと同時に露人技師を含む百七十餘名の檢束を斷行し、電光石火のうちに大彈壓を加へるに至つた。之れが爲めに沿線各地の混亂名狀す可くもなく、次いで在滿ソウイェト幹部

は、殆んど例外なく國外退去を要求され、露支關係はこゝに急轉直下最悪の状態を招來するものと觀られた。而して之れは、所謂支那の國權回收熱の一つの表れであつて、張作霖氏が世時代からの對露強硬政策が、國民政府のヌローガンと一致して此處に至らしめたものと觀られてゐるが、その間、北平における蔣、閻、張の所謂三巨頭會議が、之れを決定したものと觀測され、勞々、東三省の國民政府に對する外交權委讓問題と絡んで、これ

總て我が滿鐵への前提であらうとて、一般に此の問題を注目してゐる。一方、此の報に接したモスクワ政府は、直ちに問題の平和的解決を期待して、對極東の智義といはれるセレブリヤコフ氏を全權に任命、急遽東行せしむる事となつた。されど果して之が圓滿なる解決を見るや否やは豫斷の限りでないが、結局露國側の大膽歩に了るのではないかと豫想されてゐる。

條約國々名及主要條約締結年月日

獨逸國	通商航海條約	昭和二年七月二十日調印、同三年四月五日批准書交換
亞米利加	通商航海條約	明治四十四年二月二十一日調印、同十九年五月十日批准書交換
合衆國	著作權保護に關する條約	明治三十八年十一月十日署名、同三十九年五月十日批准書交換
	ヤツプ島條約	大正十一年一月一日調印、同年七月十三日批准書交換
	仲裁裁判條約	明治四十四年五月五日調印、同年八月二十四日批准書交換
亞爾然丁共和國	修好通商航海條約	明治三十一年二月三日署名、同三十四年九月十八日批准書交換
亞爾然丁共和國	通商關稅及航海に關する暫定取極に關する條約	大正十二年十月二日附往輪同日附來
奧地利國	日奧間入國滞在及産業生産等に關する交換公文	大正十四年十月三日署名、同年十月六日告示

白耳義國	通商航海條約	大正十三年六月二十七日ブラツセルに於て署名、大正十四年五月三十日批准書交換
ボリグイ	修好通商航海條約	大正三年四月十三日署名、同五年三月十五日批准書交換
ア共和国	修好通商航海條約	明治二十八年十一月一日調印、同三十年二月十二日批准書交換
伯刺西爾	日本國及ブルガリ	昭和二年十一月一日
合衆國	修好通商航海條約	明治三十年九月二十五日署名、同三十九年九月二十四日批准書交換
勃牙利國	同上追加條款	明治三十二年十月十六日調印、同三十九年九月二十四日批准書交換
智利國	通商航海條約	明治二十九年七月二十一日調印、同年十月二十日批准書交換
共和利	通商航海條約	明治三十一年四月二十二日
	滿洲に關する條約	明治三十八年十二月二十二日調印、同三十九年一月二十日批准書交換



外交——條約國々名及主要條約締結年月日

Table listing international treaties for various countries including 支那 (China), 共和國 (Republic), 哥倫比亞 (Columbia), 丁抹國 (Dingma), 共利國 (Guli), 西班牙國 (Spain), 芬蘭國 (Finland), and 諸威國 (Sweden). Each entry includes the treaty name and its effective date.

Table listing international treaties for 佛蘭西國 (France), 大不列顛 (Great Britain), 希臘國 (Greece), 伊太利國 (Italy), 洪牙利國 (Hungary), 希羅國 (Slovakia), and 墨西哥 (Mexico). Each entry includes the treaty name and its effective date.

Table listing international treaties for 諸威國 (Sweden), 巴拉圭 (Paraguay), 和蘭國 (Netherlands), 共和國 (Republic), 波蘭國 (Poland), 羅馬尼亞 (Romania), 露西亞國 (Russia), 露西亞國 (Russia), 露西亞國 (Russia), 露西亞國 (Russia), 露西亞國 (Russia), 露西亞國 (Russia), and 暹羅國 (Siam).

Table listing international treaties for 拉托比亞 (Latvia), 瑞典國 (Sweden), 瑞西國 (Switzerland), 土耳其國 (Turkey), チェッコ (Czech), スロバキ (Slovakia), and 赤十字 (Red Cross). Each entry includes the treaty name and its effective date.



萬國電信條約	明治八年七月二十二日決定、同十二年一月二十九日日本加入、同十四年三月十四日加入、同十四年四月十四日加入、同十四年五月十四日加入、同十四年六月十四日加入、同十四年七月十四日加入、同十四年八月十四日加入、同十四年九月十四日加入、同十四年十月十四日加入、同十四年十一月十四日加入、同十四年十二月十四日加入
海軍備限に關する條約	大正十年十二月十三日署名、同十二年八月十七日公布
農産品に關する條約	大正十年十二月十三日署名、同十二年八月十七日公布
海上に關する條約	大正十年十二月十三日署名、同十二年八月十七日公布
強制的検査に關する條約	大正十年十二月十三日署名、同十二年八月十七日公布
海軍備限に關する條約	大正十年十二月十三日署名、同十二年八月十七日公布
太平洋方面に於ける島嶼たる島地及島嶼たる領地に關する條約	大正十年十二月十三日署名、同十二年八月十七日公布
四國條約	大正十年十二月十三日署名、同十二年八月十七日公布
海峽制度に關する條約	大正十年十二月十三日署名、同十二年八月十七日公布

國際聯盟機關

國際聯盟の生れたのは、一九一九年六月下旬パリ郊外のベルサイユ宮殿の間に於いて對獨平和條約が調印された際である。然し法律上の誕生は更に六ヶ月を経て獨逸及聯合各國の批准の終つた一九二〇年一月十日である。而して現在、世界六十餘ヶ國中五十四ヶ國までがその加盟國となつてゐる。聯盟の根本をなす機關は總會、理事會及び事務局の三つで、更に傍系として常設國際司法裁判所及び國際

労働機關がある。

勞働機關がある。聯盟總會は聯盟國全部の代表者より成り、毎年九月ジュネーブに開催されるが、何時何處でといふことを總會が前の會議で多數決で決めるか、或は理事會がこの件を同じく多數決で決めた場合にはそれに従ふ。總會の臨時會議は聯盟國の請求あり次第召集することが出来る。但しその際は聯盟國過半数の同意を要する。また代表は一國三人以内とし各國とも表決権は一個に限られてゐる。總會は聯盟の行動範圍に屬し世界の平和に影響する

支那に關する九國條約	大正十一年二月六日署名、同十四年八月五日批准書寄託
支那關稅に關する條約	大正十一年二月六日署名、同十四年八月五日批准書寄託
支那に於ける治外法權に關する決議	大正十一年二月十日署名、同十四年八月六日批准書寄託
萬國郵便條約及最終議定書	大正十一年九月二十六日署名、同十四年四月九日批准書寄託
婦人及兒童の賣買禁止に關する國際條約	大正十一年九月二十六日署名、同十四年四月九日批准書寄託
鐵道の國際制度に關する條約	大正十一年九月二十六日署名、同十四年四月九日批准書寄託
工業に使用し得る兒童の最低年齡を定むる條約	大正十一年九月二十六日署名、同十四年四月九日批准書寄託
國際無線電信條約	大正十一年九月二十六日署名、同十四年四月九日批准書寄託

一切の事項を處理することになつてゐるが新規加盟國の件、非常任理事會員選舉の件、理事會と共同して常設國際司法裁判所裁判官を選舉する件、聯盟豫算の件等はその特殊の擔當事項とされてゐる。更に現狀に副はなくなつた條約を聯盟國の再考に附すること、及び放置すれば世界の平和を害するに至る如き國際的事態の考慮方を勧告することも出来る。總會の議案の審議は直に本會議に於て行ふのでなく、次の如き六つの委員會を設け、これに議案を配分することを普通とする。

第一委員會 規約及び法律問題

第二委員會 專門委員會

第三委員會 軍備制限

第四委員會 豫算及び聯盟行政

第五委員會 社會問題

第六委員會 政治問題

公用語は英語及び佛語とし、英佛語以外で述べても差支へないが、その場合は必ず英譯或は佛譯を添へねばならぬ。聯盟理事會は聯盟國の中十四ヶ國の代表によつて構成されてゐる。その中、日、英、佛、伊、獨の五ヶ國は常任理事國で、殘りの九ヶ國は非常任理事國である。非常任理事國は隨時總會で選定する。現在（一九二八年度）の非常任理事國はスペイン、ベルギー、グエネズエラ（三年任期）、カナダ、キューバ、フィンランド（二年任期）、ポーランド、チリ、ルーマニア（一年任期）である。理事會は規約には必要に應じ臨時に且つ少くとも毎年一回之を開くことになつてゐるが、實際は第一回總會の決議に依り年四回定期に即ち十二月十日、三月十日、六月十日直前の月曜日及總會開會三日前に開くことに定められてゐる。總會對理事會の關係は明文を以て規定されてゐないが、少數の例外を除けば略々同等の権能を有し、聯盟の行動範圍に屬し、又は世界の平和に影響する一切の事項を處理し、事件

外交——常設國際司法裁判所

常設國際司法裁判所

によつては何れに附託してもよいものもあり、また一方から他方に移されるものもある。聯盟事務局 常設聯盟事務局はジュネーブに置かれてゐる。その主なる事業は理事會及び總會開會の準備を整へ、聯盟の文書を英佛兩文を以て刊行し、旨を承けて聯盟會議議事録、資料及び統計一切を調製發行する等である。事務局には事務局長以下約五百名の職員がある。事務局長以下には更に四名の事務次長がある。その中一名は代理局長である。第一次事務局長は聯盟規約附屬書に指定されてある通り前英國外相エドワード・グレイ子爵の秘書であつたサー・イーリツク・ドフモン氏である。第二次以後の事務局長は理事會の申出により總會の過半数の同意を以て定めらるることになつてゐる。現在の事務局長は依然ドラモンド氏、事務代理局長はフランス人アグノール氏、事務次長は我が村陽太郎氏、並びにイタリー人パウリツチ・デイ・カルボリ侯爵及びドイツ人デュッフル・フエロンス氏である。

行ひ、一九二二年六月から事業を開始するに至つた。而して同裁判所は正裁判官十一名豫備裁判官四名合計十五名を以て構成し、全員延と特別部（勞働部、交通部、簡易手續部）とに分れて、各會議制の法廷を形造る。裁判官の任期は九ヶ年である。裁判所の権限は二つに大別されてゐる。即ち當事國の附託する一切の國際的紛争の裁判を行ふこと及び總會又は理事會の諮問に係る問題に對し意見を述べることが出来る。當事國は相手國の同意なくして出訴することを得ない。但し條約により紛争發生の場合には國際司法裁判所に附託することを約してゐる場合、及び國際司法裁判所規定に定めてある（イ）條約の解釋、（ロ）國際法上の問題、（ハ）國際義務の違反となるべき事實の存否、（ニ）國際義務の違反に對する賠償の性質又は範圍の四項に關し豫め應訴義務の承諾をなしたる場合には一方の出訴と、もに相手國はこれに應ずる義務を生ずることになつてゐる。裁判所の開廷は毎年一回で別段の規定なき限り六月五日に始まり案件完了まで繼續する。但し裁判長は必要ある時は臨時開廷することが出来る。現在の裁判官は左の如くである。



アスタマンテ(キューバ)、フィンレー(イギリス)、ローデル(オランダ)、ヒューズ(米國)、ニホルム(デンマーク)、織田萬(日本)...

國際労働機關

國際労働總會は必要に応じて随時に、且少くとも毎年一回之を開き、各締結國は四名づきの代表者を派遣する。

國際労働總會

を任命しない時は他の一名は總會に出席し發言することを得るも表決をなすことを得ない。労働總會に於て議せられる最も重要なものは條約案である。

國際労働局

本局をセネガに、支局を東京、ロンドン、パリ、ワシントン、ベルリン、ローマに置く。労働理事會の管理の下に、労働者の生活状態及労働條件の國際的調節に關する一切の情報を蒐集配布するに國際條約締結の目的を以て労働總會の命による特別調査の遂行に任じ、労働總會の會議事項を準備し、國際紛争に關する労働條約の規定によりその任務を行ひ、國際利害關係ある産業及學務の問題に付佛文、英文その他の労働理事會が適當と認むる言語を以て定期刊行物を編輯發行する。

る。國際労働局の職員は局長之を任命する。

在外公館長一覽(昭和四・九・一)

Table listing diplomatic representatives (Ambassadors, Consuls, etc.) for various countries including the UK, France, Germany, Italy, and others, with names and titles.







### 世界各國

#### アイスランド (立憲君主國)

面積 三九、七〇九方マイル  
人口 九九、八三六(一九二五年)  
首府 ライキヤビク(人口二二、〇二二)  
元首 デンマーク國王を戴く  
アイスランドは西暦九三〇年から一二六三年まで獨立の共和國であつた。一二六三年にノールエーと合し、共に一三八一年に至つてデンマークに隸屬した。一八一四年ノールエーはデンマークから分離したが、アイスランドはその下に残つた。一九一八年デンマークはアイスランドを獨立の君主國として認め、君主としてデンマーク國王を共通に戴くことになつた。この國は一大火山島で活火山、間歇温泉多く、樹がない。住民の主要は農業、牧畜及漁業である。

#### アビシニア (専制君主國)

面積 三五〇、〇〇〇方マイル  
人口 一〇、〇〇〇、〇〇〇  
首府 アデス・アババ(人口七〇、〇〇〇)  
元首 ラス・タファアリ・マコネン(一九一九一

年生、一九二八年即位)

別名をエテオピアといひ、アフリカの東北部にある山國で、人民の主なる生業は農業と牧畜とである。宗教は基督教を奉じてゐる。教育は僧侶階級に限られて居り國民一般は無學である。

#### アフガニスタン (専制君主國)

面積 二四五、〇〇〇方マイル  
人口 六、三三〇、五〇〇  
首府 カブル(人口一五〇、〇〇〇)  
元首 アマヌラ・カン(一九一九年生、一九一九年即位)  
山國ではあるが、諸處に肥沃な平野や谷が多く、年に二回の收穫がある。住民は殆ど全部回教徒である。

#### アメリカ合衆國 (共和國)

大統領 ハーバート・シー・フーヴァー(一九二四年生、一九二九年就任)  
副大統領 チャールズ・カーチス(一八六〇年生、一九二九年就任)  
首府 ワシントン(人口五五二、〇〇〇)  
面積及人口 面積 三、〇六六、九七〇方マイル  
人口 一五、〇〇〇、〇〇〇

一八六

ポーランド	三、四三五	一九二〇年	一、二九八、八〇九
アラブ	六、四八九	一九二〇年	二、五五、九二二
アラスカ	五、〇八四	一九二〇年	五、〇八四
ハワイ	一、三三三	一九二〇年	一、三三三
グアム	一、三三三	一九二〇年	一、三三三
パナマ運河地域	一、三三三	一九二〇年	一、三三三
サモア	一、三三三	一九二〇年	一、三三三
ガロ	一、三三三	一九二〇年	一、三三三
計	三、七三三、五九	一九二〇年	一、二七、八五九、四九五

人種別人口

白人	一九一〇年	一九二〇年
黒人	八、七三二、九七	九、八二〇、九二五
インディア	九、八七七、七三	一〇、四六三、二二
支那	二、六五、六三	二、四四、四三七
日本	七、一五三	六、六三九
ヒリッピン	七、一五三	一、一〇、〇〇
朝鮮	二、一五三	五、六〇三
印	二、一五三	二、一五三
朝	二、一五三	二、一五三

内閣

國務長官	ヘンリー・スチムソン
大藏長官	アンドルー・ウィリアム・メロン
陸軍長官	ジェームズ・グッド
司法長官	ウィリアム・マッテエル
通信長官	ウォルター・ミツチエ
海軍長官	チャールズ・アダムス
内務長官	レイ・ウィルバー
農務長官	アーサー・ハイド

商務長官 ロバート・バスターソン・ラモント  
労働長官 ジェームズ・ジョン・デビス

#### 歴代大統領

氏名	就任年
ジョージ・ワシントン	一七九〇
ジョン・アダムズ	一七九七
トマス・ジェファソン	一八〇一
ジェームズ・マディソン	一八〇九
ジェームズ・モンロー	一八一七
ジョン・クインシー・アダムズ	一八二五
アンドルー・ジャクソン	一八二九
マルチン・バン・ビューレン	一八三七
ウィリアム・ヘンリー・ハリソン	一八四一
ジョン・タイラー	一八四五
ジェームズ・ノックス・ポーク	一八四九
ザカリー・テイラー	一八五〇
ミリヤード・フィルモア	一八五五
フランクリン・ピアース	一八五七
ジェームズ・ビュカナン	一八六〇
アブラハム・リンカン	一八六二
アンドルー・ジョンソン	一八六五
ユリシーズ・グランド・グラント	一八六九
ラザフォード・バーチャード・ヘイズ	一八七七
ジェームズ・アブラム・ガーフィールド	一八八二
チエスター・アラン・アーサー	一八八二
グロバー・クリブランド	一八八五
ベンジャミン・ハリソン	一八八九

行政権は大統領にある。大統領は任期四年で再選は許されてゐるが、三選は習慣上不可とされてゐる。選挙は間接選挙で、各州は先づその州の選出する上下兩院議員と同数の選挙委員を選挙する。これは前大統領満期の前年十一月第一月曜の翌日に行はれる。上下兩院議員及官吏は選挙委員に選ばれることは出来ない。各州の選挙委員は翌年一月第二月曜にそれぞれ州の首府に會同して投票をする。この投票はワシントンに送られ、二月の第二水曜日に兩院議員の面前で開票される。その結果多数を得たものが次期大統領にきまる。新大統領の任期は三月四日より始まる。

立法権は議會にある。議會は上下兩院に分れ上院は各州より二名づつ合計九十六名の議員より成り、任期は六年で、二年目毎に三分の一づつ改選される。下院は議員四百三十五名、任期は二年で、二十一歳以上の男女は選被兩

権を有する。但し女は或る州に於ては被選舉資格だけを有する。各州の選出議員数は人口に比例して定められる。現在は二二一、八七七人につき一人の割合である。

歳計 (單位千ドル)

年次	歳入	歳出
一九二六	三、九三三、七五五	三、五八四、九七
一九二七	四、二九、三九四	三、四四三、五八四
一九二八	四、〇四三、三三六	三、六四三、五二九
一九二九	三、八三一、七五五	三、七四四、七四五
一九三〇	三、八四一、三九五	三、七六〇、七二九
計 (各年六月末)		
一九二四	二、二五二、二〇	二、二五二、二〇
一九二五	二、五〇六、二七	二、五〇六、二七
一九二六	二、八〇〇、〇七九	二、八〇〇、〇七九
一九二七	三、〇六〇、二七〇	三、〇六〇、二七〇
一九二八	三、二六〇、二九〇	三、二六〇、二九〇
一九二九	三、四六〇、三一〇	三、四六〇、三一〇
一九三〇	三、六六〇、三三〇	三、六六〇、三三〇
計 (各年六月末)		
一九二四	一、一七、二五、一五〇	一、一七、二五、一五〇
一九二五	一、一七、二五、一五〇	一、一七、二五、一五〇
一九二六	一、一七、二五、一五〇	一、一七、二五、一五〇
一九二七	一、一七、二五、一五〇	一、一七、二五、一五〇
一九二八	一、一七、二五、一五〇	一、一七、二五、一五〇
一九二九	一、一七、二五、一五〇	一、一七、二五、一五〇
一九三〇	一、一七、二五、一五〇	一、一七、二五、一五〇
計 (各年六月末)		
一九二四	一、一七、二五、一五〇	一、一七、二五、一五〇
一九二五	一、一七、二五、一五〇	一、一七、二五、一五〇
一九二六	一、一七、二五、一五〇	一、一七、二五、一五〇
一九二七	一、一七、二五、一五〇	一、一七、二五、一五〇
一九二八	一、一七、二五、一五〇	一、一七、二五、一五〇
一九二九	一、一七、二五、一五〇	一、一七、二五、一五〇
一九三〇	一、一七、二五、一五〇	一、一七、二五、一五〇
計 (各年六月末)		
一九二四	一、一七、二五、一五〇	一、一七、二五、一五〇
一九二五	一、一七、二五、一五〇	一、一七、二五、一五〇
一九二六	一、一七、二五、一五〇	一、一七、二五、一五〇
一九二七	一、一七、二五、一五〇	一、一七、二五、一五〇
一九二八	一、一七、二五、一五〇	一、一七、二五、一五〇
一九二九	一、一七、二五、一五〇	一、一七、二五、一五〇
一九三〇	一、一七、二五、一五〇	一、一七、二五、一五〇



イギリス	四、四八〇、〇〇〇
ギンガリヤ	一、九八五、〇〇〇
ハンガリー	一、九四三、〇〇〇
イタリア	二、七〇七、〇〇〇
ラトビア	六、六三五、〇〇〇
リトアニア	六、二八二、〇〇〇
ニコラヤ	三、〇一一、二八
ポーランド	二、〇四三、七二四
ルーマニア	六、五〇〇、〇〇〇
ユーゴスラビア	二、八八八、三六一
計	二、八八八、三六一

玉蜀黍	九、九四二、七六六
燕麥	三、三七一、五五〇
馬鈴薯	三、五五〇、〇〇〇
煙草	一、五七二、三三三
乾草	七、四〇二、〇〇〇
牛	五、六六六、〇〇〇
馬	五、五五五、〇〇〇
種別	頭數
銅	三、〇〇〇、〇〇〇
銀	三、〇〇〇、〇〇〇
鉛	三、〇〇〇、〇〇〇
亜鉛	三、〇〇〇、〇〇〇
無煙炭	三、〇〇〇、〇〇〇

**アルゼンチン** (共和国)  
面積 一、一五三、四一八方マイル  
人口 一〇、三〇〇、〇〇〇  
首府 ブエノス・アイレス  
大統領 イポリート・イリゴエン(一九二八年就任)  
一八一六年スペインより獨立。一八五三年憲法發布。大統領はローマ教徒であり、且アルゼンチン生れであることを必要とし、任期は六年で、再選を許されない。上院は議員三十名より成り、間接選挙で、任期は六年、二年毎に三分の一宛改選される。下院は議員百五十八名より成り、直接選挙で、任期は四年、二年毎に二分の一宛改選される。移民はイタリー、スペインよりのもの最も多く、一九二七年に於けるその總数は一六一、五一八名である。  
主要産物 小麦、玉蜀黍、燕麥、亞麻仁、砂糖、葡萄酒、羊毛、皮革、牛、羊、馬  
計 (一九二七年)  
輸出 六、五五五、〇〇〇  
輸入 六、五五五、〇〇〇

一九二六 七五三、〇〇〇、〇〇〇  
一九二七 八六六、〇〇〇、〇〇〇  
**アルバニア** (立憲君主國)  
面積 一七、三七四方マイル  
人口 八三一、八七七(回教徒五八四、六七五、ギリシャ教徒一五八、二二五、ローマ教徒八八、九八七)  
首府 テラナ(人口一〇、〇〇〇)  
元首 アーメッド・ゾーグ(一九二八年即位)

一九二六 七五三、〇〇〇、〇〇〇  
一九二七 八六六、〇〇〇、〇〇〇  
**アラビア**  
面積 一、二〇〇、〇〇〇方マイル。人口七、〇〇〇、〇〇〇。大部分沙漠で、ヘジャズ、エマーン、クエイト、オーマン等の諸小國がある。ヘジャズ王國には回教徒の聖地メッカ(首府、人口六〇、〇〇〇、マホメットの出生地)及びメヂナ(人口二〇、〇〇〇、マホメットの没した所)がある。

議會は上下兩院に分れ、上院は貴族中(一)世襲權を有するもの、(二)王の任命によるもの、(三)官職又は選挙によるものと、二十四名のイングリッシュの僧上、終身議員として選ばれる二十八名のアイルランド貴族、毎期選ばれる十六名のスコットランド貴族とから成つてゐる。また下院は議員六百十五名、選挙區は、州、市、大學の三種に分れて居り、二十一歳以上の男女は選挙權を有してゐる。最近三選挙の結果による下院の黨派別勢力は左の如くである。

**アンドラ** (共和国)  
フランスとスペインとの國境を走るピレネー山脈中の小國で、面積一九一方マイル、人口五、二三一である。住民は牧羊を主なる職業とし、宗教はカトリックである。

一九二六 七五三、〇〇〇、〇〇〇  
一九二七 八六六、〇〇〇、〇〇〇  
**イギリス** (立憲君主國)  
面積 一三、三七〇、八二六方マイル(帝國)  
人口 四四七、三六六、九八七(帝國)  
四四、一七三、七〇四(聯合王國)

保守黨	一九二六年 五月	一九二七年 十月	一九二八年 十二月
自由黨	二七	二七	二七
労働黨	二七	二七	二七
無黨派	九	九	九
その他	三	三	三

一九二六 七五三、〇〇〇、〇〇〇  
一九二七 八六六、〇〇〇、〇〇〇  
**イギリス** (立憲君主國)  
面積 一三、三七〇、八二六方マイル(帝國)  
人口 四四七、三六六、九八七(帝國)  
四四、一七三、七〇四(聯合王國)

一九二六 七五三、〇〇〇、〇〇〇  
一九二七 八六六、〇〇〇、〇〇〇  
**アラビア**  
面積 一、二〇〇、〇〇〇方マイル。人口七、〇〇〇、〇〇〇。大部分沙漠で、ヘジャズ、エマーン、クエイト、オーマン等の諸小國がある。ヘジャズ王國には回教徒の聖地メッカ(首府、人口六〇、〇〇〇、マホメットの出生地)及びメヂナ(人口二〇、〇〇〇、マホメットの没した所)がある。

歳入豫算 (單位千ポンド)	一九二七年度	一九二八年度
關稅	一、二〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
内國消費稅	一、二〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
自動車稅	一、二〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
地租	一、二〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
所得稅	一、二〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
所屬權利稅	一、二〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇



世界各國——アイルランド自由國

特別所得税	六〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	その他	九六,〇〇〇	一〇三,一五五
過剰利得税	二,〇〇〇	一,〇〇〇	計	七六三,六七七	七六三,〇七五
會社利得税	二,〇〇〇	一,〇〇〇	外國貿易 (單位ポンド)	輸入	輸出
郵便收入	六二,〇〇〇	六二,〇〇〇	一九二五	一,三〇,七五五	九七,四八五
王領收入	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一九二六	一,三三,八三三	七七,四八六
貸付利子	三三,五〇〇	二七,六五〇	一九二七	一,三九,八七七	八三,一六八
其他收入	五七,五〇〇	五七,五〇〇	輸出額相手國別 (單位千ポンド)	一九二六年	一九二七年
合計	八三〇,八三〇	八三〇,八三〇	北米合衆國	八三,一五七	八六,三〇九
歳出豫算 (單位千ポンド)	一九二七年度	一九二八年度	イギリス	七四,五一一	六九,九四〇
國債	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	フランス	六九,四一五	六三,七五五
北アイルランド	五,〇〇〇	五,〇〇〇	オランダ	三三,七五五	三三,〇九四
道路基金	一九,五〇〇	一九,五〇〇	ベルギー	三三,三六七	三三,五五八
地方稅勘定支出	二四,三〇〇	二四,三〇〇	南アフリカ	三三,三六七	三三,〇四九
其他整理基金	三,七〇〇	三,七〇〇	カナダ	二六,八〇五	二六,三六九
海軍	五八,〇〇〇	五七,三〇〇	アルゼンチン	二六,六五〇	二七,六六三
陸軍	四一,五五〇	四一,〇五〇	ニュージーランド	二,一八〇	一五,九三三
空軍	一五,五五〇	一五,五五〇	支那	一六,六五〇	九,八二二
民政	二二,〇〇七	二二,〇〇七	イタリヤ	一三,四九九	一五,七三六
徴稅	三三,五七五	三三,八〇四	主要農産物 (單位千トン)	一九二六年	一九二七年
郵便事業	五七,六四四	五七,三二四	小麦	一,四四四	一,三九八
剩餘	一,四四〇	一,四七三	主要農産物 (單位千ポンド)	一九二六年	一九二七年
合計	八三〇,八三〇	八三〇,八三〇	小麦	一,四四四	一,三九八
外國債	一九二七年	一九二八年	大豆	一,四四四	一,三九八
内國債	一,〇一〇,四四三	一,〇九五,三三九	豆	一,四四四	一,三九八
	六,四四三,一六四	六,四三三,三九七	豆	一,四四四	一,三九八

アイルランド自由國

面積 二六,五九二方マイル  
人口 二,九七二,八〇二 (一九二六年)

首府 ダブリン (人口三一六,四七一)  
總督 ジェームズ・マック・ネール  
内閣會議議長  
ウイリアム・デー・コスケレーブ  
アイルランドの自給は多年英國の難問題であつたが、一九二一年英國政府とアイルランド代表者との間に協定成立し、一九二二年十二月六日自由國の建設が公布された。住民はケルト族で、宗教はカトリック教、主要産業は農業である。北部アルスター州 (北アイルランド) の住民はスコットランドから移住したアングロサクソン人で、主として工業を營み新教を奉じてゐて、南部とは融和しない所からこれと分離した。

カナダ

面積 三,六八四,七二三マイル  
人口 八,七八八,四八三 (一九二一年)  
首府 オッタワ (人口一〇七,八四三)  
總督 ウイリントン子爵 (一九二六年就任)  
議會は二院制で上院は各州から一定の比率を以て總督が指名する九十六人の議員よりなり任期は終身である。下院は議員二百四十五名任期は五年である。

歳計 (單位ドル)	歳入	歳出
一九二六	三八〇,七四一,五〇六	三三〇,六六〇,四九七

世界各國——カナダ、印度

鉄	一九二六	七九四,六二ト	一九二七	三九,五五八,一七五
石炭	一九二七	一,〇〇〇,八三三,五〇五	一九二八	三六,一六六,六一
亜鉛	一九二八	一,二八,八六六,四四六		
銅	一九二六	七九四,六二ト		
銀	一九二七	一,〇〇〇,八三三,五〇五		
金	一九二八	一,二八,八六六,四四六		
ニッケル	一九二六	一,〇〇〇,八三三,五〇五		
ニッケル	一九二七	一,二八,八六六,四四六		
ニッケル	一九二八	一,〇〇〇,八三三,五〇五		

印度

面積 一,八〇五,三三二方マイル  
人口 三二八,八八五,九八〇  
首府 デリー (人口三〇四,四二〇)  
總督 アーウィン卿  
主たる産業は農業で全人口の七割二分は農業林業及び牧畜によつて生活してゐる。國語は頗る異なる二百二十二の地方語に分れて居るが、英語は廣く理解される。  
議會は兩院より成り、國家會議 (上院) は議員六〇名、内選出三四名指名二六名で、後者の中官吏は二〇名以上あつてはならぬことになつてゐる。また立法會議 (下院) は議員一四五名、内選出一〇五名指名四〇名で、後者の中二六名は官吏である。

歳計 (單位ルピー)	歳入	歳出
一九二七年度	一,九二七,〇〇〇	一,九二八,〇〇〇
一九二八年度	一,九二七,〇〇〇	一,九二八,〇〇〇



Table of international trade and production for South American Federation and Australia, including categories like 穀類 (Grains), 畜産 (Livestock), and 工業 (Industry).

南阿聯邦

南阿聯邦 (一九二七年) 面積 四七二、三四七方マイル 人口 六、九二八、五八〇 (一九二二年) 首府 ケープ・タウン (人口二〇七、四〇四) 議會 は兩院より成り、上院は議員四十名、内八名は任命により、三十二名は選挙による議員たるものは五百ポンド以上の資産あることを要する。下院は議員百三十五名、選挙人は白人の英國臣民でなければならぬ。住民 全人口中白人一、五一九、四八八、有色人五、四〇九、〇九二である。後者の内パンツィ(土人)四、六九七、八一三、アジア種一六五、七三一、その他五四五、五四八である。

Table of international trade and production for Australia, including categories like 穀類 (Grains), 畜産 (Livestock), and 工業 (Industry).

Table of international trade and production for Italy, including categories like 穀類 (Grains), 畜産 (Livestock), and 工業 (Industry).

イタリ

イタリ (立憲君主國) 面積 一一九、七四三方マイル 人口 四〇、六〇一、〇〇〇 首府 ローマ (人口七六七、九八三) 元首 イマニエーレ三世 (一八六九年生、一九〇〇年即位) 首相兼外相、内相、陸相、海相、航空相、植民相、工相、團體相 ムソリーニ 蔵相 モスコニコ 文相 ベルゾニ 國民經濟相 マーテリ 選相 シーナ 議會は二院制で、上院は君主の指名に係る三五八五名の終身議員より成り、下院は普通選挙による四〇〇名の議員よりなる。イタリを訪れる観光客は一九二三年に於て六六一、〇〇〇名に及び、その消費金額二、四四七、〇〇〇、〇〇〇リラに達した。

イラク

イラク (立憲君主國) 面積 一四三、二四〇方マイル 人口 二、八四九、二八二 (一九二〇年) 首府 バグダッド (人口一四五、〇〇〇) 元首 フェイサル王 (一八八七年生、一九二一年即位)



別名メソポタミア、もとトルコの領土であつたが、大戦後獨立國として英國の委任統治地となつた。氣候は大陸的で盛夏の候は氣温百二十度に上り、雨量は少く、流行病が多い。土地は驚くべき肥沃である。アートの産は世界第一である。

ウルグアイ (共和國)

面積 七二、一五三万マイル  
人口 一、七六二、四五二(一九二七年)  
首府 モンテビデオ(人口四二九、九九三)  
大統領 ドン・ホアン・カンビステグイ博士(一九二七年就任)  
一八二五年八月二十五日スペインより獨立。南アメリカの最小國である。氣候よく頗る健康に適してゐる。農牧を主業とし、宗教はカトリック教大部分を占めてゐる。

歳入 一九二六年 一九二七年  
歳出 五、八四〇、〇〇〇 五、八〇〇、〇〇〇  
總額 五、六三三、〇〇〇 五、〇〇八、〇〇〇  
債 (一九二八・三・三一) 三六、〇〇一、三〇四ペソ  
易 (單位ペソ) 一九二六年 一九二七年  
輸入 三、七二一、八三〇 四、〇〇三、三三〇  
輸出 九四、七三、四二七 六、六四、三三三

エクアドル (共和國)

面積 二七五、〇〇〇方マイル  
人口 一、五〇〇、〇〇〇  
首府 キトー(人口八〇、七〇〇)  
大統領 イシドロ・アヨラ博士  
南アメリカの太平洋岸に位する國で、一八二二年獨立。現憲法は一九〇六年の制定に係り、大統領は直接選挙で任期四年、上院は議員三十二名で任期四年、下院は議員四十八名で任期二年である。人種は全人口の四分の三はインディアン、五分の一は雜種で、白人は少數である。主なる産物はココア、棉花、コーヒー、印度ゴム、砂糖、麥稈帽子、ハンモック、木皮、煙草、果實、小麦等である。礦物は豊富だが未だ鑛業は發達して居らぬ。

エチオピア (立憲君主國)

面積 三四七、八四〇方マイル  
耕作に適する地 一一二、二二六  
シナイ沙漠 一、六一四、〇〇〇  
リビア及アラビア沙漠 三二四、〇〇〇  
人口 一、一六八、七五六(一九二七年)  
首府 カイロ(人口一、〇五九、八二四)  
元首 ファアッド一世  
一九二二年獨立宣言、一九二三年憲法發布。住民の五分の四は古代エチオピア人系統である。

宗教は一九一七年の統計によると、マホメット教徒一、六二三、七五三人、キリスト教徒一、〇二六、一〇七人、ユダヤ教徒五九、五八一人、其他八、八一人である。また在留外國人は同年の調によると、總計二〇九、九九八人で、内トルコ人三〇、七六九人、ギリシヤ人五六、七三五人、イタリア人四〇、一九八人、イギリス人二四、三五六人、フランス人及チュニス人二一、二七〇人である。

エストニア (共和國)

面積 一八、三五五方マイル  
人口 一、一〇〇、五三八(一九二二年)  
首府 タリン(舊稱レバル、人口二六、〇〇〇)  
元首 ジャーン・テーマント  
一九一八年二月二十四日獨立宣言、一九二〇年七月十五日憲法發布。主なる産業は農業で

年 度 計 (單位エチオピアポンド)  
歳入 一九二六 四、〇〇〇、〇〇〇  
一九二七 三、三三三、〇〇〇  
一九二八 三、三三三、〇〇〇  
易 (單位エチオピアポンド)  
輸入 一九二五 五、三三三、〇〇〇  
一九二六 五、三三三、〇〇〇  
一九二七 四、八三三、〇〇〇

ライ麥、燕麥、大麥、亞麻等を産す。人民はエストニア人九割一分、ロシア人五分三厘、ドイツ人一分三厘、ユダヤ人その他二分四厘である。輸出品の主なるものは乳製品、紙、亞麻、馬鈴薯、材木、輸入品の主なるものは木綿、機械、金屬である。

オーストリア (共和國)

面積 三二、三六九方マイル  
人口 六、五二六、六六一(一九二三年)  
首府 ウィーン(人口一、八六八、三二八)  
大統領 ウィルヘルム・ミクラス博士  
世界大戦が終結するや、その翌日即ち一九一八年十一月十二日オーストリアは共和國たることを宣言した。一九二〇年十月一日憲法が採用された。議會は間接選挙で選舉される四十六人の議員から成る上院と、四年任期で直接投票によつて選舉される下院とから成る。大統領は兩院によつて選ばれ、その任期は四年である。

計 (一九二九年)  
歳入 一、七七一、〇〇〇、〇〇〇 シリング  
歳出 一、七四二、〇〇〇、〇〇〇 シリング  
易 (單位ドル)  
輸入 三六、〇〇〇、〇〇〇  
輸出 四〇、〇〇〇、〇〇〇  
年 次 一九二五 四三、〇〇〇、〇〇〇  
一九二六 四〇、〇〇〇、〇〇〇  
一九二七 三六、〇〇〇、〇〇〇

オランダ (立憲君主國)

面積 一三、二〇八方マイル  
人口 七、四一六、四一九(一九二五年)  
首府 ヘイグ(人口三九八、四一六)  
元首 ウィルヘルム・ミナ女王(一八八〇年生、一八九〇年即位)  
議會は第一議會と第二議會との二つがある。第一議會は各州より選出される議員五十名より成り、任期は九年で、三年毎に三分の一改選である。第二議會は議員百名を有し、任期は四年で、二十五歳以上の男女によつて直接選舉される。主なる産業は農業、牧畜及漁業である。穀類、馬鈴薯の收穫が多い。乳製品殊にチーズは有名である。牛は良種である。園藝が盛んで、チューリップその他球根植物の輸出が多い。水産物の中では鱈が一番多くとれる。

オランダ領東印度

面積 七三三、六四二平方マイル  
人口 四九、五三四、六一八(一九二〇年)  
内 ジヤバ 三五、〇二七、二〇四  
ボルネオ 一、六二五、四五三  
スマトラ 五、八四八、八六八  
ニューギニー 一九五、〇〇〇  
首府 バタビア(ジャバ、人口二九〇、四〇八)  
住民は一九二〇年に於て、土著のマレイ人四八、三〇四、六二〇、ヨーロッパ人一六九、三七八、九八六である。土人の大部分はマホメット教を奉じてゐる。人口稠密だが天産物頗る豊富で、砂糖、コーヒー、茶、ココア、規那、煙草、ゴム、コブラ、錫、石油、石炭を産し、規那の産額は世界の九割九分を占めてゐる。

一九二七 主要農産物 (一九二六年)  
小麥 五〇、三三三  
ライ麥 九三、二七二  
大麥 三三、三三三  
燕麥 七、七三三  
馬鈴薯 四三、〇三三  
燕 一、二七、四九九  
馬鈴薯 一、二七、四九九  
薯 二八、七三三



世界各國——キユーバ、ギリシヤ、グアテマラ

オランダ領ギアナ
面積 五四、二九一平方マイル
人口 一四二、八九六(一九二六年)

オランダ領西印度 (キユーラソー)
面積 四〇三方マイル
人口 五八、九三一(一九二六年)

キユーバ (共和国)
面積 四一、六三四平方マイル
人口 三、四一三、二一六(一九二五年)

コスタ・リカ (共和国)
面積 二三、〇〇〇平方マイル
人口 四七一、五二五(一九二七年)

コロンビア (共和国)
面積 四七六、九一六平方マイル
人口 七、八〇〇、〇〇〇(一九二八年)

年 度
一九二五 歳入 八三、七九、五九〇
一九二六 歳入 八六、一四三、一八二

ギリシヤ (共和国)
面積 舊領二五、二二三(一九二二年)
人口 三、一八二(ローザンヌ條約により)

サルバドル (共和国)
面積 七、二二五平方マイル
人口 一、六一〇、〇〇〇(一九二四年)

主要産物
マホガニー、杉、染料木、薬用植物、金、銀、白金、銅、鐵、鉛、石炭、コーヒー、棉花、バナナ、ココア、煙草、小麦、皮革

グアテマラ (共和国)
面積 四八、二九〇平方マイル
人口 二、一八九、一六五(一九二一年)

支那 (共和国)
國民政府
國民政府委員會議
主席 蔣介石

紀の建國で、ヨーロッパにおける最古の國であるといふ。産業は農業と牧畜とだけである。政治は一般投票によつて選ばれる六十名の議員を有する大會によつて行はれ、その中二名が六ヶ月任期で執政に選ばれる。

世界各國——コスタ・リカ、コロンビア、サルバドル、サン・マリノ、支那

サン・マリノ (共和国)
面積 三八方マイル
人口 一、二、九五二(一九二五年)

歳入 三、三九、〇〇〇
歳出 三、四四、〇〇〇

立法院
一九二七



院 長 胡漢民、副院長 林森  
院 長 王寵惠、副院長 張繼  
院 長 戴天仇、副院長 孫科  
院 長 蔡元培、副院長 陳果夫

支那本部 面積 人口  
新 疆 一、五三四、四〇〇  
滿 洲 一、五三〇、三〇〇  
蒙 古 一、三三〇、六〇〇  
西 藏 一、三六六、〇〇〇  
計 四、一八〇、〇〇〇

その他 租借地 面積  
租借地 面積  
關東州 一、二五六方マイル  
九龍 三四五  
威海衛 二八五  
廣州灣 三二五

シヤム (專制君主國)  
面積 二〇〇、一四八方マイル  
人口 九、八三一、〇〇〇(一九二六年)  
元首 バンコック(人口七四五、六四〇)  
一九二五年即位

置いてゐる。

計 (一九二六年度)  
歳入 九四、〇二九、三八九チカル  
歳出 九三、七八八、一八八

一九二七年三月末  
計 (一九二七年度)  
歳入 一六、七四七、六八三  
歳出 一七、八五五、四三三

スエーデン (共和國)

面積 一五、九七六方マイル  
人口 三、九三六、三三〇(一九二五年)  
元首 ベルン(人口一〇七、七〇〇)  
大統領 ロベルト・ハープ(一九二九年度)

世界各國—スエーデン、スペイン

毎年大統領及副大統領を選ぶ。大統領及副大統領の任期は各一年である。

人民の七割一分はドイツ人、二割一分はフランス人、六分はイタリイ人であり、國語は二十五縣中十九縣はドイツ語、五縣はフランス語、一縣はイタリイ語を用ひてゐる。

一九二八年 一九二九年  
歳入 二、八八九、〇〇〇 四、〇三三、〇〇〇  
歳出 二、三六三、〇〇〇 三、〇三三、〇〇〇

スエーデン (立憲君主國)

面積 一七三、一五七方マイル  
人口 六、〇五三、五六二(一九二三年)  
元首 スタックホルム(人口四四二、五二八)  
年即位

世界各國—スエーデン、スペイン

國の北部は森林地、中部は鑛業及農業地、南部は農業地である。住民の四割は農業に従事してゐる。

一九二七年六月末  
計 (一九二七年度)  
歳入 一八、七三〇、〇〇〇チクローナ  
歳出 一八、七三〇、〇〇〇

スペイン (立憲君主國)

面積 一五四、八〇〇方マイル  
一九二九年  
歳入 二、八八九、〇〇〇  
歳出 二、三六三、〇〇〇



世界各国——セルボ・クロアト・スロベニア、ダンチヒ、チエツコスロバキア

人口 二二、一二七、七〇〇（一九二五年）  
首府 マドリッド（人口八二三、九九一）  
元首 アルフォンソ十三世

歳計（単位千ベセタ）

歳入 一九二五年 一九二六年  
歳出 二、五五、〇〇〇 三、〇五、三九  
債（一九二八・四・一一）  
三、〇六、〇〇〇 三、三〇、四二二

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年  
歳出 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

海外属領

リオ・デ・オロ及アドラー

イフネー

スペイン領ギニー

フェルナンド・ポアその他

スペイン領モロッコ

計

人口は七八四、三四一、内モロッコ六〇〇、〇〇〇である。

セルボ・クロアト・スロベニア

（立憲君主國）

面積 九六、一三四方マイル

人口 一二、〇一七、三三三（一九二一年）

首府 ベルグラード（人口一一、七四九）

元首 アレクサンダー一世

またの國名はユーゴ・スラビア國である。

セルビア、モンテネグロ、ボスニア、ヘル

ゼゴビナ等が大戦後大セルビア主義の下に合

したものである。一九二一年憲法發布。議會

は一院制で、議員三一五名、任期は四年であ

る。住民を國別にすればスラブ人九、七三〇、

〇〇〇、ドイツ人五〇〇、〇〇〇、ハンガリー

人四九〇、〇〇〇、アルバニア人四八〇、〇〇

〇、ルーマニア人一八〇、〇〇〇、イタリイ人

一〇、〇〇〇となる。主なる産業は農業で、住

民の八割はこれに従事してゐる。宗教はギリ

シヤ正教（國教）及カトリック教盛んである。

計（単位千ヂナル）

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

二〇〇

輸出 七、八八、〇〇〇 六、〇〇、一五五

穀類、家畜、木材

ダンチヒ（自由市）

面積 七五四方マイル

人口 三八六、〇〇〇（内九三%ドイツ人、六

%ポーランド人）

ベルサイユ條約第百條及び第百二條により、

ポーランド國に海洋交通路を與へるため、一

九二〇年十一月十五日自由市となり、國際聯

盟が管理してゐる。

チエツコスロバキア（共和國）

面積 五四、八七七方マイル

人口 一三、六一三、一七二（一九二一年）

首府 プライグ（人口六七六、六五七）

大統領 トマス・マサリツク博士

一九一八年十月十八日獨立宣言。一九二〇年

憲法發布。議會は上下兩院より成り、上院は

議員百五十名で任期は八年、下院は議員三百

名で任期は六年である。主なる産業は農業で

林業これに次ぎ、全面積の三割二分は森林地

である。宗教は大部分ローマ教である。

計（単位千クローネ）

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

チリ

（共和國）

面積 二八九、七九六方マイル

人口 四、〇〇〇、〇一四（一九二七年）

首府 サンチアゴ（人口六一一、〇〇〇）

大統領 カロス・イバニエス（一九二七年就

任）

チリは十世紀にスペインの探検家によつ

て發見せられ、爾來一八一八年獨立を見るに

至るまで同國の支配下にあつた。

大統領は任期六年、上院議員は四十五名で任

期八年、下院議員は任期四年で何れも直接投

票に依て選舉される。二十一歳以上の男子で

讀み書きの出来るものは皆選舉權を有する。

主なる産業は農業及鑛業で硝石の産額は世界

産額の九割五分を占めてゐる。

計（単位ベソ）

歳入 一九二七年 一九二八年

歳入 一九二七年 一九二八年

歳入 一九二七年 一九二八年

歳入 一九二七年 一九二八年

歳入 一九二七年 一九二八年

歳入 一九二七年 一九二八年

歳入 一九二七年 一九二八年

歳入 一九二七年 一九二八年

歳入 一九二七年 一九二八年

歳入 一九二七年 一九二八年

歳入 一九二七年 一九二八年

歳入 一九二七年 一九二八年

歳入 一九二七年 一九二八年

デンマーク

（立憲君主國）

面積 一六、五六八方マイル

人口 三、四三四、五五五（一九二五年）

首府 コペンハーゲン（人口五八七、一五〇）

元首 クリスチャン十世（一八七〇年生、一

九一二年即位）

デンマークは農業が著しく發達して居り、全

人口の約半數はこれによつて生活して居る。

主なる産物は小麦、ライ麥、燕麥、大麥、馬

鈴薯、牛、馬、豚、羊及びバターである。議會

は二院制で、上院は七十五名、下院は百四十

九名の議員を有し、二十五歳以上のものは男

女に拘らず選舉權を有する。

計（単位千クローナ）

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

歳入 一九二六年 一九二七年

ドイツ

（共和國）

面積 一八五、八八九方マイル

人口 六二、三四八、七八二（一九二五年）

首府 ベルリン（人口三、九三二、〇七一）

大統領 ヒンデンブルグ元帥（一八四七年生、

一九二五年就任）

内閣

總理 ヘルマン・ミュラー（社民）

内務 セヴェリンゲ（社民）

財務 ヒルフェルデンゲ（社民）

労働 ウイツセル（社民）

交通 ステゲルワルト（中央）

交通 ステゲルワルト（中央）

交通 ステゲルワルト（中央）

交通 ステゲルワルト（中央）

交通 ステゲルワルト（中央）

交通 ステゲルワルト（中央）

交通 ステゲルワルト（中央）

交通 ステゲルワルト（中央）

交通 ステゲルワルト（中央）

交通 ステゲルワルト（中央）

交通 ステゲルワルト（中央）

交通 ステゲルワルト（中央）

交通 ステゲルワルト（中央）

二〇一



被占領地 ヴァイルト博士(中央)
外務 ストレゼマン博士(人民)
経済 クルチウス(人民)
糧食 デイトリツヒ(民主)
司法 グエラルド(中央)
通信 シエツツエル(パワリア人民)
国防 グレーネル將軍
聯邦の立法府としては參議院と共和國議會とがある。參議院は各邦政府を代表するもので各邦人またはその階級を代表するものではない。共和國議會は全國民を代表するものである。一九二八年五月二十日の選舉による各政黨の色別は左の如くである。

Table with columns for Party (Socialist, Communist, etc.), Votes, and other statistics for the Dominican Republic.

面積 一九、三二五方マイル
人口 八九七、四〇五(一九二一年)
首府 サント・ドミンゴ(人口四五、〇〇七)
大統領 ドン・ホラシオ・バスケズ(一九二四年就任)
本國は西印度諸島中第二の大島であるハイチ島の三分の二を占めてゐる。農業及牧畜が主要で、主なる産物は砂糖、カカオ、煙草である。人種はヨーロッパ人、アフリカ人及びインディアンの混血種で、言語はスペイン語が用ひられてゐる。

Table with columns for Crop (Wheat, Rice, etc.), Area, and Yield for the Dominican Republic.

面積 四九四、五三八方マイル
人口 一三、六六〇、二七五(一九二七年)
首府 アンゴラ(人口七四、七八四)
大統領 ムスタハ・ケマル・パシヤ
一九二三年十月二十九日共和國宣言。議會は二八三名の議員を有する國民議會の一院制で行政権は議會に對して責任を有する内閣にある。また參事院なるものがあつて、議員は大統領によつて任命され、上院の如き役目をしてゐる。主なる産業は農業で、煙草、穀類、綿花、無花果、くるみ、その他の果實、阿片、護膜等を産する。森林も多い。鑛物も多量に埋藏されてゐるが、まだ開發されてゐない。宗教はマホメット教を國教としてゐる。

Table with columns for Trade (Imports, Exports) and other statistics for Turkey.

面積 四九、二〇〇方マイル
人口 六三八、一一九(一九二〇年)
首府 マナグア(人口三二、五三六)
大統領 アドルホ・チアズ(一九二六年就任)
計(單位千ドル)

Table with columns for Trade (Imports, Exports) and other statistics for Nicaragua.

面積 一、二四、九六四方マイル
人口 二、七七二、〇〇〇(一九二五年)
首府 オスロー(人口二五八、五二〇)
元首 ハーコン七世(一八七二年生、一九〇五年即位)
議會はストーチンクと呼ばれ、議員一五〇名任期は三年、二十三歳以上の男女によつて直接選舉される。ストーチンクは更に第一議院と第二議院との二つに分たれてゐる。人民の大半は農業に従事してゐるが、その生産額は國內の消費を充たすに足らず、著しき食料品を輸入してゐる。漁業及林業は主要なる産業である。

Table with columns for Trade (Imports, Exports) and other statistics for Norway.

面積 三〇、八八〇方マイル
人口 一、五〇三(一九二一年)
北極洋中にある山の多い群島である。石炭の産出多く、その埋藏量九十億噸と稱せられてゐる。一九二五年正式にノールエーの屬國となつた。

Table with columns for Trade (Imports, Exports) and other statistics for Iceland.

面積 五四、〇〇〇方マイル
人口 五、六三九、〇九二
(專制君主國)

Table with columns for Trade (Imports, Exports) and other statistics for Nepal.

面積 一〇、六九五方マイル
人口 二、三〇〇、二〇〇(一九二七年)
首府 ポート・オブ・プリンス(人口一二五、〇〇〇)
大統領 ルイ・ボルノ(一九二六年再選)
西印度諸島中のサン・ドミンゴ島の西部を占め、ドミニカと共に同島を二分してゐる。本國は一九二二年フランスによつて發見せられ、一六七七年以來フランスの植民地となつて居つたが、一八〇三年獨立して共和國となつたものである。人民は黒人が多數で、その



他の者は大部分フランス人の血を混へた混血児である。國語はフランス語だが、英語もよく通用する。宗教はローマ教である。

歳計 (單位ドル)

年	度	歳	入	出
一九二六		七、七三、三〇六		七、四九、四三三
一九二七		一〇、〇八、二〇三		八、一五、五八二
一九二八		七、五九、六九七		七、五九、六九七

總額 債 (一九二八・九・三〇)

年	度	歳	入	出
一九二五		一八、八五、四〇六		二〇、一八、四〇五
一九二六		一五、七五、三三〇		一五、二九、〇八八
一九二七		二〇、二四、三三六		三三、六七、三三六

ハンガリー (立憲君主國)

面積 三五、九〇一方マイル  
人口 八、四五四、五〇〇(一九二六年)  
首府 ブダペスト(人口九七一、一六九)  
元首 攝政ニコラス・フオン・ホルチ  
もとオーストリアと共にオーストリア・ハンガリー帝國を形造つて居つたが、大戦後獨立して共和國となつた。戦前は面積一二五、六〇八平方哩、人口二五、〇〇〇、〇〇〇を有して居つたが、戦争の結果、領土六割八分、人口五割九分を失つた。一九二〇年三月二十三

日再び王國となつた。住民の大半は農民であるが、その農民の大多数は全く土地を有しないか、有するにしても僅少で、土地の大部分は約一萬七百の大地主の所有に歸してゐる。なほこの國には海がない。

パナマ (共和國)

面積 三三、六六七方マイル  
人口 四四二、五二二(一九二三年)  
首府 パナマ(人口五九、四五八)  
大統領 アロセメナ(一九二八年就任)  
もとコロンビアの一部であつたが一九〇三年十一月三日獨立を宣言した。土地は豊饒であるが、全面積の半分以上はまだ開拓されてゐない。移民は歓迎されてゐる。パナマ運河の兩岸各五マイルの地帯は北米合衆國の管理に屬してゐる。主なる産物はバナナ、椰子、カカオ、コーヒー及び穀類である。

歳計 (單位ポンド)

年	度	歳	入	出
一九二五		五、〇二、五三九		七、〇七、七三三
一九二六		二、八七、六〇〇		七、七六、〇〇〇
一九二七		二、九三、二〇〇		七、八二、〇〇〇

パラグアイ (共和國)

面積 六一、六四七方マイル  
人口 八二八、九六九(一九二八年)

首府 アスンシオン(人口一〇三、七五〇)  
大統領 ホセ・ベ・ケジャリ博士(一九二八年就任)  
南米の奥地にある國、パラグアイ河によつて南大西洋に通じてゐる。主なる産業は農業及牧畜である。

歳計 (單位ポンド)

年	度	歳	入	出
一九二七		一九二、七〇〇		一九二、七〇〇
一九二八		一九二、七〇〇		一九二、七〇〇

總額 債 (一九二七年)

年	度	歳	入	出
一九二七		三、五五、五五五		二、八六、四八八

フィンランド (共和國)

面積 一四九、六四一方マイル  
人口 三、五二六、〇〇〇(一九二五年)  
首府 ヘルシンキ(人口二二一、六九)  
大統領 リランダー博士(一九二五年就任)  
一九一七年十二月六日獨立宣言、一九二〇年十月十四日ロシアより獨立の承認を受く。  
全面積の一分四厘は湖水、六割四分は森林地で、ヨーロッパに於けるロシアに次ぐの森林國である。従つて木材の産出極めて多い。農業も盛んで、耕地面積五、一九九、八九一エーカーを有し、ライ麥、燕麥、大麥、馬鈴薯等

を産する。

歳計 (單位千フィンランド・マーク)

年	度	歳	入	出
一九二七		三、五九、二〇九		三、七九、六七五
一九二八		四、三三、一〇〇		四、三三、一〇〇
一九二九		四、一〇、一〇〇		四、三三、一〇〇

貿易 (單位同上)

年	度	歳	入	出
一九二五		五、五二、九七四		五、五九、五九二
一九二六		五、六九、六四三		五、六三、二八九
一九二七		六、三六、〇〇〇		六、三三、二〇〇

ブータン

ブータンはヒマラヤ山地にある半獨立の酋長國である。即ち外交は英國の指導により内政は自らするの権力を持つてゐる。面積は約二〇、〇〇〇平方マイル、人口二五〇、〇〇〇で、人種はモンゴリアン、宗教は西藏式の佛教を奉じ、主なる産業は農業と牧畜とである。首府をプナカといふ。

フランス (共和國)

面積 本國 二二二、六五九方マイル  
屬領 五、六五七、八〇四  
計 五、八七〇、四六一  
人口 本國 四〇、九三八、八四七  
屬領 五九、五四九、七九六

計 一〇〇、四八八、六四三

首府 パリ(人口二、八七一、四二九)  
大統領 ガストン・ツームルグ(一九二三年生、一九二六年就任)

首	相	ボアンカレ
外	相	シエロン
法	相	ブルツ
内	相	タージェ
工	相	フォジエ
海	相	パンルヴ
農	相	レネイ
商	相	ボンネ
文	相	マエ
植	相	マギ
勞	相	ルシユール
恩	給	アンテリ
航	空	アイナツク

現行憲法は一八七五年に制定せられ、爾來數度部分的改正を加へられたものである。大統領は任期七年、議會によつて選舉される。議會は上下兩院より成り、上院は間接選舉で、議員の任期は九年、三年毎に三分の一改選である。下院は直接選舉で任期は四年である。大戦中フランスが動員せし十八歳から五十歳

までの兵員は總數八、五〇一、〇四五人で、その内、死者一、三六四、〇〇〇人、不具となれる者七四〇、〇〇〇人、負傷者三、〇〇〇、〇〇〇人を出した。この戦争でフランスは二十八人に一人、ドイツは三十五人に一人、イギリスは六十七人に對して一人の戦死者を出した譯である。

歳計 (單位千フラン)

年	度	歳	入	出
一九二六		七、四九、七九		七、三三、三八九
一九二七		三、九六、〇八一		三、九六、〇八一
一九二八		三、四六、六二六		三、四六、六二六

外國債 (一九二七年末)

内國債	三、〇九、三三〇、五三三フラン
外國債	三、〇九、三三〇、五三三フラン
外國債	六、一八、六六〇、〇六六フラン
外國債	六、一八、六六〇、〇六六フラン

外國貿易 (單位千フラン)

年	度	歳	入	出
一九二五		四、九〇、五〇六		四、四三、五五五
一九二六		五、九二、七五		五、九二、七五
一九二七		五、八五、三六〇		五、三三、七二七

面積

ア	シ	リ	ア	面積	人口
印	度			六、〇〇〇、〇〇〇	二、七〇、〇八一



印度支那

計	三三、〇〇〇	一九、八四一、八一
アフリカ	三三、〇〇〇	三、一七、二六三
モロツコ	三三、〇〇〇	四、三九、二四六
アルジェリア	三三、〇〇〇	五、九二、七七〇
チュニス	三三、〇〇〇	二、五九、七五八
サハラ	三三、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇
佛領西アフリカ	三三、〇〇〇	三、五四、六一一
トゴ	三三、〇〇〇	六七、八七七
カメルーン	三三、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇
佛領赤道アフリカ	三三、〇〇〇	二、八四、九三六
リユニオン	三三、〇〇〇	一七、一九〇
マダガスカル	三三、〇〇〇	三、五九、七三六
コモロ	三三、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
ソマリ海岸	三三、〇〇〇	二〇、〇〇〇
計	五、二〇、二六八	三三、八〇、九六六
アメリカ	三三、〇〇〇	三、九二八
セント・ピートル	三三、〇〇〇	三九、八三九
ガデループ等	三三、〇〇〇	二四、四三九
マルチニーク	三三、〇〇〇	四、二〇二
佛領ギアナ	三三、〇〇〇	五三、三九八
計	三三、〇〇〇	一〇七、五〇五
オセアニア	三三、〇〇〇	七、五〇五
ニュー・カ	三三、〇〇〇	三、一六五
レドニア等	三三、〇〇〇	七九、一六〇
タヒチ等	三三、〇〇〇	三、一七〇
計	五、六五七、八〇四	五九、五四九、七六六

ブラジル (共和国)

面積 三、二七六、三五八方マイル  
人口 三八、八七〇、九七二(一九二六年)  
首府 リオ・デ・ジャネイロ(人口一、四七九、〇五四)  
大統領 ワシントン・ルイス博士(一九二六年就任)  
ブラジルは一九〇〇年にポルトガルの航海者カブラルによつて発見され、もとポルトガルの植民地であつたが、一八一五年獨立王國となり種々變革を経て、一八八九年に共和國となり、一八九一年に憲法が發布された。大統領は直接投票で選舉され任期は四年である。議會は上下兩院より成り、上院は議員六十三名、直接選舉で任期は九年、三年毎に三分の一改選である。下院は議員二百十二名、任期は三年である。  
ブラジルに入國する移民は一九二四年に於て九八、一二五人、一九二五年に於て八四、八八三人、一九二六年に於て一三七、一七一人に上つてゐる。一九二四年の移民の中最も多きはポルトガル人の二三、二六七人、ドイツ人の二二、一六八人、イタリア人の一三、八四四人である。  
主たる産業は鐵業、農業、林業及牧畜である。鐵業はその藏する所莫大であるが採掘する所

はまだ極めて少い。肥沃なる農地はまだ一部分しか開拓されて居らぬ。南部のサン・パウロを中心とするコーヒー栽培は世界に冠たるもので、世界産額の五分の四を産出する。  
計(單位千ミルレ)

年次	金貨	紙幣	金貨	紙幣
一九二六	一、四〇、六〇五	一、二五、七三三	一、〇九、〇三三	一、二八、八五九
一九二七	一、九六、一八三	一、三三、二六三	一、三九、二五二	一、四三、二五三
一九二八	一、八七、八七九	一、三三、六四一	一、三三、五六一	一、四三、九四六
計	五、〇四、六六七	四、九三、六四七	四、八〇、八四一	五、〇五、〇五四

ブルガリア (立憲君主國)

面積 三九、八二四方マイル  
人口 五、四八三、一二五(一九二六年)  
首府 ソフィア(人口二一三、二二〇)  
ボリス三世(一八九四年生、一九一八年即位)  
議會は國民議會の一院制で二二七名の議員より成り任期は四年である。主たる産業は農業で國民の三分の二はこれに従事してゐる。  
計(單位千レバ)

年次	歳入	歳出
一九二六	六、九四、〇〇〇	六、九四、〇〇〇

一九二七	六、九三三、〇〇〇	六、九三三、二七七	
一九二八	六、七七八、〇〇〇	六、七七七、〇〇〇	
年次	貿易(單位ドル)	輸入	輸出
一九二五	五、三二七、七〇〇	四、一〇〇、〇〇〇	四、一〇〇、〇〇〇
一九二六	四、九七一、〇〇〇	四、〇四二、〇〇〇	四、〇四二、〇〇〇
一九二七	四、四〇三、三〇〇	四、七九八、一三五	四、四〇三、三〇〇

ベネズエラ (共和国)

面積 三九三、九七六方マイル  
人口 三、〇二六、八七八(一九二六年)  
首府 カラカス(人口九二、二二二)  
大統領 ジュアン・ウインセント・ゴメズ將軍(一九二二年就任)  
南アメリカのスペインの植民地の中で、最初(一八一一年)獨立を宣言した國である。一八一九年にコロンビア共和國が建設された。これは現在のコロンビア、ベネズエラ及エクアドルを含むものである。一八三〇年五月コロンビアから分離し獨立共和國として今日に至つてゐる。主たる産業は農業及牧畜であるが、また金屬類に富み、石油の産がある。宗教はカトリックが國教で、國語はスペイン語である。  
計(單位ポリバー)

一九二七年	一、九二、二八八
一九二八年	一、九二、二八八
計	三、八四五、〇〇〇

世界各國—ベネズエラ、ベルギー、ベルー

歳出	一二、四七、〇〇〇	一五、四五、〇〇〇
内國債	三六、二三九、四四一	四一、一〇一、一〇一
外國債	四八、八六九、〇一一	八五、一〇二、四五二
計	八五、一〇二、四五二	一三六、二〇二、六五二
輸入	一九二六年	一九二七年
輸出	一九二六年	一九二七年

ベルギー (立憲君主國)

面積 一、七五二方マイル  
人口 七、八七四、六〇一(一九二六年)  
首府 ブラッセル(人口七五八、七二七)  
元首 アルバート王(一八七五年生、一九〇九年即位)  
もとオランダと共に一國家を成してゐたが、一八三〇年十月十四日に獨立した。一八三一年に憲法が制定された。議會は上下兩院より成り、上院は議員百二十名で任期は八年、下院は議員百八十六名で任期は四年である。議員は地方議會によつて選出される二十七名の議員を除く外、すべて直接人民によつて選舉される。一九二五年四月の選舉による上下兩院の政黨別は左の如くである。  
政 黨 上院 下院  
カトリック黨 七 犬

社會黨	五	七
自由黨	三	三
その他	一	一
計	九	十一

ベルギー領コンゴ

面積 九〇九、六五四方マイル  
人口 八、五〇〇、〇〇〇(一九二五年)  
首府 レオポルドビル(舊名キンシャサ)  
主要産物  
ゴム、椰子實、椰子油、コーバル、象牙、コヒー、ココア、米、棉花、煙草、家畜  
ベルー (共和国)  
面積 五三三、九一六方マイル  
人口 五、五〇〇、〇〇〇  
首府 リマ(人口一九〇、〇〇〇)  
大統領 オークスト・ビー・レギア博士(一九二四年再選さる)  
一八二一年七月二十八日獨立宣言。一九二〇年の新憲法により、政府は甚だしく中央集權



世界各國——ベルシヤ、ホンヂユラス、ボリビア

的である。大統領、上院議員(三十五名)及下院議員は何れも任期五年である。住民の五割はインデアン、四割は混血種で、白人は極めて少い。宗教はローマ教が國教となつてゐる。國語はスペイン語が公用語であるが、土人の大部分は土語を用ひてゐる。

一九二五年十月三十一日ベルシヤ議會はカジヤール王朝を廢し、十二月十三日リザ汗を新王に推舉した。リザ汗は同月十六日宣誓式をなした。翌一九二六年四月二十五日戴冠式を行った。新王朝はパツピト王朝と稱することになつた。

主なる産業は農業及牧畜である。礦産物にも富んでゐるが、まだ開發されて居ない。住民は主としてインデアンで、國語はスペイン語、宗教はローマ教が盛である。

計(單位ペルー・ポンド)

年	歳入	歳出
一九二七	10,371,553	10,371,553
一九二八	10,295,547	10,295,547
一九二九	11,310,000	11,310,000

債(一九二八年六月末)  
二五,五七五,三〇七ペルーポンド

貿易(單位ドル)

年	輸入	輸出
一九二五	7,477,375	8,777,426
一九二六	7,611,000	8,916,000
一九二七	7,351,000	10,537,000

主要産物  
砂糖、棉花、羊毛、皮革、石油、銀、グウナ  
チウム(世界總産額の九割五分を占む)

計(單位ドル)

年	歳入	歳出
一九二五	29,648,850	28,928,400
一九二六	35,270,600	35,270,600

貿易(單位ドル)

年	輸入	輸出
一九二五	7,244,544	100,016,344
一九二六	9,000,000	126,329,000
一九二七	8,850,000	107,622,000

主要産物  
小麦、大麥、米、果實、ゴム、藥、羊毛、棉花、煙草、阿片等を産し、石油は一九二七年の産額一〇、一三五、〇〇〇バレルであつた。また手織の絨毯は有名である。

計(單位ポンド)

年	歳入	歳出
一九二四	810,557	1,031,079
一九二五	900,230	1,261,355
一九二六	1,021,233	1,272,233

貿易(單位ドル)

年	輸入	輸出
一九二四	2,270,927	7,826,077
一九二五	3,753,621	11,925,051
一九二六	9,891,909	13,466,000

ベルシヤ (立憲君主國)

面積 六二八,〇〇〇方マイル  
人口 一〇,〇〇〇,〇〇〇  
首府 テヘラン(人口二五〇,〇〇〇)  
元首 リザ・パツピト(一八七八年生)

ホンヂユラス (共和國)

面積 四六,三三二方マイル  
人口 七七三,四〇八(一九二三年)  
首府 テアシガルバ(人口三八,九五〇)  
大統領 パラオナ博士(一八六三年生、一九二五年就任)

ボリビア (共和國)

面積 五〇六,四六七方マイル  
人口 二,五九九,三九八(一九二六年)  
首府 ラ・パズ(人口一〇九,七五〇)  
大統領 ヘルナンド・シレス博士(一九二六年就任)  
南米に於ける唯一の海港を持たない國である。二十一歳以上で讀み書きの出来るものはすべて選挙権を有し、大統領は四年任期で一般國民から直接投票によつて選挙される。上院は議員十六人、任期は六年、下院は議員七十人、任期は四年である。主なる産業は農業

御用命ハ當店へ

東京市日本橋区淺町三丁目十二番地

中清商店營業所

電話漢花四六三番

東京七六三八番



世界各國——ベルシヤ、ホンチユラス、ボリビア

的である。大統領、上院議員(三十五名)及下院議員は何れも任期五年である。住民の五割はインデアン、四割は混血種で、白人は極めて少い。宗教はローマ教が國教となつてゐる。國語はスペイン語が公用語であるが、土人の大部分は土語を用ひてゐる。

一九二五年十月三十一日ベルシヤ議會はカジヤール王朝を廢し、十二月十三日リザ汗を新王に推舉した。リザ汗は同月十六日宣誓式をなした。翌一九二六年四月二十五日戴冠式を行つた。新王朝はパフビー王朝と稱することになつた。

主なる産業は農業及牧畜である。礦産物にも富んでゐるが、まだ開發されて居ない。住民は主としてインデアンで、國語はスペイン語、宗教はローマ教が盛である。

計(單位:ペルー・ポンド)

年	入	出
一九二七	一〇,七七一,五四三	一〇,七七一,五四三
一九二八	一〇,二九五,五四七	一〇,二九五,五四七
一九二九	一三,一四〇,〇〇〇	一三,一四〇,〇〇〇
總額	二五,五五五,三〇七	二五,五五五,三〇七

債(一九二八年六月末)  
一五,五五五,三〇七ペルーポンド

貿易(單位:ドル)

年	輸入	輸出
一九二五	七三,四七七,三三三	八七,四七七,四九〇
一九二六	七三,六一〇,〇〇〇	八九,一九〇,〇〇〇
一九二七	七三,三五〇,〇〇〇	一五,三三七,〇〇〇

主要産物  
砂糖、棉花、羊毛、皮革、石油、銀、ウウナ  
チウム(世界總産額の九割五分を占む)

ベルシヤ (立憲君主國)

面積 六二八,〇〇〇方マイル  
人口 一〇,〇〇〇,〇〇〇  
首府 テヘラン(人口二五〇,〇〇〇)  
元首 リザ・パフビー(一八七八年生)

計(單位:ドル)

年	入	出
一九二五	二九,六四四,八五〇	三六,九六六,四〇〇
一九二六	三三,七〇〇,〇〇〇	三三,七〇〇,〇〇〇
一九二七	三六,八五〇,〇〇〇	一〇七,六三三,〇〇〇

貿易(單位:ドル)

年	輸入	輸出
一九二五	七,一四四,五四	一〇〇,〇一六,三四
一九二六	九七,〇〇〇,〇〇〇	一六六,三三九,〇〇〇
一九二七	六八,五〇〇,〇〇〇	一〇七,六三三,〇〇〇

主要産物  
小麦、大麥、米、果實、ゴム、藥、羊毛、棉花、煙草、阿片等を産し、石油は一九二七年の産額一〇,一三五,〇〇〇バレルであつた。また手織の絨毯は有名である。

ホンチユラス (共和國)

面積 四六,三三二方マイル  
人口 七七三,四〇八(一九二三年)  
首府 テグシガルバ(人口三八,九五〇)  
大統領 パラオナ博士(一八六三年生、一九二五年就任)

計(單位:ポンド)

年	入	出
一九二四	八〇,五五七	一,〇三三,〇七九
一九二五	九〇,一三〇	一,二六八,三五
一九二六	一〇六,三三三	一,三三七,三三

貿易(單位:ドル)

年	輸入	輸出
一九二四	一一,三七〇,九七	七,八九七,〇四七
一九二五	一二,七五五,六一	一一,九三三,〇五一
一九二六	九,八九九,四九	一三,四五六,〇〇〇

ボリビア (共和國)

面積 五〇六,四六七方マイル  
人口 二,五九九,三九八(一九二六年)  
首府 ラ・パズ(人口一〇九,七五〇)  
大統領 ヘルナンド・シレス博士(一九二六年就任)

南米に於ける唯一の海港を持たない國である。二十一歳以上で讀み書きの出来るものはすべて選挙権を有し、大統領は四年任期で一般國民から直接投票によつて選挙される。上院は議員十六人、任期は六年、下院は議員七十人、任期は四年である。主なる産業は農業

御用命ハ當店ハ

東京市日本橋區淺町二丁目十二番地

中 中清商店營業所

電話浪花四六三番

東京七六三八六番

印字天龍手拭  
旗幕凡色き  
ノレン  
タヨル

其他洋注文ニ應ジカカタログ雛形等書見ル



諸印刷物  
内外文房具 商

廢

三

優

堂

東京市下谷區西町一番地

主 高野彦三郎

電話下谷五七七八番

都市  
燃料

ホンゲー純無煙炭

△火力強ク火持長シ。煤煙無ク灰分少シ。  
△一般有煙壺等石炭ノ半數量ニテ足リルコトヲ斷言致シマス  
△特ニ暖房機關、ストーブ、瓦斯機關ニ最適當ノ燃料トシテ  
御勸メ申上マス

三四石炭株式會社

東京・築地

東武  
鐵道

沿線名勝御案内

- ◎日光廟——中禪寺湖……淺草驛より電車三時間、四十分毎發車
- ◎鬼怒川溫泉——鬼怒溪谷……下今市乗換（下野電鐵五十分）
- ◎伊香保温泉——榛名山……前橋澁川間 澁川伊香保間電車  
高崎澁川間
- ◎秩父長瀨——三峰山……池袋發寄居乗換最も近道
- ◎赤城山……淺草發相生乗換水沼着最も近道

東京市本所區小梅瓦町四十九番地

東武鐵道株式會社

電話  
本社及  
淺草驛  
池袋驛  
墨田  
墨田  
穴塚  
三〇二  
一〇一  
三〇三  
三六〇  
四〇一  
四〇四



# 美味求真

學界之驚異・天下之奇書  
前關東長官 木下謙次郎先生著

四六版八白餘頁 寫真版六十餘枚入 定價三圓 送料十八錢

東京京橋區加賀町一番地

株式會社 啓成社發行

電話銀座二四九四番  
振替東京一二〇五五番

SOLVIL  
PAUL DITISHEIM



瑞西ソルビル時計會社製  
全國著名時計店有り

少林時計店  
東京橋區八官町  
電話銀座 三〇一四〇一 五四八







威權高最の界書辭邦本

著生先彦文槻大 士博學文



普及版 定價金一圓三十錢 送料金十二錢  
 大形 定價金四圓三十錢 送料金三十錢  
 中形 定價金二圓二十錢 送料金十八錢  
 小形 定價金一圓八十錢 送料金十二錢

京東替振 館合六 橋本日京東 一七三二 目丁二橋服吳

及鑛業で、一九二五年に於ける鑛産物の輸出額は錫五四、二六八、鉛三六、八三七、銅一四、六五九、銀塊一、三四三、亞鉛六、二〇九、アンチモニー三、一四六（以上單位メートル順）である。

年	計 (單位ポリアノ)
一九二六	歳入 四、四三二、八三三 歳出 四、四三二、八三三
一九二七	歳入 四、三三六、三三七 歳出 四、三三六、三三七
一九二八	歳入 五、八九七、八七 歳出 五、八九七、八七
一九二五	歳入 六、八〇五、三三 歳出 六、八〇五、三三
一九二六	歳入 七、〇八一、四六九 歳出 七、〇八一、四六九
一九二七	歳入 七、〇八一、四六九 歳出 七、〇八一、四六九
一九二八	歳入 七、〇八一、四六九 歳出 七、〇八一、四六九

ポーランド (共和国)

面積 一四九、一四〇方マイル  
 人口 二九、一六〇、一六三  
 首府 ワルソー(人口九三六、七一三)  
 大統領 モスチツキ(一九二六年就任)  
 一九一八年十一月獨立共和国たることを宣言した。大戦の結果舊ポーランド王国の再興されたものである。一九二一年三月十七日憲法發布。議會は二院制で、上院は一一一名、下院は五五五名の議員を有する。大統領は任期七年で議會によつて選舉される。主たる産業は

農業、牧畜、林業及び鑛業である。人民の五分は一分は農業に従事して居り、全面積の二割三分は森林である。ガリシアには有名な油田がある。

年	計 (單位千ツロチ)
一九二六	歳入 一、九〇五、七三 歳出 一、八五三、〇七三
一九二七	歳入 二、七六八、八〇〇 歳出 二、五三三、八〇〇
一九二八	歳入 二、五三三、八〇〇 歳出 二、四七八、〇〇〇
一九二六	歳入 一、五五八、九〇九 歳出 二、三三六、三〇九
一九二七	歳入 二、八九九、九七三 歳出 二、五二四、七四〇
一九二八	歳入 三、三三三、一六四 歳出 二、五〇七、九九〇

ポルトガル (共和国)

面積 三五、四九〇方マイル  
 人口 六、〇三二、九九一(一九二〇年)  
 首府 リスボン(人口五二九、五二四)  
 大統領 カルモナ將軍  
 ポルトガルは十二世紀以來獨立王國であつたが、一九一〇年十月五日國王マニユエル二世は王位を逐はれ共和国となつた。一九一一年八月二十日憲法發布。議會は二院制で、上院は地方會議によつて選ばれる七十一名の議員よりなり、三年毎に二分の一改選である。下院議員は一六四名、直接選舉で任期は三年で

ある。大統領は兩院によつて選舉され、任期は四年である。主たる産業は葡萄酒の醸造である。

年	計 (單位エスキュド)
一九二六	歳入 一、三九九、〇三三 歳出 一、五五五、三〇四、八三〇
一九二七	歳入 一、四九九、三七七、五七 歳出 一、四八四、〇四四、〇三九
一九二八	歳入 一、九二九、三三八、〇〇〇 歳出 一、九二七、八一、〇〇〇

メキシコ (共和国)

面積 七六〇、二九〇方マイル  
 人口 一四、三〇八、七五三(一九二一年)  
 首府 メキシコシチー(人口六三三、三六七)  
 臨時大統領 エミリオ・ポルテス・ギル博士  
 (一九二八年就任)  
 一九一七年二月五日新憲法が公布された。そ

世界各国—ポーランド、ポルトガル、メキシコ



# 威權高最の界書辭邦本

著生先彦文槻大 士博學文



普及版	四六判半張形 定價金一圓三十錢 送料金十二錢
大形	四六判全張形 定價金三圓三十錢 送料金三十錢
中形	四六判二張形 定價金二圓二十錢 送料金十八錢
小形	四六判半張形 定價金一圓二十錢 送料金十二錢

京東替振 館合六 橋本日京東  
一七三二 目丁二橋服吳

及鑛業で、一九二五年に於ける鑛産物の輸出額は錫五四、二六八、鉛三六、八三七、銅一四、六五九、銀塊一一、三四三、亞鉛六、二〇九、アンチモニー三、一四六（以上單位メートル噸）である。

計 (單位ポリビアン)	
歳入	歳出
一九二六	四、四八二、一五三
一九二七	四、四三三、二七
一九二八	四、九三三、二七
一九二五	五、八七二、八七
一九二六	六、〇五五、一三
一九二七	七、八三一、四六九
一九二八	六、一〇五、〇〇〇

### ポーランド (共和国)

面積 一四九、一四〇方マイル  
人口 二九、一六〇、一六三  
首府 ワルソー(人口九三六、七一三)  
大統領 モスチツキー(一九二六年就任)  
一九一八年十一月獨立共和国たることを宣言した。大戰の結果舊ポーランド王國の再興されたものである。一九二一年三月十七日憲法發布。議會は二院制で、上院は一一一名、下院は五五五名の議員を有する。大統領は任期七年で議會によつて選舉される。主たる産業は

農業、牧畜、林業及び鑛業である。人民の五割一分は農業に従事して居り、全面積の二割三分は森林である。ガリシアには有名な油田がある。

計 (單位千ツロチー)	
歳入	歳出
一九二六	一、九五五、七三
一九二七	二、六八八、〇〇〇
一九二八	二、五五五、〇〇〇
一九二六	一、五五八、九〇九
一九二七	二、八九一、九七三
一九二八	三、三六二、六四

### ポルトガル (共和国)

面積 三五、四九〇方マイル  
人口 六、〇三二、九九一(一九二〇年)  
首府 リスボン(人口五二九、五二四)  
大統領 カルモナ將軍  
ポルトガルは十二世紀以來獨立王國であつたが、一九一〇年十月五日國王マニユエル二世は王位を退はれ共和国となつた。一九一一年八月二十日憲法發布。議會は二院制で、上院は地方會議によつて選ばれる七十一名の議員よりなり、三年毎に二分の一改選である。下院議員は一六四名、直接選舉で任期は三年で

ある。大統領は兩院によつて選舉され、任期は四年である。主たる産業は葡萄酒の醸造である。

計 (單位エスキュド)	
歳入	歳出
一九二六	一、二八九、〇三三、三三
一九二七	一、四九九、三七七、五七
一九二八	一、九二九、三八八、〇〇〇
一九二六	一、四八九、〇三三、三三
一九二七	一、四八四、〇五五、〇三九
一九二八	一、九二七、八一、〇〇〇

### メキシコ (共和国)

面積 七六〇、二九〇方マイル  
人口 一四、三〇八、七五三(一九二一年)  
首府 メキシコシティ(人口六三三、三六七)  
臨時大統領 エミリオ・ポルテス・ギル博士(一九二八年就任)  
一九一七年二月五日新憲法が公布された。そ

世界各国——ポーランド、ポルトガル、メキシコ



れによると大統領は任期四年で、直接一般投票によつて選挙せられ引續き再選することを許されない。主なる産業は農業及牧畜である。土地は非常に豊饒で面積の四分の一即ち一〇、四一七、七六〇エーカーは耕作に適するが、まだ三〇、〇〇〇、〇〇〇エーカーしか耕作されて居らぬ。農業に次ぎ主なるものは鑛業である。殊に石油の産額は一九二〇年には世界産額の二割三分五厘、一九二四年には一割三分八厘、一九二五年には一割八分を占めてゐる。國語はスペイン語である。

主要農産物  
玉蜀黍、小麦、大麦、砂糖、コーヒ、棉花、煙草、ウアニラ、亞麻、葡萄

歳入 一九二八年 一九二九年  
歳出 一九二八年 一九二九年  
内債 三分利整理公債 二、九一、九七五  
五分利公債 一、七五、八五〇  
五分利附公債 一、七五、八五〇  
計 六、九七、七五〇  
外債 關稅擔保附公債 二、八〇、〇〇〇  
關稅擔保附公債 二、八〇、〇〇〇  
無擔保公債 二、八〇、〇〇〇  
鐵道公債 二、八〇、〇〇〇  
計 一〇、八〇、〇〇〇

貿易 (單位ドル)  
一九二四 一五、三三、七六  
一九二五 一五、六二、〇〇  
一九二六 一七、九二、五二  
モナコ (立憲公國)  
面積 八方マイル  
人口 二二、一五三(一九二三年)  
首府 モナコ(人口二、〇二〇)  
元首 ルイ二世(一八七〇年生、一九二二年即位)

モロッコ (專制君主國)  
面積 二三一、五〇〇方マイル  
内 フランス保護領 二一三、〇〇〇  
スペイン保護領 一八、三六〇  
ダンジール 一四〇  
フランス區域 四、二二九、一四六  
スペイン區域 七四四、〇〇〇  
ダンジール區域 八〇、〇〇〇  
首府 フェズ(人口七〇、五四〇)  
サルタン ムライ・マホメッド  
住民の大多數は土著のバーベル人で、これは山地に住んでゐる。平原はアラビア人とムー

ア人(バーベル人トアラビア人との混血種)によつて占められてゐる。第三はユダヤ人で、これには古代から移住してゐる者と、比較的近代に歐洲から移住した者がある。ヨーロッパ人は一九二六年に於て約十萬人で、三分の二はフランス人である。主なる産業は農業及牧畜で、卵及家禽は主要輸出品である。

大統領 アントナ・スメトナ(一九二六年就任)  
バルチック諸邦の一つで、一九一八年二月十六日獨立共和國たることを宣言した。住民の八割は農業に従事し、また面積の四分の一は森林で蔽はれてゐる。主なる産物はライ麦、馬鈴薯、亞麻、木材である。

リヒテンシュタイン (立憲公國)  
面積 六五方マイル  
人口 一一、五〇〇(一九二一年)  
首府 ヴアツツ(人口一、四〇五)  
元首 ジョン二世(一八五八年即位)

リベリア (共和國)  
面積 三六、八三四方マイル  
人口 百五十萬乃至二百萬  
首府 モンロビア(人口六、〇〇〇)  
大統領 チャールズ・デー・ビー・キング  
アフリカの西海岸にある國で一八二二年北米合衆國から解放された奴隸によつて建設され一八四七年七月二十七日獨立の共和國たるこ

とを宣言した。海岸から奥地へ約二百マイルの幅員があるが、二十五マイルを越え、もう未開の地である。住民は全部黒人種で、海岸に沿うて住居する約十萬が文化の恵に浴してゐる。

ルーマニア (立憲君主國)  
面積 一二二、二八二方マイル  
人口 一七、三九三、一四九  
首府 ブカレスト(人口三四五、六六六)  
元首 ミカエル(一九二一年生、一九二七年即位)

一八七七年五月二十一日トルコより獨立。歐洲大戰には聯合國側に與し、一九一八年三月ベツサラビア、十一月ブコビナ、十二月トランシルバニアを併合した。一九二三年新憲法發布。議會は上院は議員五十六名、下院は議員三百六十一名で任期は各四年である。人民の五分の四は農業、牧畜に従事してゐる。土地は非常に豊饒で、ヨーロッパの穀倉と稱へられてゐる。森林も多く(一八、七五〇、〇〇〇エーカー)製材業盛である。鑛産物にも富み、石油の産額は一九二七年において二六、三六八、〇〇〇バレルである。

歳計 (單位千レイ)  
歳入 二九、三三、〇〇〇  
歳出 二九、三三、〇〇〇  
一九二六 二九、三三、〇〇〇

ラトビア (共和國)  
面積 二五、四〇九方マイル  
人口 一、八七〇、五二〇(一九二七年)  
首府 リガ(人口三三七、七〇〇)  
大統領 クスタフ・ゼムガルス(一九二七年就任)

もとロシア帝國の一部分であつたが、一九一八年十一月十八日獨立、一九二二年二月十五日憲法を發布した。議會は一院制で百名の議員を有し、議員は任期三年で、二十歳以上の男女によつて直接選挙される。主なる産業は農業で人民の半数はこれに従事してゐる。亞麻の産額は頗る多い。宗教は新教七割六分、ローマ教一割八分を占めてゐる。

リスアニア (共和國)  
面積 二〇、五五〇方マイル  
人口 二、〇〇一、一七三(一九二三年)  
首府 コフノ(人口九四、四〇五)

一九二七 三、六四〇、〇〇〇  
一九二八 三、三三〇、〇〇〇  
總額 債 (一九二七年末) 二、三、七四、八三、八三、レイ  
貿易 (單位千レイ)  
輸入 三〇、〇六、〇〇〇  
輸出 二九、〇五、〇〇〇  
一九二六 三、四、〇〇〇、〇〇〇  
一九二七 三、四、〇〇〇、〇〇〇  
一九二八 三、四、〇〇〇、〇〇〇

ルクセンブルグ (立憲大公國)  
面積 九九九方マイル  
人口 二六八、八六五(一九二五年)  
首府 ルクセンブルグ(人口四七、五五九)  
元首 シャルロット大公(女王、一八九六年生、一九一九年即位)

ローマ法王廟  
パイアス十一世(一八五七年生、一九二二年第二百六十一代の法燈を繼ぐ)  
法王廟は列國と外交關係を保ち、大公使を交換し或は代表者を派遣してゐる。法王選化するときは、全世界に分駐するカーチナル(定員七十名)はローマに集り後任法王を互選す



世界各国——ロシア

る。かほ一五二三年にオランダ人の法王が遷化して以来今日まで四十一人の法王は悉くイタリイ人である。

ロシア

(ソウイェト社会主義共和国聯邦)  
面積 八、二四一、九二一方マイル  
人口 一四七、〇一三、六〇九(一九二六年)  
首府 モスクワ(人口二、〇二五、九四七)

各聯邦共和国面積人口

國名	面積	人口
ロシア社会主義聯邦	七、六三六、七二七	一〇〇、八七五、九四五
ソウイェト共和国	四、八七二	四、九八三、八八四
白露社会主義聯邦	一、七七一	一、七七一
ソウイェト共和国	一、七七一	一、七七一
ウクライナ社会主義	一、七七一	一、七七一
ソウイェト共和国	一、七七一	一、七七一

統治機關

聯邦ソウイェト大會 ソウイェト社会主義共和国聯邦主權の最高機關で、市ソウイェト代表者(選挙有権者二萬五千人に對し一人)及び縣ソウイェト代表者(住民十二萬五千人に對し一人)より成る。  
聯邦中央執行委員會 聯邦ソウイェト大會の閉會中聯邦の最高權力を行使する機關で、聯邦會議(下院)と民族會議(上院)とから成つてゐる。聯邦會議は聯邦ソウイェト大會の選

元首、(聯邦中央執行委員會議長)  
ミカエル・イワノウイッチ・カリーニン  
内閣(人民委員會)  
議長 ルイコフ  
副議長 オルゼニキゼ  
同 シュミツト  
同 シュミツト  
外務委員 チチエリン  
財務委員 ブルハーノフ

労働委員 ウケラノフ  
郵電委員 アンチポフ  
交通委員 ルツク  
内外商業委員 ミコイアン  
陸海軍委員 ウオロシロフ  
勞農監督委員 オルゼニキゼ  
最高經濟會議々長 クイビシエフ  
中央統計局長 ミリウチン

國名	面積	人口
トランスコーカサス社会主義聯邦ソウイェト共和国	七、二五五	五、八五〇、六二二
義聯邦ソウイェト共和国	一、八九六〇三	一、〇三〇、五四九
ソウイェト共和国	一、三三、三九四	五、二七〇、一五五
ウズベツク社会主義	一、七七一	一、七七一
ソウイェト共和国	一、七七一	一、七七一
計	八、二四一、九二一	一〇七、〇一三、六〇九

農業 住民の八割五分強は農民である。一九二七年に於ける穀類收穫高は左の如くである。(單位千佛トン)  
ライ麥 二四、五七九 小麥 二〇、三八九  
燕麥 一三、〇五五 大麥 四、六七七  
蕎麥 一、三九八 稷 三、六八四  
玉蜀黍 三、七六二 その他 二、〇四四  
計 七四、二二八  
牧畜 一九二七年に於て、馬三千九十三萬一千頭、牛六千七百三十二萬七千頭、綿羊一

億二千七百七十三萬九千頭、山羊九百三十四萬頭、豚二千二十二萬二千頭である。  
鐵業 石油はロシアに於ける天然資源の最も重要なもの、一つで、一九二六年度の産額一千八百萬四千佛噸である。鐵の産出も多クウクライナを中心としてその埋藏する所十億噸と見積られてゐる。ウラル山脈は金、銀、銅、亜鉛、錫等の産が多い。シベリアの西北部には最近石炭の豊富なことが發見された。  
工業 一九二六年度に於ける國營産業の純利益額は三億九百萬佛ドルである。而して國營産業に従事する労働者の數は一九二七年七月現在二百一萬二千人である。  
計(單位百萬ルーブル)  
一九二七年 一、五八一・一元  
一九二六年 一、四四九・五  
一九二五年 一、四四九・五  
一九二四年 一、四四九・五  
一九二三年 一、四四九・五  
一九二二年 一、四四九・五  
一九二一年 一、四四九・五  
一九二〇年 一、四四九・五  
一九一九年 一、四四九・五  
一九一八年 一、四四九・五  
一九一七年 一、四四九・五  
一九一六年 一、四四九・五  
一九一五年 一、四四九・五  
一九一四年 一、四四九・五  
一九一三年 一、四四九・五  
一九一二年 一、四四九・五  
一九一一年 一、四四九・五  
一九一〇年 一、四四九・五  
一九〇九年 一、四四九・五  
一九〇八年 一、四四九・五  
一九〇七年 一、四四九・五  
一九〇六年 一、四四九・五  
一九〇五年 一、四四九・五  
一九〇四年 一、四四九・五  
一九〇三年 一、四四九・五  
一九〇二年 一、四四九・五  
一九〇一年 一、四四九・五  
一九〇〇年 一、四四九・五

〇〇〇ルーブル、輸出七八、六四九、〇〇〇ルーブルであつた。  
家庭の常備薬と效能及び用ひ方  
△重曹 重炭酸ナトリウム即重炭酸曹達の略名。胃酸過多症(所謂胸やけ)によく、吸入の材料に用ひられ、また豆のやうなものを柔かく煮るに役立つ。  
△硼酸 危険のない消毒薬である。水には極少量(三百分の一)しか溶けない。四匁を水二合に溶かせば一般のうがひ料となり、眼や鼻に滲むのを拭ふためにもよい。またまだ楊枝を使ふことの出来ないところの幼児や乳兒の口中を拭くためにもよい。その他用途極めて廣い。  
△ヒマシ油 食ひすぎや食あたりで腹痛のときこれを呑むと悪いものを下して了ふ。分量は大人ならば二十グラムから二十五グラム子供ならば二匙位。これは假令少しぐら飲み過ぎたところで、殆ど悪い不快な副作用はないから、安心して用ひられる。  
△リスリン 本名グリセリン。瀉腸用には水で半々に薄めたものを十グラム位用ひる。冬期ひややかざれにはリスリンだけだとベタ(して)気が持が悪いから、アルコールで半々に薄めて用ひるがよい。

△アルコール 消毒薬、水で半々に薄めて用ひる方がよい。用途甚だ廣い。窓硝子や鏡等の曇りをこれで拭ふと綺麗になる。  
△沃度丁幾 小さな怪我や、一寸した皮膚病に有効な消毒剤である。皮膚病のかゆみなどは直ぐ治る。濃過ぎてしみたりする時にはアルコールで薄めるがよい。  
△カンフルチンキ アルコールに樟腦を溶かしたものである。一寸挫いた時や、肩のこりまたは手足のだるい時などに塗ると効果があら。この薬は直に氣が抜けて利かなくなる虞がある。  
△アンモニア水 虫に刺された時に用ひる。  
△石炭酸 消毒用は三十倍、傷口を洗ふには五十倍のを用ひる。  
△絆創膏 絆創膏、ゴム絆創膏及び亞鉛華絆創膏がある。亞鉛華絆創膏が一番宜しい。絆創膏は皮膚にガーゼや脱脂綿などを止めるために用ひるもので、すりむき傷などに張つてはいけない。  
△ビツク氏硬膏 顔にニキビなど出来た時これを小さく切つて貼り付けて置くと膿まらずに吸収される。

世界各国——ロシア

(備考) 右はヨーロッパ國境を通しての貿易額であるが、なほ一九二五年に於てアジア國境を通しての貿易額は輸入八一、九一一、



神社及宗教

神宮及官國幣社一覽

社名	祭神	祭日	鎮座地
皇大神宮	天照大神	一〇・七	三重縣宇治山田市
豐受大神宮	豐受大神	一〇・六	同
賀茂別雷神社	別雷神	五・五	京都府上賀茂村
賀茂御祖神社	玉依姬命、賀茂健角身	五・五	京都市上京區
石清水八幡宮	應神天皇、神功皇后、比賣神	九・五	京都府綴喜郡八幡町
松尾神社	大山咋命、中津島姬命	四・二	京都府葛野郡松尾村
平野神社	今木神、久度神、古開神、比咩神	四・二	京都市上京區
稻荷神社	倉稻魂神、猿田彦命、大宮女命	四・九	京都府紀伊郡深草町
大神神社	大物主神	四・九	奈良縣磯城郡三輪町
大和神社	儂大國魂神、八千戈神、御年神	四・一	奈良縣山邊郡朝和村
石上神社	布都御魂劍	九・五	奈良縣丹波市町
春日神社	健甕豆智命、伊波比主命、天之子八根命、比賣神	三・三	奈良市春日野町
廣瀨神社	若宇迦賣命	四・四	奈良縣河合村
龍田神社	天御柱命、國御柱命	四・四	同縣生駒郡三郷村

丹生川上神社	高瀨神、閭象女	一〇・八	同縣吉野郡(上社)川上村(中社)小川村(下社)丹生村
枚岡神社	天兒屋根命、比賣神、大鳥連祖神	二・一	大阪府枚岡村
大鳥神社	表筒男命、中筒男命、底筒男命、息長帶姬命、生鳥神、足鳥神	八・三	大阪府北郡鳳町
住吉神社	撞賀木敷之御魂天疎向津媛命	六・三	大阪府住吉區住吉町
生國魂神社	須佐之男命、大己貴命、稻田姬命	九・九	兵庫縣武庫郡大社村
廣田神社	天太玉命	八・一	埼玉縣大宮町
氷川神社	伊波比主命	八・一〇	千葉縣安房郡神戶村
安房神社	武甕槌命	四・四	千葉縣香取郡香取町
香取神社	事代主命	九・一	茨城縣鹿島郡鹿島町
鹿島神社	卓羅神劍	八・六	靜岡縣田方郡三島町
三島神社	大山咋命、大己貴命	六・三	名古屋市南區
日吉神社	日前大神	四・四	滋賀縣滋賀郡坂本村
日前神社	國應大神	九・六	和歌山縣海草郡宮村
國應神社	大國主命	五・四	鳥根縣鏡川郡大社町
出雲神社	豐田別尊、比賣命、大帶	三・八	大分縣宇佐郡宇佐町
宇佐神社	天鏡石國鏡石天津日高	九・九	鹿兒島縣東嶽山村
霧島神社	伊弉諾命	四・三	兵庫縣津名郡多賀村
伊弉諾神社	伊弉諾命	一〇・九	福岡縣糟屋郡香椎村
香椎神社	仲哀天皇、神功皇后	一〇・六	宮崎市大字北方
宮崎神社	神武天皇、額路尊五十鈴媛皇	二・二	奈良縣高市郡白檮村

平安神宮	桓武天皇	四・五	京都市上京區岡崎町
氣比神宮	伊香沙別命、日本武命、帶中津彦命、息長帶姬命、樂田別命、豐姬命、武內宿禰命	九・四	福井縣敦賀郡敦賀町
鹿兒島神宮	天津日高彦彥命、出見命	八・五	鹿兒島縣西國分村
鶴戶神宮	鶴草葦不合尊	二・一	宮崎縣鶴戶村
淺間神社	木之花吹耶姬命	二・四	靜岡縣大宮町
建部神社	日本武命	四・五	滋賀縣栗太郡瀬川町
札槻神社	大國魂神、大己貴神、少彥名神	六・五	北海道札幌郡藻岩村
宗像神社	多紀理姬命、市杵島姬命、多岐都姬命	二・五	福岡縣宗像郡田島村
吉野神社	後醍醐天皇	九・七	奈良縣吉野郡吉野村
臺灣神社	大國魂命、大己貴命、少彥名命、能久親王	一〇・八	臺北芝蘭一堡大直庄
樟太神社	大國魂命、大己貴命、少彥名命	八・三	樟太豐原町
月山神社	月讀命	七・五	山形縣東田川郡立谷澤村
多賀神社	伊邪那岐命、伊邪那美命	四・三	滋賀縣犬上郡多賀村
宮崎神宮	應神天皇	八・五	福岡縣糟屋郡箱崎町
阿蘇神宮	健甕龍命	七・六	熊本縣阿蘇郡宮地町
八坂神社	素戔鳴命、稻田比賣命、八柱御子神	六・五	京都市下京區
日枝神社	大山咋命	六・五	東京市麴町區永田町
龜山神社	彦五瀨命	九・三	和歌山縣三田村
熊野坐神社	家都御子神	四・五	同縣東牟婁郡本宮村
熊野速玉神社	熊野速玉神	一〇・五	同縣東牟婁郡新宮町

諏訪神社	健甕名方命(上社)八坂刀賣命(下社)	四・五	長野縣諏訪郡(上社)中洲村(中社)下諏訪町
明治神宮	明治天皇、昭憲皇太后	一・三	東京市外代々木
丹生都比賣神社	丹生都比賣神	一〇・六	和歌山縣伊都郡
朝鮮神宮	天照大神、明治天皇	一〇・七	朝鮮京城府南山
白峰宮	崇德天皇、淳仁天皇	九・三	京都市上京區
赤間宮	安德天皇	一〇・七	下關市阿彌陀寺町
水無瀨宮	後鳥羽天皇、土御門天皇、順德天皇	二・七	大阪府三島郡島本村
鎌倉宮	護良親王	八・三〇	神奈川縣鎌倉町
井伊谷宮	宗良親王	九・三	靜岡縣井伊谷村
八代宮	懷良親王	八・三	熊本縣八代郡八代町
梅宮神社	酒解神、大若子神、小若子神、酒解子神	四・三	京都府葛野郡梅津村
貴船神社	高瀨神	六・一	京都府愛宕郡鞍馬村
大原野神社	建御賀豆智命、伊波比主命、天之子八根命、比賣命	四・八	京都府乙訓郡大原野村
吉田神社	建御賀豆智命、伊波比主命、天之子八根命、比賣命	四・八	京都市上京區
北野神社	菅原道真	八・四	同
金鑪神社	天照大神、素戔鳴命	四・五	埼玉縣兒玉郡青柳村
金鑪神宮	尊良親王、恒良親王	五・六	福井縣敦賀郡敦賀町
太宰府神社	菅原道真	八・五	福岡縣太宰府町
生田神社	稚日女神	四・五	神戶市下山手通二丁目
長田神社	事代主神	一〇・八	同



神 社

海神社 底津綿津見命、中津綿津見命、上津綿津見命  
 英彦山神社 忍骨命  
 嚴島神社 市杵島姬命  
 住吉神社 表筒男命、荒魂、中筒男命、底筒男命、荒魂  
 吉備津神社 大吉備津彦命  
 伊太祁曾神社 大屋毘古命  
 熊野那智神社 熊野夫須美神  
 御上神社 天之御影神  
 臺南神社 能久親王  
 (官幣小社)  
 大國魂神社 大國魂神  
 波上宮 伊非諾尊、事解男命、速玉男命  
 龜門神社 玉依姬命  
 住吉神社 表筒男命、中筒男命、底筒男命  
 志賀海神社 底津綿津見神、中津綿津見神、表津綿津見神  
 (別格官幣社)  
 藤原鎌足  
 和氣清磨、和氣廣盛  
 藤原師賢  
 菊池武時  
 楠正成  
 名和長年  
 北川親房、北川顯家  
 阿部野神社 北川親房、北川顯家

兵庫縣明石郡垂水村 二〇二  
 福岡縣田川郡彦山村 九二八  
 廣島縣佐伯郡嚴島町 六〇七  
 山口縣豐浦郡勝山村 三二五  
 岡山縣吉備郡真金村 一〇八  
 和歌山縣西山東村 一〇五  
 和歌山縣那智村 七二四  
 滋賀縣野洲郡三上村 五二四  
 臺灣臺南市南門町 一〇二八  
 東京府府中町 五二五  
 那霸市若狹町 五二七  
 福岡縣太宰府町 二二五  
 福岡市大字住吉 九二三  
 福岡縣志賀島村 九二九  
 奈良縣多武峰村 二二七  
 京都市上京區 四〇四  
 千葉縣小御門村 四〇九  
 熊本縣隈府町 五二五  
 神戶市多開通 七二二  
 鳥取縣西伯郡名和村 五二七  
 大阪府住吉區 一〇二四  
 藤島神社 新田義貞  
 結城神社 結城宗廣  
 豐榮神社 毛利元就  
 建勳神社 織田信長  
 豐國神社 豐臣秀吉  
 東照宮 德川家康  
 常磐神社 德川光圀、同齊昭  
 照國神社 島津齊彬  
 靖國神社 明治維新以降の殉國者  
 雲山神社 北川親房、同顯家、同顯信、同守親  
 梨木神社 三條實萬、三條實美  
 東照宮 源家康  
 四條噺神社 補正行  
 唐澤山神社 藏原秀郷  
 上杉神社 上杉謙信  
 野田神社 毛利敬親  
 尾山神社 前田利家  
 北島神社 北島顯能  
 氣多神社 大己貴命  
 大山祇神社 大山津見命  
 高良神社 高良玉垂命  
 多度神社 多度神  
 熊野神社 神祖熊野大神、御氣野  
 南宮神社 金山彦命

(國幣中社)

敷國神社 敷國津神  
 淺間神社 木花開那比咩命  
 寒川神社 寒川比古命、寒川比女命  
 鶴岡八幡宮 應神天皇  
 玉前神社 前玉命  
 貫前神社 經津主命  
 二荒山神社 二荒山神  
 二荒山神社 豐城入彦神  
 都々古別神社 味鋤高彥根神  
 伊佐須美神社 大毘古命、建沼河別命  
 志波彦神社 志波彦神  
 豐靈神社 豐靈神  
 大物忌神社 大物忌神、(上社)  
 若狹彦神社 若狹比咩神、(下社)  
 射水神社 二上神  
 彌彥神社 天香具山命  
 出雲神社 大國主命、三穗津姬命  
 龍神社 天水分神  
 出石神社 八種之神寶  
 宇倍神社 武内宿禰  
 水若酢神社 水若酢命  
 中山神社 金山彦命  
 安仁神社 安仁神  
 忌部神社 天日鷲命  
 大麻比古神社 大麻比古神

三重縣阿山郡府中村 二二五  
 山梨縣東八代郡 四二五  
 神奈縣座部郡 九二〇  
 同 縣鎌倉町 九二五  
 千葉縣長生郡一宮町 九三三  
 群馬縣北甘樂郡 三二五  
 栃木縣日光町 四二七  
 宇都宮市馬場町 一〇二二  
 福島縣棚倉町 九二二  
 同 縣大沼郡高田町 九二五  
 宮城縣宮城郡鹽竈町 三二九  
 同 山形縣飽海郡吹浦村 七二〇  
 山形縣飽海郡吹浦村 五二八  
 福井縣速原郡遠敷村 三〇〇  
 高岡市定塚町 四二二  
 新潟縣西蒲原郡 五二四  
 京都市南桑田郡 二〇三  
 京都府與謝郡府中村 四二四  
 兵庫縣出石郡神美村 一〇〇〇  
 鳥取縣岩美郡 四二二  
 鳥取縣岩美郡五箇村 四二二  
 岡山縣苦田郡一宮村 四二二  
 同 縣邑久郡大宮村 一〇二二  
 德島縣富田浦町 一〇二九  
 德島縣板野郡板東町 二二一  
 田村神社 田村神  
 土佐神社 一言主神  
 西塞多神社 西塞多神  
 田島神社 多紀理毘賣命、市杵島毘賣命、多岐都毘賣命  
 住吉神社 表筒男命、中筒男命、底筒男命  
 海神神社 豐玉姬命  
 金刀比羅宮 大物主命、崇德天皇  
 大洗磯前神社 大己貴命  
 酒列磯前神社 少彥名命  
 美保神社 事代主命  
 新田神社 邇々杵命  
 都々古別神社 味鋤高彥根神  
 函館八幡宮 品陀和氣命  
 生島足島神社 生島神、足島神  
 伊和神社 大己貴命  
 眞清田神社 火明命  
 白山比咩神社 白山比咩神  
 玉祖神社 天明玉命  
 諏訪神社 健御名方命、八坂刀賣神  
 大縣神社 大縣神  
 速谷神社 龜速玉神  
 砥鹿神社 大己貴神  
 小國神社 小國神  
 水無神社 水無神



宗教——神社及神官神職、神道各教派管長、教師並事務所所在地

Table listing various shrines and their locations. Includes entries like 駒形神社, 岩木山神社, 湯殿山神社, etc., with corresponding locations and counts.

Table titled '神道各教派管長、教師並事務所所在地' (Locations of Shinto Sect Managers, Teachers, and Offices). Lists sects like 伊豆山神社, 伊豆山神社, etc., with their respective locations and counts.

佛教各宗派總本山大本山及本山

Table listing Buddhist sects and their headquarters. Includes entries like 天台宗, 真言宗, 淨土宗, etc., with their respective locations and counts.

Table listing Buddhist sects and their headquarters. Includes entries like 淨土宗, 天台宗, 真言宗, etc., with their respective locations and counts.

宗教——佛教各宗派本山







宗教——基督教各派、世界宗教信徒數

Table of religious statistics including categories like 融通念佛宗, 時相宗, 法相宗, etc., with columns for 代表役員 and 宣布者.

基督教各派

Table of Christian denominations with columns for 代表役員 (representative officers) and 宣布者 (preachers).

世界宗教信徒數

World Religion Statistics table showing follower counts for various religions like 日本アライアン, 基督教, etc., with regional breakdowns.

教育及出版

教育勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗ノ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民ク忠ニ克ク孝ニ徳兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友誼ヲ停シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス

帝國學士院 (東京上野公園)

明治十二年に創設せられ、當時東京學士會院と稱した。同三十九年帝國學士院と改稱し、萬國學士院聯合會に加入した。大正十四年貴族院令改正に伴ひ會員中より四名の貴族院議員を互選することとなり、又會員の定員六十名を百名に増加した。左に學術獎勵金寄附者、現在會員及び當初以來の受賞者を掲ぐ。

教育——教育勅語、戊申詔書、帝國學士院

御名 御璽

御名 御璽



一萬圓(大正十年より十一年間)	岩崎小彌太	三十萬圓(大正十四年)	小池厚之助	文部	服部宇之吉	法博	小野塚喜平次
一萬圓(大正元年より十一年間)	住友吉左衛門	一萬四千七百二十圓餘(大正十五年三月)	上野節	文部	村上專精	法博	織田萬
一萬圓(大正二年より十一年間)	住友吉左衛門	五千圓(大正十五年二月)	野上	文部	水野敏之丞	理博	池田菊苗
一萬圓(大正二年より十一年間)	古河虎之助	五千圓(大正十五年九月)	津清左衛門	文部	白鳥倉吉	理博	山極勝三郎
一萬圓(大正二年より十一年間)	古河虎之助	一萬圓(昭和二年十月)	中澤つる	文部	春木一	理博	立作太郎
一萬圓(大正二年より十一年間)	古河虎之助	二萬九千圓(昭和三年七月)	古籟篤行	文部	荒木寅三郎	法博	佐々木忠次郎
一萬圓(大正二年より十一年間)	古河虎之助	院員	△役員	文部	松本亦太郎	理博	本多光太郎
二萬圓(大正四年)	藤田平太郎	幹事	櫻井錠二	文部	高松豊吉	文博	宮入慶之助
二萬圓(大正六年)	桂公爵記念事業會	第一部々長	姉崎正治	文部	田島錦治	文博	松本文三郎
一萬圓(大正五年より十一年間)	山下龜三郎	第二部々長	佐藤三吉	文部	三宅米吉	文博	市村贊次郎
一萬圓(大正十二年より十一年間)	山下龜三郎	△會	櫻井錠二	文部	狩野直喜	文博	德富猪一郎
一萬圓(大正七年四月)	末松生子	理事	坪井九馬三	文部	安達峰一郎	文博	大塚保治
一萬圓(大正七年四月)	末松生子	文部	古市公成	文部	加藤正治	文博	山田三良
一萬圓(大正七年四月)	末松生子	文部	北里榮三郎	文部	吉田静致	文博	高野岩三郎
一萬圓(大正七年四月)	末松生子	文部	藤澤利喜太郎	文部	松本照治	文博	中田精一
一萬圓(大正七年四月)	末松生子	文部	一木喜徳郎	文部	伊東忠太	文博	岸上鎌吉
一萬圓(大正七年四月)	末松生子	文部	上田萬年	文部	吉川祐輝	文博	山崎直方
一萬圓(大正七年四月)	末松生子	文部	中村精男	文部	今村明恒	文博	木村直方
一萬圓(大正七年四月)	末松生子	文部	石川千代松	文部	依國一	文博	田丸卓郎
一萬圓(大正七年四月)	末松生子	文部	山崎覺次郎	文部	鈴木梅太郎	文博	平山清次
一萬圓(大正七年四月)	末松生子	文部	近藤基樹	文部	高木貞治	文博	寺田寅彦
一萬圓(大正七年四月)	末松生子	文部	竹添進一郎	文部	矢部長克	文博	藤原松三郎

法博	清水澄	理博	小川琢治	軍艦の設計特に巡洋艦の設計(學士院賞)	近藤基樹	文部	佐々木信綱
文博	内藤虎次郎	理博	眞島利行	左氏會箋(學士院賞)	大正三年	理博	寺田寅彦
文博	西田幾多郎	法博	松波仁一郎	哺乳動物の心臓に於ける刺戟傳導筋系の研究(恩賜賞)	岩石の力學的的研究(學士院賞)	理博	眞島利行
理博	池野成一郎	工博	末廣恭二	微毒病原「スピロヘータ・パリタ」に關する研究(恩賜賞)	大正四年	理博	西川正治
法博	矢作榮藏	理博	吉江琢兒	雲集(學士院賞)	大正五年	農博	和田英松
文博	幸田成行	文博	新村出	假名に關する研究(恩賜賞)	大正五年	文博	木村泰賢
法博	高田早苗	醫博	稻田龍吉	周公と其時代(恩賜賞)	大正五年	文博	木村泰賢
文博	關根正直	醫博	佐伯定胤	黄疽出血性「スピロヘータ」病に關する研究(恩賜賞)	大正五年	醫博	藤田富士郎
△受賞者				無線電信電話に使用する電氣振動關係に關する研究(學士院賞)	大正五年	理博	藤田富士郎
明治四十四年				鐵に關する研究(學士院賞)	大正五年	理博	市川厚一
地軸變動の研究特にZ項の發見(恩賜賞)	理博 木村 榮						
明治四十五年							
佛文日清戰役國際法論及佛文日露戰役國際法論(恩賜賞)	法博、文博 有賀長雄						
日本醫學史(恩賜賞)	富士川 游						
公孫樹の精蟲の發見(恩賜賞)	平瀬作五郎						
蘇鐵の精蟲の發見(恩賜賞)	池野成一郎						
アドナリンの發見(學士院賞)	工博、藥博 高峰讓吉						
續日本後紀纂話(恩賜賞)	村岡良弼						
關神經起首の研究(恩賜賞)	醫博 上坂熊勝						
外部寄生性吸蟲類の研究(恩賜賞)	理博 五島清太郎						



- 滿鐵青銅其他の銅合金及鑄鐵の鑄造に關する研究(學士院賞) 石川登喜治
- 大正九年  
法制史之研究(恩賜賞) 文博 三浦周行  
脂油の研究(同上) 工博 辻本滿丸  
密教發達誌(學士院賞) 大村西崖  
音の異常傳播の研究(同上) 理博 藤原吹平  
臺灣植物の研究(桂賞) 理博 早田文藏  
日本佛教史の研究(恩賜賞) 文博 辻善之助  
關の解剖的研究(同上) 醫博 布施現之助  
クモヒトデの研究(學士院賞) 理博 松本彦七郎  
日本刀の研究(同上) 工博 依國一  
河豚の毒素の研究(桂賞) 藥博 田原良純  
大正十一年  
スタルク効果に關する研究(恩賜賞) 理博 高嶺俊夫  
生理染色法の研究(學士院賞) 理博 吉田卯三郎  
傳動軸の振れ計の研究(同上) 工博 末廣恭二  
大正十二年  
近世日本國民史(恩賜賞) 德富猪一郎
- 本朝文粹註經(同上) 柿村重松  
漢藥成分の化學的研究(同上) 朝比奈泰彦  
放射線に關する研究(同上) 木下季吉  
大正十三年  
長慶天皇御即位の研究(恩賜賞) 文博 八代國治  
蛋白質及之を構成するアミノ酸の細菌に因る分解とアミノ酸の合成に關する研究(同上) 醫博 佐々木隆興  
貨幣と價值並經濟法則の論理的性質(學士院賞) 法博 左右田喜一郎  
副榮養素の研究(同上) 農博 鈴木梅太郎  
大正十四年  
三階教の研究(恩賜賞) 文博 矢吹慶輝  
構造物の振動殊に其の耐震性の研究(同上) 物部長穗  
白鼠に關する研究(學士院賞) 畑井新喜司  
氣體の磁氣係数の測定(大毎東日東宮御成婚記念賞) 會根武  
大正十五年  
日本紋章學(恩賜賞) 沼田頼輔  
中國地方の古生層並に中生層の層位學上の研究(同上) 理博 小澤儀明  
メシア思想を中心としたるイスラエル宗教文化史(學士院賞) 文博 石橋智信
- 宋末の提舉市舶西域人蒲壽庚の事蹟(同上) 文博 桑原臨藏  
元良式船船動搖制止裝置の研究(同上) 工博 元良信太郎  
オキシダーゼの組織學的研究(同上) 醫博 勝沼精藏  
水銀避雷器の研究(同上) 工博 密田良太郎  
熱秤分析法の研究(大毎東日東宮御成婚記念賞) 工博 齋藤平吉  
ウイタミンB缺乏症に付ての實驗的研究(同上) 醫博 島蘭順次郎  
數種の日本産植物に關する生物化學的研究(同上) 理博 緒方知三郎  
昭和二年  
唐宋時代に於ける金銀の研究(恩賜賞) 文博 加藤繁  
金屬鹽の分光化學的研究(同上) 理博 柴田雄次  
神經に於ける不滅衰傳導に關する研究(學士院賞) 醫博 加藤元一  
本邦産石油の成分並に應用に關する研究(同上) 工博 田中芳雄  
朝鮮植物の研究(桂公記念賞) 理博 中井猛之造  
特殊鋼の物理冶金學的研究(大毎東日東宮御成婚記念賞) 理博 村上武次郎

毒の起源に就ての研究(同上)

醫博 土肥慶藏

昭和三年

租稅研究(恩賜賞) 法博 神戸正雄  
聯立積分方程式及び之に關聯せる函數論的研究(同上) 理博 掛谷宗一  
日本歌謡史(學士院賞) 文博 高野辰之  
高速度艦船に關する研究(同上) 工博 平賀讓

本邦産植物に含まるゝ數種のアルカロイドに關する研究(大毎東日東宮御成婚記念賞) 藥博 近藤平三郎

昭和四年

地球及地殼の剛性並に地震動に關する研究(恩賜賞) 理博 志田順  
極東颶風論(學士院賞) 堀口由巳  
東洋音樂の研究(同上) 田邊尙雄  
日本甲冑の新研究(桂公記念賞) 山上八郎

鼠咬症の研究(大毎東日東宮御成婚記念賞) 醫博 二木謙三  
醫博 高木逸磨  
醫博 谷口廣二  
醫博 大角眞八  
醫博 石原喜久太郎  
醫博 太田原豊一

學術研究會議 (昭和四・九・一)

- 會長 櫻井錠二  
副會長 田中館愛橘  
天文學部部長 平山信  
同部部長 新城新藏  
地球物理學部部長 中村精男  
同部部長 今村明恒  
化學部部長 高松豐吉  
同部部長 松原行一  
物理學部部長 長岡半太郎  
同部部長 水野敏之丞  
地質學部部長 山崎直方  
同部部長 加藤武夫  
生物學部部長 安藤廣太郎  
同部部長 柴田桂太  
醫學部部長 佐藤三吉  
同部部長 森島庫太  
工學部部長 末廣恭二  
同部部長 濫澤元治  
數學部部長 高木貞治  
同部部長 藤原松三郎
- 櫻井錠二 平山信  
早乙女清房  
松隈健彦  
今村明恒  
新藏 田中館愛橘  
橋元昌矣  
齋藤大吉  
大谷亮吉 大村齊志  
高松豐吉 松原行一  
井上仁吉 大幸勇吉  
朽木綱貞 鈴木梅太郎  
近重眞澄 西崎弘太郎  
波多野貞夫 眞島利行  
水野敏之丞 橋川司亮  
木村正路 桑木茂雄  
中村清二 本多光太郎  
加藤武夫 伊木常誠  
坪井誠太郎 矢部長克  
安藤廣太郎 柴田桂太  
郡場寛 池野成一郎  
近藤萬太郎 白澤保美 五島清太郎  
森島庫太 井上嘉都治 北里榮三郎  
北島多一 小金井良精 永井潜  
長與又郎 藤浪繼 三浦謙之助  
三田定則 宮入慶之助 斯波忠三郎  
末廣恭二 伊東忠太 小野鑑正  
高木貞治 藤原松三郎 掛谷宗一  
高木貞治 藤原松三郎 掛谷宗一  
中山秀三郎 中村左衛門太郎 稻田三之助  
金原信泰 物部長穗 畑井新喜司  
齋藤大吉 西川正治 平塚英吉  
米村末喜 大河内正敏  
宮城香五郎



教育—啓明會

榮田雄次 窪田忠彦 松尾信太 徳永重康 黒崎延次郎 關口鯉吉

啓明會 (東京麹町永樂町一ノ一)

赤星鐵馬氏の寄附金百萬圓を以て成立し、大正七年八月財團法人設立の認可あり、研究、調査、著作、發明及び發見を助成獎勵すること、必要なる講演、出版をなすこと等を目的とす。而して創立以來昭和三年末迄に研究、調査、著作、發明、發見等に對する經費補助請求の申込を受けたる件数は合計三百八十三件、其内審査の結果採用と決定せるもの八千八百四十二圓、其内支給済額四十一萬九千七百五十圓である。

顧問 伯 牧野伸顯 理事 男 平山成信 常務理事 鶴見左吉雄 子 大河内正敏 小松謙次郎

Table with columns for research titles, amounts, and names. Includes titles like '英國博物館所藏支那古寫本の研究' and names like '矢吹慶輝', '鳥瀉右一', '松岡靜雄'.

Table with columns for research titles, amounts, and names. Includes titles like 'かつを、まぐろ類の研究' and names like '岸上謙吉', '緒方知三郎', '伊東忠太郎'.

Table with columns for research titles, amounts, and names. Includes titles like '東印度諸島蕃族文様の人類學的研究' and names like '移川子之藏', '田子勝彌', '稻田龍吉'.

Table with columns for research titles, amounts, and names. Includes titles like '印度叙事詩「マハーバーラタ」の國譯' and names like '山上曹源', '黒板勝美', '石川千代松'.

教育—啓明會



ノーベル賞金

ノーベル賞金は一八九六年十二月十日に死去したスウェーデンの化学者にして、ダイナマイトの發明者であるアルフレッド・ビー・ノーベル氏の遺産百七十萬ポンドを基本金とし、これより生ずる利子を以て毎年(一)物理學、(二)化學、(三)生理學又は醫學、(四)理想主義的文學、(五)平和の原因の五方面に於て偉大なる貢獻をなした人々に授與されるもので、その金額は各七千五百ポンドである。この基本金はスウェーデン國王の任命した總裁と五人の役員とによつて管理されてゐる。而して理學賞及化學賞はスウェーデン理學院、醫學賞はストックホルム醫學院、文學賞はスウェーデン文學院、平和賞はノールエーの議會が選ぶ五人の委員これを決定する。今日までの受賞者は左の如くである。

Table of Nobel Prize winners by year and category. Columns include Year (年次), Category (賞), Name (受賞者), and Nationality (国籍). Categories include Physics (物理學賞), Chemistry (化學賞), Medicine (醫學賞), Literature (文學賞), and Peace (平和賞). Years range from 1901 to 1913.

全國諸學校 (昭和元年度)

Table of schools in Japan for the first year of the Showa era. Columns include School Type (種別), School Name (學校), Number of Teachers (教員), Number of Students (學生生徒), Number of Graduates (卒業者), and School Type (實業教員養成所, 實業補習學校教員養成所, 中學校, 高等女學校, 高等學校, 專門學校, 實業專門學校). Lists various schools and their statistics.



教育—帝國大學及官立大學、公立大學、私立大學

Table with 4 columns: 實業學校(甲), 實業學校(乙), 實業補習學校, 各種學校. Includes counts and names of institutions.

帝國大學及官立大學

Table listing Imperial and National Universities with columns for Name, Faculty, Year of Establishment, and Location. Includes institutions like 東京帝國大學 and 京都帝國大學.

公立大學

Table listing Public Universities with columns for Name, Faculty, Year of Establishment, and Location. Includes institutions like 大阪工業大學 and 東京文理科大學.

私立大學

Table listing Private Universities with columns for Name, Faculty, Year of Establishment, and Location. Includes institutions like 慶應義塾大學 and 日本醫科大學.

高等師範學校

Table listing Higher Normal Schools with columns for Name, Year of Establishment, and Location. Includes institutions like 東京高等師範學校 and 廣島高等師範學校.

官立專門學校

Table listing Government Specialized Schools with columns for Name, Year of Establishment, and Location. Includes institutions like 東京外國語學校 and 大阪外國語學校.

教育—高等師範學校、官立專門學校

Table listing various specialized and government schools with columns for Name, Faculty, Year of Establishment, and Location. Includes institutions like 早稻田大學 and 明治大學.



教育—公立專門學校

Table listing public specialized schools with columns for school name, founding year, principal, and location. Includes schools like 熊本高等工業學校, 米澤高等工業學校, etc.

二三四

公立專門學校

Table listing public specialized schools with columns for school name, founding year, principal, and location. Includes schools like 長崎高等商業學校, 山口高等商業學校, etc.

兵庫縣立神戸高等商業學校

私立專門學校

Table listing private specialized schools with columns for school name, founding year, principal, and location. Includes schools like 早稻田大學專門部, 慶應義塾高等部, etc.

教育—私立專門學校

二三五

Table listing private specialized schools with columns for school name, founding year, principal, and location. Includes schools like 日本齒科醫學專門學校, 東京神學社神學校, etc.



立正大學專門部	明治三	清水龍山	東京市外大崎町
駒澤大學專門部	明治三	忽滑谷快天	東京市外駒澤町
東京農業大學專門部	明治三	吉川祐輝	東京市外澁谷町
明治學院專門部	明治三	田川大吉郎	芝區白金今里町
明治學院專門部	明治三	田川大吉郎	東京市外澁谷町
青島女子專門學校	明治二	石坂正信	東京市外澁谷町
梅花女子專門學校	明治二	伊庭菊次郎	大阪市東淀川區
帝國女子專門學校	明治二	野崎仙太郎	大阪市外守口町
關西大學專門部	明治二	仁保龜松	大阪市外千里村
九州齒科醫學專門學校	明治二	清水精一	福岡市今泉町
西南學院高等部	明治二	ドージャー	福岡縣早良郡西新町
東北學院專門部	明治二	シュネーダー	仙臺市南町
關東學院專門部	明治二	テネー	橫濱市南太田町
實踐女學校專門部	明治二	下田歌子	東京市外澁谷町
共立女子專門學校	明治二	鳩山春子	東京市神田區一ツ橋
眞宗勸學院高等科	明治二	久保田恒廣	三重縣河藝郡
眞宗專門學校	明治二	一柳知成	名古屋市中區
活水女子專門學校	明治二	アンナ・ロー	長崎市東山手
關西學院專門部	明治二	エル・ベイツ	兵庫縣武庫郡甲東村
神戸女學院專門部	明治二	デフォレスト	神戸市山本通
東京寫眞專門學校	明治三	結城林藏	府下橋ヶ谷
高千穂高等商業學校	明治三	川田鐵彌	東京市外和田堀町
大倉高等商業學校	明治三	立花寛藏	赤坂區費町
松山高商專門學校	明治三	加藤彰康	松山市外松澤村
日本女子專門學校	明治三	二階堂トクヨ	東京市外松澤村
津波女子專門學校	明治三	伊賀駒吉郎	大阪市外小阪

大阪女子高等醫學專門學校	昭和三	和辻春次	大阪府北河內郡牧野村
聖路加女子專門學校	昭和二	トイラ	京橋區明石町
千代田女子專門學校	昭和二	泉道雄	麴町區三番町
東京家政專門學校	昭和二	大江ミ	麴町區三番町
大阪高等醫學專門學校	昭和二	足立文太郎	大阪府三島郡勢手村
天理外國語學校	昭和二	中山爲信	奈良縣丹波市町
金城女子專門學校	昭和二	市村與市	名古屋市東區白壁町
二松醫學專門學校	昭和二	山田準	麴町區一番町
岩手醫學專門學校	昭和二	三田俊次郎	盛岡市內丸八七
九州醫學專門學校	昭和二	伊東祐彦	久留米市小森野町
昭和醫學專門學校	昭和二	岡田和一郎	府下荏原郡中延
女子經濟專門學校	昭和二	新渡戸稻造	東京市本郷區元町
相愛女子專門學校	昭和二	大野關藏	大阪府東區本町四丁目
國士館專門學校	昭和二	水野謙太郎	東京府荏原郡世田谷町
橫濱專門學校	昭和二	林頼三郎	町世田谷區西戸部町
和洋女子專門學校	昭和二	堀越千代	東京市東區飯田町
福山女子專門學校	昭和二	堀山正次	名古屋市東區田代町
女子美術專門學校	昭和二	佐藤達次郎	東京市本郷區菊坂町

官立高等學校

第一	明治九	森卷吉	東京本郷向ヶ岡
第二	同	玉蟲一郎	仙臺北六番町
第三	同	森外三郎	京都吉田二本松町
第四	同	武藤虎太	金澤仙石町
第五	同	溝淵進馬	熊本黒髮町

私立高等學校

浪速	同	三浦菊太郎	大阪府豐能郡櫻井谷村			
府立	昭和四	川田正激	東京市麴町區永田町			
名稱	創立	校長	修業年限	教員	生徒	所在地
武藏	大正二	山川健次郎	七	三〇	七〇	東京市外中新井村
甲南	同	三丸山環	七	三〇	七〇	兵庫縣武庫郡本山村
成蹊	同	淺野孝之	七	三五	七〇	東京市外吉祥寺
成城	同	小原國芳	七	三八	七〇	東京府下粘村

文部省所管外諸學校

所管名稱	所在地	學校長
宮內省	女子學習院	東京府下高田町 藤原健二郎
內務省	神宮皇學館	赤坂區青山 松浦寅三郎
農林省	水産講習所	三重縣宇治山田市 森田實
陸軍省	飛行學校	深川區越中島町 理學博士 岡村金太郎
陸軍省	飛行學校	埼玉縣所澤町 陸軍少將 古谷清
陸軍省	飛行學校	千葉縣千葉郡都村 陸軍少將 小澤寅吉
陸軍省	飛行學校	三重縣度會郡 陸軍少將 荒蕁義勝
陸軍省	飛行學校	北濱村 陸軍少將 荒蕁義勝
陸軍省	飛行學校	小石川區小石川町 陸軍少將 上村良助

公立高等學校

名稱	創立	校長	修業年限	教員	生徒	所在地
富山	大正三	柴山槐郎	七	三七	三七	富山縣上新川郡大廣田村

教育—公立高等學校、私立高等學校、文部省所管外諸學校



Table listing various military and educational institutions such as 陸軍大學校, 海軍大學校, and 陸軍醫學校, along with their respective locations and commanding officers.

Table listing various provincial and municipal educational institutions, including 海軍省, 總督府, and 府立學校, with their locations and names.

Table titled '幼稚園' (Kindergarten) showing enrollment statistics for various institutions like 京城府南大門通 and 京城府貞洞 across different years.

Table titled '市町村立小學校教員' (Municipal and Village Elementary School Teachers) showing the number of teachers in various municipalities like 旅順市, 奉天, and 上海.

Table titled '學齡兒童' (School-age Children) showing enrollment statistics for children in various categories like 幼稚園 and 學齡兒童 across different years.

Table titled '學齡兒童就學歩合' (School-age Children Enrollment Rate) showing the percentage of school-age children who are enrolled in schools across different years.

教育—幼稚園、學齡兒童、小學校教員平均月俸







地誌	交通	算術	地理	工業	歴史	傳記	哲學	神學	教育	美術	音樂	言語	辭書	叢書	雜誌	總計
七六九	三三三	一四三	一八八	四一八	三三〇	三三九	二六一	一九一	七五五	三、三四四	三、二七九	六六六	四九一	一、〇〇九	六八〇	一、九六七
七六六	八〇〇	一〇九	三三九	三三九	二六六	二七三	三三三	三、三三三	三、〇八二	七二一	四四〇	八五五	五八三	一、二二二	三、五五五	一、九八〇

木綿物 石鹼や洗濯ソーダで洗つてもよい。また米の磨ぎ汁にソーダを入れて洗ふもよい。紺物は絶対に石鹼を使はず、少量の酢を入れて洗ふと紺の色がますますよくなる。カラ― 洗濯曹達と石鹼で普通の通りに洗

ふ。餘り汚れが落ちなければ一パーセントの漂白粉の液に一分間浸して十分水洗ひする。仕上げは糊をつけて乾燥し、きりを吹いて火のしをかける。  
 足袋 粉石鹼を熱湯に溶かし、その中に足袋をつけて二十分計り蒸してからブラシで擦り洗ひ、底はタワシに石鹼をつけて擦る。十分汚れが取れたらよくすすぎ出す。紺足袋は粉石鹼を溶かした水に少量の醋酸を入れ、その中にやはり二十分位浸してから前と同様に洗ふ。  
 麻物 白い物は粉石鹼を冷水に溶かし、黒い物は單に冷水で洗ふか普通の石鹼で洗ふ。仕上げに黒物は布糊、白物はひめのりをつける。麻物に米の磨ぎ汁は禁物である。  
 絹物 石鹼水二升五合にアンモニア一匙の割合で洗濯水を作り、それで洗つて後に清潔な微温湯で濯ぎ、絞らずに干せば艶が出て綺麗になり地質も損じない。絹物の洗濯に注意すべきは絹布の目方に對して適度の石鹼水を用ひること、絹布百匁に對し石鹼六匁から九匁迄が丁度適度で、それだけの石鹼六匁から少量の熱湯で溶き適當の水を入れた盥の中に入れ揉まない様に静かに洗ふ。  
 毛織物 毛織物の洗濯には普通の石鹼よりも粉石鹼、マルセル石鹼、ラックス等がよく、方法はそれを溶かした水の中に絹物を入れて漬けて置く。それだけで垢はよく取れる。

る。決して揉み洗ひをしてはいけない。垢の取れた絹物は水洗ひしてから日蔭乾しにし、乾いてから一度蒸せば綺麗になる。  
 革の手袋 革の手袋は牛乳や石鹼で洗ふと皮がゴワ／＼になつて困ることがあるから注意を要する。これを洗ふには始めベンジンに三十分程漬けて置き、手にはめて摩擦すると綺麗になる。  
 毛布 毛布を洗ふには先づよく振つて、毛の間に入り込んである塵埃を拂ひ落してからバケツ一杯位の冷水に大匙一杯のアンモニアを加へ其溶液の中に約三十分位浸して置く、そして更にこれをねば／＼する位に濃い石鹼水の中にやはり大匙一杯のアンモニアを混ぜたものゝ中に浸し三十分位過ぎてから清水で洗ひ出すのであるが、それには少くも三回か四回は水を取りかへなければならぬ。そしてすつかり綺麗になつたものを三十分ばかり水に浸し、絞らないでそのまま竿にかけて干すのである。絞らないといつても水を切らなければならぬが、それには両手で挟んで水を押し出すか又は板で軽く挟んでもよい。

司法及警察

裁判所配置

控訴院	東京	千葉	浦和	横濱	東京
裁判所	水戸	八日市場	木更津	熊谷	八王子
同支部	下妻	下妻	下妻	下妻	下妻
區裁判所	下妻	下妻	下妻	下妻	下妻

司法—裁判所配置

宇都宮	前橋	静岡	甲府	長野
栃木	高崎	沼津	上野	飯田
足利	新橋	沼津	上野	飯田
大田	新橋	沼津	上野	飯田

東京	京都	大阪	神戸	奈良
新橋	高崎	長岡	相模	川崎
新橋	高崎	長岡	相模	川崎
新橋	高崎	長岡	相模	川崎

二四三

二四二











Table showing statistics for sentenced offenders by age group (e.g., 未成年, 二十歳以下) and crime type (e.g., 窃盗, 強盗, 殺人).

受刑者罪名別 (昭和四年四月末)

Table showing statistics for sentenced offenders by crime name (e.g., 窃盗, 強盗, 殺人) and gender (男, 女).

陪審裁判

陪審法は大正十二年に制定され、昭和三年十月一日から實施された。これまでの裁判は判決が言渡されて居つたが、これらの人々の外に陪審員が參與してなされる裁判が陪審裁判である。我國の陪審裁判は刑事事件の陪審裁判である。これには陪審員十二名を立會はせる。

そして陪審員をして法廷の審理、辯論を聴取させたのち裁判官が意見を聞き、これに對し陪審員一同より答申をなし、その意見を參考として裁判官が裁判をする。然らばこの陪審員には如何なる人がなるかといふに、

- (一) 帝國臣民たる男子にして三十歳以上たること
(二) 引續き二年以上同一町村内に住居すること
(三) 引續き二年以上直接國稅三圓以上を納むること
(四) 讀書を爲し得ること

になる。更に陪審員は如何なる事件に參與するかといふと、

- (一) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に該る事件
(二) 長期三年を超える有期の懲役又は禁錮に該る事件で地方裁判所に屬するものに付被告人の請求ありたる時
(三) 尤も何れの場合にも被告人が公判又は公判準備に於ける取調に自白したる場合には陪審に掛けない。その他大審院の特別権限に屬する罪、選舉に關する犯罪等は陪審の評議に付しない。陪審裁判には裁判官、檢察、書記、陪審員、辯護人が列席し、裁判長は陪審員の心得を諭示し、陪審員は公平誠實に其の職務を行ふべきことを宣誓する。宣誓が済むと檢察は被告事件を陳述して公訴に係る犯罪事實を明かにして審理を求め裁判長は被告人を訊問したり證據調をなし、それが終ると檢察と辯護人とが有罪無罪の意見を述べ、これが済むと裁判長は改めて事件を詳細に説明し、書面により犯罪構成事實の有無に付陪審員の意見を徴する。これに對し、陪審員一同は公判廷より評議室に退き評議をする。評議一決すれば先の書面の餘白に答申を記載し再び公判廷に出でこれを裁判長に提出し、陪審の答申が相當であれば裁判長はこれに基いて判決の言渡をするのであるが、若し不當と

少年審判所

認めるときは事件を更に他の陪審の評議に付すること即ち陪審の遺直しとなるのである。十八歳未満の少年、少女にして、刑罰法令に觸るゝ行為をなし、又はその虞ある者を保護する爲に設けられたもので、東京と大阪との二箇所にある。少年法には保護處分と刑事處分と二つの處分が規定されてゐるが、少年審判所で取扱ふのは保護處分である。審判所の職員は少年審判官と少年保護司と書記とである。審判官は單獨で審判をする。保護司の職務は調査と觀察との二つであつて調査は審判官を輔佐して審判の資料を提供する仕事であり、觀察は審判の結果觀察に付するといふ言渡があつた時、直接保護の任に當る仕事である。書記は審判期日に於て始末書を作るのが主たる職務である。保護處分の種類は九つある。(一)審判官自ら訓誡を爲すこと、(二)學校長に訓誡を委任すること、(三)改心の誓約書を書かせること、(四)條件を付して保護者に引渡すこと、(五)寺院、教會、保護團體又は適當なる者に委託すること、(六)少年保護司の觀察に付すること、(七)感化院に送致すること、(八)矯正院に送致すること、(九)病院に送致又は委託すること等である。この九つの種類はその性質の許す限り併用する。



司法——矯正院、少年審判所取扱少年数

二五〇

次に(一)大審院の特別権限に属する犯罪、(二)死刑、無期又は短期三年以上の懲役若しくは禁錮に該すべき罪を犯したる者及び十六歳以上にて罪を犯したる者は裁判所又は検事より送致を受けたる場合を除く(三)刑事手続により審理中の者、(四)十四歳に満たざる

矯正院

者は地方長官より送致を受けたる場合を除くの外は、審判所の審判に付されない。矯正院は少年審判所より送致された者及び民法第八百八十二條の規定により懲戒に附せら

れた者を收容する所で、收容兒童の年齢は満十四歳より十八歳までとし、收容期間は二十歳を超ゆることを得ずと規定されてある。現在では東京に多摩少年院(東京府南多摩郡由井村)、大阪に浪速少年院(大阪府三島郡春日村)の二院がある。

少年審判所取扱少年数 (昭和三年)

處分	受刑		特別法犯		刑罰法令に觸るゝ行為		計
	男	女	男	女	男	女	
懲戒院送致	三	九	八	一	一	一	三
少年保護司觀察	九	九	二	一	一	一	九
保護者引渡	二	二	二	一	一	一	二
保護團體等に委託	七	六	四	二	一	一	七
書面誓約	一	一	一	一	一	一	二
校長訓誡	一	一	一	一	一	一	二
校訓	一	一	一	一	一	一	二
裁判不開始	三	三	三	二	二	二	三
審判計	一、八六三	一、七九一	五、八六九	三、七三三	二、二〇〇	二、二〇〇	一、八六三
新舊	五、六四二	六、〇〇〇	六、〇〇〇	三、七三三	三、九〇九	三、九〇九	五、六四二
計	六、一〇九	六、〇〇〇	六、〇〇〇	三、七三三	三、九〇九	三、九〇九	六、一〇九
總計	一、八八二	一、七九一	五、八六九	三、七三三	二、二〇〇	二、二〇〇	一、八八二
男	一、八八二	一、七九一	五、八六九	三、七三三	二、二〇〇	二、二〇〇	一、八八二
女	一、八八二	一、七九一	五、八六九	三、七三三	二、二〇〇	二、二〇〇	一、八八二

檢事に送致	他の少年審判所に送致	合	未	
			刑	法
三、九〇〇	四、三三九	五、八二一	二、九八	二、九八
三、九〇〇	四、三三九	五、八二一	二、九八	二、九八
三、九〇〇	四、三三九	五、八二一	二、九八	二、九八
三、九〇〇	四、三三九	五、八二一	二、九八	二、九八
三、九〇〇	四、三三九	五、八二一	二、九八	二、九八
三、九〇〇	四、三三九	五、八二一	二、九八	二、九八
三、九〇〇	四、三三九	五、八二一	二、九八	二、九八
三、九〇〇	四、三三九	五、八二一	二、九八	二、九八
三、九〇〇	四、三三九	五、八二一	二、九八	二、九八
三、九〇〇	四、三三九	五、八二一	二、九八	二、九八

檢舉人員 (昭和二年)

刑種	檢舉人員		計
	男	女	
逃走	一、五七〇	一、五七〇	一、五七〇
放火	九、三六八	四、六四四	一、五七〇
往來を妨害する	七、七四三	七、七四三	一、五七〇
飲料水に關する	九七	九七	一、五七〇
通貨偽造	九七	九七	一、五七〇
有價証券偽造	八八二	八八二	一、五七〇
賭博及富強に關する	二、〇三六	二、〇三六	一、五七〇
殺害	二、〇三六	二、〇三六	一、五七〇
殺人	一、九七四	一、九七四	一、五七〇
傷害	二、九二二	二、九二二	一、五七〇
過失傷害	八、六〇五	八、六〇五	一、五七〇

警察——檢舉人員

二五一



警察——自殺者、自殺者因由別、殺害されたる者、災害其他の事故にて死せし人員

自殺者 (昭和二年)

Table showing suicide statistics for昭和二年, categorized by gender (男/女) and various causes like 精神錯亂, 病苦, 貧窮, etc.

自殺者因由別 (昭和二年)

Table detailing the reasons for suicide (自殺者因由別) for昭和二年, listing causes such as 親又は夫妻子等の死, 親又は夫妻子等の病, etc.

殺害されたる者 (昭和二年)

Table showing statistics for those who were killed (殺害されたる者) in昭和二年, categorized by type of crime (種別) and gender.

災害其他の事故にて死せし人員 (昭和二年)

Table showing statistics for deaths due to disasters and other accidents (災害其他の事故にて死せし人員) in昭和二年, categorized by accident type (種別) and gender.

火災についての注意

火災についての注意 (Fire Safety Precautions): A list of instructions including '火事を出したら「小火」でも隠してはいかない', '火事を出したら見つけたら火元を教へよ', etc.

火災

Main fire statistics table (火災) comparing昭和元年 and昭和二年 across various categories like 土石崩壊, 樹木倒伏, 火災, etc.

火災原因 (昭和二年中)

Table detailing fire causes (火災原因) for昭和二年, listing locations like 市街地, 村落, and specific causes like 雷, 機械, etc.

警察——火災、火災原因、火災についての注意



警察—盜難詐欺恐喝、棄兒、遊廓、遊客人員及消費金額

火災報知機で知らせる時は、硝子を下駄でも破つてボタンを強く一分間押せば、その場所が消防署の受信機に感ずる。たとひ無駄足をかけてもよいから、火災報知機か電話で早く、消防署、警察署、調査派出所に急報すること。

▼村落で火災が突発したら、報知設備のないところは、火事を目撃した人が火の見梯子に登つて半鐘をたけ。

▼老人、子供、病人、不具者はなるだけ二階に寝かすな。火事になつたらこれ等の人は家人が附添つて早く風上の安全な場所に一時避難させよ。

▼煙に巻かれた時は、這つて壁に傳つて逃げよ、手拭を水に浸して鼻や口を掩へば、煙の窒息を防ぐ効果がある。二階から外部に逃げ出す時は、蒲團を巻いて抱いて飛ぶか、麻紐かまたは帯を結び合せて、その端を柱にくくりつけて、すべり降りよ、窓外に吊してある物干竿を滑棒に代用するのもよい。

▼消防隊が来たなら道を開き、荷を片づけて極力援助せよ、決して妨害になつてはいけない、家の内に逃げおくれた人があつたら、早くその場所を消防隊の人に教へて救助の途をとらせよ。

よい。立つたままもみ消すのは危険である。▼水をかけるにはなるだけ火に接近して燃えてゐる物にかけ、煙にかけては利き目がない、油や薬品は水をかけると大きくなるから、土砂か灰をかけるか、または蒲団か蒲團類で掩ふとよい。精進揚や油揚の鍋に火が這入つた時は、ウドン粉か、鹽を投げ込め、青菜を投げ込むとすぐ消える。機械磨擦の発火には鋸屑に重曹をまぜた粉末消火剤がよい、電氣の火事は一時も早くスイッチを断つて消防署に急報せよ、更らに餘裕があつたら、電燈會社にも知らせる、電氣の火事に水をかけるのは危い。

盜難詐欺恐喝

種別	昭和元年	同	二年
強盜に遭ひし人	九四三	一、〇六六	一、〇七〇
竊盜に遭ひし人	三、九七四	二、四七五	二、四七五
強盜に遭ひし家屋内外	五、〇〇〇	六、七九五	六、七九五
竊盜に遭ひし家屋内外	三、七〇〇	六、七九五	六、七九五
強盜に遭ひし船	三、七〇〇	三、七〇〇	三、七〇〇
竊盜に遭ひし船	三、七〇〇	三、七〇〇	三、七〇〇

棄兒

種別	昭和元年	同	二年
生存しありし者	六〇	六〇	六〇
死亡しありし者	二五	二五	二五
合計	八五	八五	八五

種別	昭和元年	同	二年
貸座敷免許地	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
貸座敷營業者	二、五三三	二、五三三	二、五三三
引手茶屋	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇
娼妓	五、七三二	五、七三二	五、七三二
貸座敷傭人	三、三三三	三、三三三	三、三三三
遊廓	三、三三三	三、三三三	三、三三三
合計	二、五三三	二、五三三	二、五三三

遊廓

種別	昭和元年	同	二年
遊客人員	一、七五五、八八三	二、三三三	六、八四〇、六四〇
消費金額	一、七五五、八八三	二、三三三	六、八四〇、六四〇

遊客人員及消費金額 (昭和二年)

警察犯處罰令

(明治四十一年内務省令大正八年改正)

- 第一條 左の各號の一に該當する者は三十日未滿の拘留に處す
  - 一、故なく人の居住若しくは看守せざる邸宅、建造物及船舶内に潜伏したる者
  - 二、密賣淫をなしたる者
  - 三、一定の住居または生業なくして諸方に徘徊する者
  - 四、故なく面會を強請しまたは強談威迫の行爲をなしたる者
- 第二條 左の各號の一に該當する者は三十日未滿の拘留または二十日未滿の科料に處す
  - 一、合力、喜捨を強請しまたは強て物品の購買を求めたる者
  - 二、乞丐を爲しまたは爲さしめたる者
  - 三、濫に寄附を強請しまたは收利の目的を以て強て物品、入場券等を配付したる者
  - 四、入札の妨害を爲し又は共同入札を強請し若しくは落札人に對しその事業または利益の分配若しくは金品を強請したる者

藝妓年齢別 (昭和二年末)

年齢	人数	年齢	人数
一四歳未滿	二、五五五	一四—一六	一四、三三三
一七—一九	三、〇〇〇	二〇—二二	二、三三三
二一—二九	一、二二二	三〇歳以上	八、三三三
計	八、〇〇〇		

交通事故 (昭和二年)

種別	件数	死	傷
自動車	二、〇六三	一四、三九九	一四、三九九
自動自転車	一、三三八	五〇	一、〇五七
自転車	一、三九四	一〇四	八、四一九
電車	五、五二二	四四七	四、五四八
人力車	一、二〇九	六九	六〇五
計	一、〇〇〇	一〇三	一、〇〇〇

警察—藝妓年齢別、交通事故、遺失物及拾得物、警察官署、警察職員、警察犯處罰令



- 五、他人の業務に對し惡戯または妨害を爲したる者
- 六、新聞紙、雜誌その他の方法を以て誇大または虚偽の廣告を爲し不正の利を圖りたる者
- 七、新聞紙、雜誌その他の出版物の購讀または廣告掲載につき強ひてその申込を求めたる者
- 八、申込なき新聞紙、雜誌その他の出版物を配付しまたは申込なき廣告を爲しその代料を請求したる者
- 九、祭事、祝儀又は其の行列に對し惡戯または妨害を爲したる者
- 十、自己占有の場所内に老幼、不具または疾病の爲め扶助を要する者若し人の死屍、死胎あることを知りて速に警察官吏に申告せざる者
- 十一、公衆の自由に交通し得る場所において喧嘩し、横臥しまたは泥酔して徘徊したる者
- 十二、公衆の自由に交通し得る場所において濫に車馬舟筏その他の物件をおき、または交通の妨害となるべき行爲を爲したる者
- 十三、公衆の自由に交通し得る場所におい

- て危険の虞あるとき點燈その他豫防の裝置を爲すの義務を怠りたる者
- 十四、劇場、寄席その他公衆會同の場所に於いて會衆の妨害を爲したる者
- 十五、雜沓の場所において制止を背せず混雜を增すの行爲を爲したる者
- 十六、人を誑惑せしむべき流言浮説または虚報を爲したる者
- 十七、妄に吉凶禍福を説きまたは祈禱、符呪等を爲し若し若し守札類を授與して人を惑はしたる者
- 十八、病者に對し禁厭、祈禱、符呪等を爲しまたは神符、神水等を與へ醫療を妨げたる者
- 十九、濫に催眠術を施したる者
- 二十、官職、位記、勳章、學位を詐りまたは法令の定むる服飾、徽章を借用し若しこれに類似のものを使用したる者
- 二十一、官公署に對し不實の申述を爲しまたはその義務あるものにして故なく申述を背せざる者
- 二十二、人の飲用に供する淨水を汚穢しまたはその使用を妨げ若しその水路に障礙を爲したる者
- 二十三、河川、溝渠または下水路の疏通を妨ぐべき行爲を爲したる者
- 二十四、自己または他人の身體に刺文した

- る者
- 二十五、出入を禁止したる場所に濫に出入したる者
- 二十六、官公署の榜示し若し若し官公署の指揮により榜示せる禁條を犯しまたはその設置にかゝる榜標を汚穢し若し撤去したる者
- 二十七、水火災その他の事變に際し制止を背せずしてその現場に立入り若しその場所より退去せずまたは官吏より援助の求を受けたるに拘らず傍觀してこれに應ぜざる者
- 二十八、濫に他人の標燈または社寺、道路、公園その他公衆用の常燈を消したる者
- 二十九、他人の田野、園圃において菓果を採摘しまたは花卉を採折したる者
- 三十、使用者にして勞役者に對し故なくその自由を妨げまたは苛酷の取扱を爲したる者
- 三十一、濫に他人の身邊に立寄りまたは追隨したる者
- 三十二、他人の身體、物件またはこれに害を及ぼすべき場所に對し物件を抛擲しまたは放射したる者
- 三十三、神祠、佛堂、禮拜所、墓所、碑表、形像その他これに類する物を汚穢したる者

- 三十四、人の死屍または死胎を隠匿しまたは他物に紛はしく擬装したる者
  - 三十五、一定の飲食物に他物を混じて不正の利を圖りたる者
  - 三十六、不熟の果物、腐敗の肉類、その他健康を害すべき食物を營利の用に供したる者
  - 三十七、濫に他人の繫きたる舟筏、牛馬その他獸類を解放したる者
- 第三條 左の各號の一に該當するものは二十圓未満の科料に處す
- 一、許可なくして人の死屍または死胎を解剖し又はこれが保存を爲したる者
  - 二、公衆の目に觸るべき場所において租碼、裸程し又は臀部、股部を露し其の他醜體を爲したる者
  - 三、街路において尿尿を爲し又は爲さしめたる者
  - 四、濫に銃砲の發射を爲し又は火藥その他劇發すべき物を玩びたる者
  - 五、家屋その他の建造物若し引火し易きもの、近傍又は山野において濫に火を焚く者
  - 六、石炭その他自然發火の虞あるもの、取扱を忽にしたる者
  - 七、開業の産婆故なく妊婦、産婦の招きに應ぜざる者

- 八、故なく官公署の召喚に應ぜざる者
  - 九、炮煮、洗滌、剥皮等を要せず其まゝ食用に供すべき飲食物に覆蓋を設けず店頭に陳列したる者
  - 十、濫に禽獸の死屍または汚穢物を棄擲しまたはこれが取除けの義務を怠りたる者
  - 十一、監置に係る精神病者の監護を怠り屋外に徘徊せしめたる者
  - 十二、濫に犬その他の獸類を嘍しまたは驚逸せしめたる者
  - 十三、狂犬、猛獸等の繫鎖を怠り逸走せしめたる者
  - 十四、公衆の目に觸るべき場所において牛馬その他の動物を虐待したる者
  - 十五、濫に他人の家屋その他の工作物を汚穢し若しこれに貼紙を爲し又は他人の標札、招牌、賣貨家札その他榜標の類を汚穢し若くは撤去したる者
  - 十六、橋梁または堤防を損壞するの虞ある場所に舟筏を繫きたる者
  - 十七、通路なき他人の田圃を通行し又はこれに牛馬諸車を牽き入れたる者
- 第四條 本令に規定したる違反行動を教唆し又は幫助したる者は各本條に照し之を罰す但し情狀によりその刑を免除することを得

□種子の播き方

一般に種子は軽い土に淺くまくことが原則である。覆土の厚さは種子の直径の約三倍がよろしい。一分大の種子は三分の深さにまく。小粒の種子は注意しないと水に流され易い、従つて平箱とか平鉢にまく。平箱を用ふる場合は底に小さな穴を澤山あけて排水の便に供するやうにする。その上に小石を敷きつめてから土を入れる。土の敷き方は、まづ大鉢にかけた比較的粗雑な土砂をあて、上にゆくに従つて次第に細かな土砂をしくのである。種子をまいたら極くこまかな篩で薄く土砂をかける。まき方を終へたら水をすぐかけてはいけない。盥のやうなものに水を入れ、その中に種子をまいた箱なり鉢なりをひたし、土砂の表面がしめつたところを見計らつて取出し、あたゝかい日光のあたりのいゝ場所におく。但し日光の直射せぬやう蓋ひをする。しめりけを絶やしてはならない。



















労働問題

労働界概観

昭和四年の労働組合運動は無産政治運動の飛躍的發展に相反して前年に引續く從屬的な不振状態を續けた。大小労働團體の涸渇せる組合財政はいよゝ窮乏、膨大な未組織群に喰ひ入る組織擴張の跡は見るべき進歩も無く、華やかな政治運動のかけに於ては経済闘争は一般に不活潑を餘儀なくされた。加へて田中内閣の反動的政策的故に全労働團體は連二無二政治闘争へと驅り立てられ、地味な労働組合経営の日常は著しい行詰り状態を示すに至つたのである。

昭和三年三月より一ヶ月三ヶ月に亘る連続検査によつて日本共産黨は形體上の没落を告げ、マルクス主義の指導勢力は僅に一部の學生間に握られてゐたが新なる學生検査、學校當局の自由研究弾壓によつてこれも屏息し、左翼及び中間派團體は内部闘争の故に自らの勢力を招いた。彈壓の嵐を外に獨り得意の色を示してゐた社会民主主義系統の右翼團體は其の本質を離れてやゝ反動的に移行したとの非難を受けた。そこに各派各別の思想的色彩の差こそあれ、政治運動體裁、政治闘争第一

の流行的氣分は組合主義を離れて横溢し、昭和四年一月より全国各地に開始された市町村會選舉には、組合闘士は全く選舉應援に没頭し、無視され従屬視された労働組合運動は、こゝに破産か建直しかの岐路に立つに至つたのである。

僅に労働總同盟以下右翼五團體は外に東洋労働會議の開催準備を進め、昭和三年十二月初め國際労働局長アルベル・トーマ氏の來朝を前後しては労働條約批准運動に進んだが運動自体は單なる協議決議に止まつて實質的には見るべき成績もない。内に現實主義團體の地域的吸収に努め、昭和四年一月及び六月の労働代表選出については勿論中間派の要求を一蹴して右翼獨占に進んだ。一方中間派勢力は概して年來の内部闘争のあとを顧みて整理期に進んだ観があり、同年三月には京濱労働協会の創立、六月には分裂二年の東京市電自治會左右兩翼の合同を実現して新たに東京交通労働組合の創立を見るなど相當に統合の實を進めるものもあつたが、一面辛うじて破産を止めたの策を講じたに過ぎぬ感なしとせぬ。この間唯少數年のアナ系労働團體は漸く據頭を計り、第十回メーデーを前後して活躍の片鱗を見せたが只それだけに止まつてゐる。

昭和四年七月一日より強制實施の深夜業全廢は女工二十萬人の肉體的苦痛を輕からしめると共に其低給賃銀に一段の脅威を加ふるものがあつた。紡績關係資本家の深夜業廢止後の經營策が多く賃銀低下等を以てする消極策にあつたことが早くも四年早春より紡績關係の頻發を豫想せしめ、紡績労働組合の緊張を示すとき、資本家側も同業間に於て種々對策協定を進めたが四年四月協定は一致を缺き會社各々によつて方針を異にした、即ち深夜業廢止の自發的實施期を異にして而も廢止後の職工に對する待遇に於ては廢止前と同様なもの、よりよきもの、より惡きもの等混然相違する所から従つてつひに部分的な紡績争議を誘發した觀がある。

七月二日田中政友會内閣に代る濱口民政黨内閣の出現は、兩年來手酷しい彈壓の下に苦吟し續けた無産全陣營に一息を入れた。田中大將彈劾と反動的政策的傾向を持つ民政黨内閣に或る程度の好感を持たしめたことは事實だが、それは濱口内閣成立の一瞬に止まり、七月五日聲明の新内閣政綱を見ては、左右、中間各派の無産黨も労働團體もそこにサーベルに代つて新なる經濟的彈壓を覺悟して警戒の眼を睜り、労働全線に亘る經濟的闘争を用意せ

しめるものがあつた。即ち十大政綱の主眼項目たる財政經濟政策が財政緊縮と消費節約を前提とし、金輸出解禁の斷行を以て根本的な財政經濟の建直しを行はんとすることは必然、物價下落と不景氣出現を招來し、中小工場の窮迫と失業者續出、賃銀低下となることを豫想せしめ、結局財政經濟政策は無産階級の膏血を金利に代へ、金融大資本家を急速度に肥やすのみで、社會政策上の期待すべきものなしとの見解より諸要求を提げて政治的に經濟的に對陣をしくに至つたのである。

財界不況と依然たる戦線分裂、政治闘争に主力を奪はれた跡の労働戦線は、昭和三年秋の御大典を前後して一般に鳴りをひそめ、労働争議の見るべきものは無かつた。部分的經濟闘争の力弱さは勝利解決の争議に乏しく、争闘原因も寧ろ企業資本家の組織的攻勢と挑戦によるものが多かつた。受身の工場交通其他の都市労働者は闘争よりも寧ろ組合組織の建直しに腐心しつゝ、昭和四年を迎へ、組織擴張の必要と労働條件の消滅防衛に原因して小争議は漸く頻發の傾向となつた。警視廳管下だけで一月から三月までに發生した争議は八十

二件、参加人員一萬一千三百八十八人、四月より六月末まで五十七件、参加人員約一萬人であるものは一月の東京キレー紙争議、二月の武蔵工學工業争議、三月丸善店員争議、四月東京モス争議、五月三越配運部争議、六月西川モス争議等で多く妥協解決、三月横濱市電、横濱ドックの兩争議を傳へたが、いづれも抗争半にして妥協、其他全国各地とも特筆すべき大争議とは無かつたが、財界一般の不況と米價暴落等より特に小作争議は秋の收穫時を前後して頻發すべき勢ひを示すに至つた。

工場鑛山等労働者数 (昭和三年十二月末現在社會局調)
Table with columns for government prefectures (府縣別), factory workers (工場労働者), mountain workers (鑛山労働者), transport/communication workers (運輸交通通信労働者), and miscellaneous workers (日傭労働者其他). Rows list prefectures like Hokkaido, Tohoku, Kanto, etc., with male/female counts and totals.



労働問題——工場鑛山等労働者数

千 茨 栃 奈 三 愛 静 山 滋 岐 長 宮 福 青 山 秋 石 富 島 島 岡 廣 山 和 德  
歌

葉 城 木 良 重 知 岡 梨 賀 卓 野 城 島 手 森 形 田 井 川 取 山 根 山 島 山 口 島

Table with 2 columns of data for each location, showing laborer counts. Locations include 千茨, 栃奈, 三愛, 静山, 滋岐, 岐長, 宮福, 青山, 山秋, 石富, 島島, 岡廣, 山和, 德歌, 葉城, 木良, 重知, 岡梨, 賀卓, 野城, 島手, 森形, 田井, 川取, 山根, 山島, 山口島.

香 愛 高 大 佐 熊 宮 鹿 神

川 媛 知 岡 分 賀 本 崎 島 繩

Table with 2 columns of data for each location, showing laborer counts. Locations include 香愛, 高, 大, 佐, 熊, 宮, 鹿, 神, 川, 媛, 知, 岡, 分, 賀, 本, 崎, 島, 繩.

工場労働者賃銀

(第一回労働統計實地調査)

Table showing average wages for various industries: 織機, 化学, 紙工, 皮革, 木竹, 飲食, 被服. Columns include industry name, average wage, and gender breakdown.

労働問題——工場労働者賃銀、鑛山労働者賃銀、鑛夫業務上死傷者数、労働争議

鑛山労働者賃銀

(第一回労働統計實地調査)

Table showing average wages for different types of mining work: 土木, 製版, 印刷, 鑛業, 瓦工, 其他. Columns include category, average wage, and gender breakdown.

鑛夫業務上死傷者数

(昭和二年)

Table showing the number of deaths and injuries in mining work by region: 北海, 東, 京, 都, 阪. Columns include region, deaths, injuries, and labor disputes.







農家戸數 (各年末)

年次	自作	小作	自作兼小作	計
大正十三年	一、六〇四	一、五五五	二、三三九	五、四四〇
同十四年	一、七五五	一、五五五	二、二七五	五、五三三
昭和元年	一、七三三	一、五〇八	二、三三四	五、五四八
同二年	一、七三三	一、四九五	二、三三六	五、五六一

年次	自作	小作	計
大正十三年	一、四八二	一、七四九	三、二三一
同十四年	一、四六二	一、七六一	三、二二八
昭和元年	一、五五二	一、七〇〇	三、二五二
同二年	一、五五二	一、七〇〇	三、二五二

年次	自作	小作	計
大正十三年	一、四八二	一、七四九	三、二三一
同十四年	一、四六二	一、七六一	三、二二八
昭和元年	一、五五二	一、七〇〇	三、二五二
同二年	一、五五二	一、七〇〇	三、二五二

年次	自作	小作	計
大正十三年	一、四八二	一、七四九	三、二三一
同十四年	一、四六二	一、七六一	三、二二八
昭和元年	一、五五二	一、七〇〇	三、二五二
同二年	一、五五二	一、七〇〇	三、二五二

米作付段別及收穫高 (第四次農林省統計表による)

年次	作付段別 (千町)			收穫高 (千石)		
	一段	二段	三段	一段	二段	三段
大正七年	二、七二二	二、七二二	二、七二二	一、八二八	一、六九二	一、六八八
同八年	二、七二二	二、七二二	二、七二二	一、八二八	一、六九二	一、六八八
同九年	二、七二二	二、七二二	二、七二二	一、八二八	一、六九二	一、六八八
同十年	二、七二二	二、七二二	二、七二二	一、八二八	一、六九二	一、六八八
同十一年	二、七二二	二、七二二	二、七二二	一、八二八	一、六九二	一、六八八
同十二年	二、七二二	二、七二二	二、七二二	一、八二八	一、六九二	一、六八八
同十三年	二、七二二	二、七二二	二、七二二	一、八二八	一、六九二	一、六八八
同十四年	二、七二二	二、七二二	二、七二二	一、八二八	一、六九二	一、六八八
昭和元年	二、七二二	二、七二二	二、七二二	一、八二八	一、六九二	一、六八八
同二年	二、七二二	二、七二二	二、七二二	一、八二八	一、六九二	一、六八八

麥作付段別及收穫高 (第四次農林省統計表による)

年次	作付段別 (千町)			收穫高 (千石)		
	一段	二段	三段	一段	二段	三段
大正八年	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	一、八二八	一、六九二	一、六八八
同九年	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	一、八二八	一、六九二	一、六八八
同十年	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	一、八二八	一、六九二	一、六八八
同十一年	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	一、八二八	一、六九二	一、六八八
同十二年	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	一、八二八	一、六九二	一、六八八
同十三年	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	一、八二八	一、六九二	一、六八八
同十四年	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	一、八二八	一、六九二	一、六八八
昭和元年	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	一、八二八	一、六九二	一、六八八
同二年	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	一、八二八	一、六九二	一、六八八

食用農産物 (昭和二年)

品名	作付段別 (千町)	收穫高 (千石)	價額 (千円)
大豆	一、〇七三	一、〇七三	一、〇七三
小豆	一、〇七三	一、〇七三	一、〇七三
粟	一、〇七三	一、〇七三	一、〇七三
黍	一、〇七三	一、〇七三	一、〇七三
蜀黍	一、〇七三	一、〇七三	一、〇七三
甘藷	一、〇七三	一、〇七三	一、〇七三
馬鈴薯	一、〇七三	一、〇七三	一、〇七三
蔬菜及花卉	一、〇七三	一、〇七三	一、〇七三











世界の羊毛産額 (一九二六年)

Table showing wool production in various countries including Australia, New Zealand, and others, with values in thousands of pounds.

林業

林野面積 (昭和二年末)

Table detailing forest area statistics, including categories like '立木地' (standing timber land) and '無立木地' (no standing timber land).

保安林 (昭和二年末)

Table listing security forests (保安林) and their respective areas, categorized by type such as '土砂防止林' (landslide prevention forest).

林野産物

Table listing forest products and their values, including items like '木材' (lumber) and '薪炭' (firewood).

森林伐採 (昭和二年)

Table showing forest logging statistics for昭和二年, including volume and value for different types of wood.

林野被害 (昭和二年)

Table detailing forest damage (林野被害) in昭和二年, listing types of damage like '火災' (fire) and '虫害' (insect damage).

水産

水産業者 (昭和二年)

Table listing water product manufacturers (水産業者) and their statistics for昭和二年, including categories like '漁撈' (fishing) and '養殖' (aquaculture).

漁船

Table showing fishing boat statistics (漁船) for昭和元年 and 昭和二年, including '新造船数' (new boats) and '廃用船数' (decommissioned boats).

遠洋漁業 (農林省統計表)

昭和二年に於て内地沖合遠洋漁業に従事せる (Text describing long-distance fishing activities in 昭和二年).

漁船及漁獲高左の如し。

Table showing fishing boat and catch statistics (漁船及漁獲高), including categories like '沖繩漁業' (Okinawa fishing) and '延縄漁業' (trawl fishing).

沿岸漁獲物 (農林省調査)

Table listing coastal catch statistics (沿岸漁獲物) for昭和二年, including various types of fish and shellfish.

水産製造物 (農林省調査)

Table showing water product manufacturing statistics (水産製造物) for昭和二年, including items like '魚油' (fish oil) and '肥料' (fertilizer).

水産養殖 (農林省統計表)

Table detailing aquaculture statistics (水産養殖) for 大正十四年 and 昭和元年, including '養殖場数' (aquaculture ponds).

汽船捕鯨 (農林省統計表)

Table showing whale catching statistics (汽船捕鯨) for 昭和元年 and 同二年, including '頭数' (number of whales) and '價額' (value).



鑛業

鑛業

試掘及採掘鑛區

Table showing mining statistics for various metals (Gold, Silver, Copper, Iron, etc.) comparing昭和元年末 (End of Showa Year 1) and 二年末 (End of Year 2). Columns include 鑛區數 (Number of mines), 採掘鑛區 (Active mines), and 試掘鑛區 (Trial mines).

鑛產物 (昭和二年)

Table of mineral production for Showa Year 2, listing quantities and prices for various metals and minerals like Gold, Silver, Copper, Iron, Lead, Zinc, Tin, and Coal. Includes sub-sections for 砂鑛區 (Sand mines) and 試掘鑛區 (Trial mines).

世界の金産額 (昭和元年)

World gold production table for Showa Year 1, listing countries and their respective gold production amounts in kilograms.

けざる製錬場に於て製造したるものとす。

世界の銀産額 (昭和元年)

World silver production table for Showa Year 1, listing countries and their respective silver production amounts in kilograms.

世界の銅産額 (昭和元年)

World copper production table for Showa Year 1, listing countries and their respective copper production amounts in kilograms.







工業

Table of industrial production data. Columns include categories like '石鹼化粧品製造業', '發火物製造業', '油類製造業', '護膜製造業', 'セルロイド製造業', '人造絹絲製造業', '人造肥料製造業', '其他の化學工業', '製材及木製品工業', '印刷業', '紡績工業', and '工場總生産額'. Rows show data for '昭和元年' and '昭和二年'.

創業年別工場數

Table showing the number of factories established by year. Columns include '明治以前', '昭和元年', and '昭和二年'. Rows list various industries such as '食料品工業', '瓦斯及電氣業', '其他の工業', and '工賃加工料修繕料'.

織物生産高 (昭和二年)

Table of textile production volume for 1927. Columns include '種類' (types) and '數量' (quantity). Rows list categories like '絹', '綿', '織物', '小幡物', and '其他'.







酒類		麥類		酒類及酒精		製菓		肥料		農表		其他	
清酒	濁酒	白味	味	燒酎	酒類	酒精	酒類	酒類	酒類	酒類	酒類	酒類	酒類
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
四八〇、〇五五	一〇、七八五	一〇、八五五	九四、二六五	五九、六四七	五九、六四七	七五、三三三	七五、三三三	三、〇四七	三、〇四七	三、〇四七	三、〇四七	三、〇四七	三、〇四七

世界の砂糖産額		世界の砂糖産額		世界の砂糖産額		世界の砂糖産額	
日	英	日	英	日	英	日	英
計	計	計	計	計	計	計	計
一、五〇〇、五五五	一、五〇〇、五五五	一、五〇〇、五五五	一、五〇〇、五五五	一、五〇〇、五五五	一、五〇〇、五五五	一、五〇〇、五五五	一、五〇〇、五五五

世界の砂糖産額		世界の砂糖産額		世界の砂糖産額		世界の砂糖産額	
日	英	日	英	日	英	日	英
計	計	計	計	計	計	計	計
一、五〇〇、五五五	一、五〇〇、五五五	一、五〇〇、五五五	一、五〇〇、五五五	一、五〇〇、五五五	一、五〇〇、五五五	一、五〇〇、五五五	一、五〇〇、五五五

煙草製造高

種別	昭和元年度	二年度
口付千本	一七、四〇四、五七三	一八、四九四、〇七四
葉切千本	八、六七〇、四七三	一〇、一五五、二一六
計	二六、〇七五、〇四六	二八、六四九、二九〇

種別	昭和元年度	二年度
小計	二、六七〇、八〇九	一、二五三、三〇三
自家用	一八、〇八二	三三、三三八
官用	四八、九三三	五二、一〇一
計	二、六七〇、八〇九	一、二五三、三〇三

電氣事業數

種別	昭和元年度	二年度
供給及鐵道營業	二七	二七
供給	二七	二七
計	二七	二七

種別	昭和元年度	二年度
電力	二、二〇七、一七六	二、二〇七、一七六
水力	一、三三四、七三三	一、三三四、七三三
計	二、二〇七、一七六	二、二〇七、一七六

電力

種別	昭和元年度	二年度
官用	五、〇〇五	五、〇〇五
自家用	一、六八	一、六八
小計	六、六八三	六、六八三

種別	昭和元年度	二年度
電力	二、二〇七、一七六	二、二〇七、一七六
水力	一、三三四、七三三	一、三三四、七三三
計	二、二〇七、一七六	二、二〇七、一七六

電力需要數

種別	昭和元年度	二年度
需要家數	一〇、一五五、七三三	一〇、一五五、七三三
人口百に付筒數	五、九一五	五、九一五
人口百に付筒數	五、九一五	五、九一五

種別	昭和元年度	二年度
電力	二、二〇七、一七六	二、二〇七、一七六
水力	一、三三四、七三三	一、三三四、七三三
計	二、二〇七、一七六	二、二〇七、一七六

全國瓦斯事業

種別	大正十五年	昭和二年
事業者數	五、五五三	五、五五三
拂込資本金	一、八五五、一八三	一、八五五、一八三
取付口數	一、八五五、一八三	一、八五五、一八三
供給力(馬力)	一、八五五、一八三	一、八五五、一八三

特許、實用新案、意匠及商標登錄數

種別	大正十五年	昭和二年
特許	五、五五三	五、五五三
實用新案	一、八五五、一八三	一、八五五、一八三
意匠	一、八五五、一八三	一、八五五、一八三
商標	一、八五五、一八三	一、八五五、一八三

電力供給

種別	大正十五年	昭和二年
電力	二、二〇七、一七六	二、二〇七、一七六
水力	一、三三四、七三三	一、三三四、七三三
計	二、二〇七、一七六	二、二〇七、一七六



Table with columns for '大正十四年' and '昭和元年' showing registration statistics for various categories like '特許' (Patent) and '新案' (New Case).

辨理士

Table showing the number of lawyers (辨理士) registered in '大正十四年' and '昭和元年'.

三大審議會の委員及官制

Text detailing the members and official regulations of the three audit committees (三大審議會).

Text detailing the members and official regulations of the three audit committees (三大審議會), including names of members and their roles.

Text detailing the members and official regulations of the three audit committees (三大審議會), including names of members and their roles.

商社總數

Table showing the total number of commercial companies (商社總數) categorized by capital amount (e.g., 未滿十萬圓, 十萬圓以上).

株式會社總數

Table showing the total number of stock companies (株式會社總數) categorized by capital amount (e.g., 未滿五十萬圓, 五十萬圓以上).

株式會社組織取引所

Table showing the organizational structure and trading volume of stock companies (株式會社組織取引所) for '大正十四年' and '昭和元年'.

東京株式取引所賣買高受渡高

Table showing the buying and selling volume (東京株式取引所賣買高受渡高) at the Tokyo Stock Exchange for '昭和二年' and '昭和三年'.



















交通—鐵道

Table showing bridge statistics (橋梁) for various prefectures (熊本縣, 大分縣, etc.) and a summary table (諸車) for different vehicle types (馬車, 牛車, 自動車) across years (昭和二年, 同三年).

列國の自動車 (列國國勢要覽)

Table comparing automobile statistics (自動車) across various countries (北米合衆國, フランス, etc.) and Japan (日本(内地)), including population (人口) and number of vehicles (車輛).

鐵道省職員 (昭和二年度末)

Table listing railway provincial staff (鐵道省職員) statistics for the end of the second year of the Showa era.

國有鐵道停車場線路及車輛數

Table showing statistics for national railway stations and vehicle numbers (停車場線路, 車輛數) for the first and second years of the Showa era.

國有鐵道運輸

Table detailing national railway transport statistics (國有鐵道運輸), including passenger numbers (旅客人員) and freight tonnage (貨物噸數).

國有鐵道營業收入支出

Table showing national railway operating income and expenses (國有鐵道營業收入支出) for the first and second years of the Showa era.

地方鐵道

Table showing local railway operating income and expenses (地方鐵道營業收入支出) for the first and second years of the Showa era.

鐵道

Table providing a summary of railway statistics (鐵道), including passenger numbers, freight tonnage, and accident statistics (鐵道事故件數).







交通—水運

Table showing shipping statistics for various countries including Japan, USA, UK, etc. Columns include ship count, tonnage, and other metrics.

本邦船舶現在数

Table showing the current number of Japanese ships, categorized by tonnage and type.

造船所及造船数

Table showing shipbuilding statistics, including shipyard counts and ship counts for various tonnage categories.

列國の船舶

Table showing shipping statistics for various countries, including ship count and tonnage.

列國の造船

Table showing shipbuilding statistics for various countries, including ship count and tonnage.

海技免状受有者数

Table showing the number of holders of maritime technical certificates, categorized by nationality and type.

交通—水運

昭和三年九月末



交通—通信

Table of shipping statistics including ship types (種乙, 種丙), counts, and loss statistics (遺難者) for various years.

郵便電信及電話局所數

Table showing the number of post offices, telegraph offices, and telephone exchanges for different years and categories.

郵便電信電話收入

Table detailing the revenue from postal services, telegrams, and telephone calls for various years.

電信線路及線條累年比較

Text describing the comparison of telegraph lines and lines over years.

第三種郵便物認可現在數

Text regarding the current count of recognized third-class mail items.

電報通信

Table of telegraph communication statistics for various years.

外國有線電報通數國別

Table showing international telegraph communication statistics by country/region.

電話線路及線條累年比較

Table comparing telephone lines and lines over years.

電話加入者數

Table showing the number of telephone subscribers for different years.

小兒の體温と脈

Text discussing the relationship between children's body temperature and pulse.

朝が三十六度四分、夕が三十六度七八分位あるが普通で、朝夕の差は四五分位が常である。その差が一度以上におよぶときは異常の標準である。子供によると朝夕の體温が前の標準よりも二三分位高いものもある。さういふのは體温の關係から起つてゐるので、湯疹などのでき易い様な體質の子供に往々ある。それから體温を計る場合に心得ておくことは、あばれたり、ささいだりした直後だと五、六分位高いことがある。例へば夏などに子供をあつめて、十分間相撲などをやらして、その前とその後で計ると、子供によつては一度位高くなるものがある。これと同じで非常に子供が泣いた後に計ると、時によつて三分から五分高くなるものがある。これは年齢が少なければ脈と呼吸であるが、これは年齢が少なければ少ないだけ、寝てゐる時に計らないうと、起きてゐる時に計ると本當の數を得られない場合が多い。脈や呼吸の數は一分間どの位かといふと、年齢によつて異なるが、大體は次の通りである。

Table showing age-related data for pulse and breathing rates.



# 航空

## 列國航空界

△英 國

英國は空軍省に依つて航空に關する一切を監視されてゐる、千九百廿八年度の擴張計畫は、千九百廿三年度の保守黨内閣及び、その翌年の労働内閣に依り計畫されたものを、繼續されたものであつて、本計畫は國防會議で決定された、所謂一國の標準の「モットー」を基礎として作成された、即ち空軍の最も強い國に對抗し得るべく、空軍の編成されたものである。

この計畫は五ヶ年繼續にして、先づ空軍に三隊を編成した、本國守備一隊(五十二中隊)國外守備一隊(エジプト、イラク、印度)陸海軍一隊、更に千九百廿九年度の計畫にて、増設すべきものは、總計七中隊にして、本國守備用五中隊(陸上)艦載用二中隊(水上)及び沿岸防備用一中隊である、軍事以外の航空の活躍など目覚ましいものがある。

佛國は航空工業に最も進歩發達し、國防について航空無力の整備にも不斷の努力を拂つてゐる、空軍省統制機關の編成を見ても、空軍大臣の下に空軍高等會議、空中總監、航空技術總監、海軍、陸軍の各技術顧問、研究部、技術部、製作部、施設部等である、即ち從來の航空管理は陸軍、海軍、植民地、民間の四部に依つて分擔されてゐたのが、千九百廿八年九月から前記の空軍省で統一することになつたのである。

△米 國

米國は商務省、陸軍省、海軍省の三省に依つて、航空を監視し、この他に通信省、農林省、内務省、大藏省にても各獨立して必要な航空事業を施行し又は監視してゐる、即ち内閣と獨立して航空事業に従事してゐるものは、航空研究所、航空参考館、ダニエヘケンハイム研究所、それから陸軍の航空の組織は、作戰部、教育部、需品部である、海軍は飛行機部、飛行部、材料部である、同國の千九百廿九年度の豫算は九一、八〇〇、五四五弗である、また民間航空事業も、ライト兄弟が自製飛行機で世界に初めて飛行に成功した發祥地だけ

に、航空工業に定期輸送に目覺しき進出振など、リンドバークの大西洋横断とか、黄鳥號の空中給油による世界的長時間記録などを作つてゐる。

△伊 國

伊太利はムソリーニ首相が空軍大臣を兼攝して空軍の編成を定め、千九百二十八年十一月改正に改正を加へ勅令によつて決定された、空軍集團飛行隊、陸軍航空隊、氣球隊、航空船隊、植民地航空隊を常備し、近來空軍に對する努力は注目に値する。

△日 本

日本は國防を主とし、陸軍、海軍に航空本部を置き、陸軍には飛行聯隊は八ヶ聯隊があり、海軍には海軍航空隊五ヶ隊がある、この他に陸軍に氣球隊が一つある。民間は通信省航空局で航空機製作、飛行機乗員を監視し、航空路の施設を司つてゐる。この他に文部省に航空評議會並に航空研究所がある。

## 訪日世界一周飛行 (昭和四年九月一日現在)

國名	年 度	操 縦 者	機 體 の 種 類	發 著 地	飛行距離
伊 國	大正 九、五	マシエロ中尉	ズヴァニ二〇馬力	ローマ	東京 一六、七〇〇

佛 國	大正一三、六	ド・アジール大尉	ブルグー一九A二型	ローレヌ	四〇〇馬力	巴里	所澤	二二、五〇〇	
英 國	大正一三、八	マクドナルド少佐	グアチニア水陸兩用	ネビヤライラン	四五〇馬力	倫敦	假ケ浦	カムチャツカ 二〇、九五八	
米 國	大正一三、九	ネルソン中尉	ダクラス・リバテイ	四〇〇馬力		シヤトル	日本	シヤトル 四六、五六〇	
亞爾然	大正一三、一〇	ザンニ中尉	マツホツカ水陸兩用	ネビヤライラン	四五〇馬力	アマステルダム	串本	一七、二六七	
伊 國	大正一四、九	デビネード中佐	サボエア飛行艇	四五〇馬力		伊太利	假ケ浦	ローマ 五六、〇〇〇	
露 國	大正一四、九	クロモウ及びナイデ	R一型	リバーチ	四〇〇馬力	モスクワ	所澤	一〇、八五〇	
丁扶國	大正一五、六	ホートベツト大尉	フォツカー	ローレヌ	四〇〇馬力	コペンハーゲン	所澤	三一、七〇〇	
波 國	大正一五、九	ホルリンスキー中尉	プレグー	一九A二型	ローレヌ	四五〇馬力	ワルソー	所澤	二〇、二八〇
佛 國	昭和 二、一〇	コスト及ル・ブリー	プレグー	一九型	イスパノ・スイザ	バ里	立川	巴里	五六、三九五
米 國	昭和 三、七	ジョーンズ中尉	フエヤチャ	エルト型	ワスプ	四三〇馬力	紐育	立川	一八、〇一五
獨 國	昭和 三、一〇	リンゲリツヒ	ユンカー	W三三型	同	エル二五〇馬力	伯林	東京	一五、二〇〇

## 世界の航空新記録 (昭和四年八月一日調)

航空機の種類	最大速度(時速)	最長時間(無著陸)	最長距離	最大高度
陸上飛行機	四四八軒一七一 ボンネー(佛)	四二〇時間二分(空中給油) デール・ジャクソン及フォレスト・オブライン(米)	七、一八八軒 フエラリン及デ ルブレフト(伊)	一二、七三九米 ニホウフエン(獨)
水上飛行機	五一二軒七七六 ベルナルデイ(伊)	三六時一分 ガヴィン及スセツク(米)	二、九六三軒 ロチャーズ及コネル(米)	一一、五八一米 チャンピオン(米)
航 空 船		一九九時五七分 エツケナー博士(獨)	一八、九〇〇哩 エツケナー博士(獨)	三、〇八〇米 ローエン(佛)



航空——日本の民間飛行記録、民間航空機乗員一覽

無發動機飛行機 五四軒(四五) シュルツ(獨)
螺旋飛行機 自由氣球 七、三七八米(高度降下)
落下傘 ハミルトン(米)
宙返飛行 フロンツアル(佛)

一四時七分 シュルツ(獨)
八七時 カウレン(獨)
三八米(低空降下) レモン(米)
七二軒二 ネーリング(獨)
一三六米 ベスカラ侯(伊)
三、〇五二軒七〇〇 ベルリナー(獨)
三二〇 スーリング及ベルソン(獨)
五〇三米 シュルツ(獨)

日本の民間飛行記録

(昭和四年八月一日現在)

最大速力(時速)二二一軒九七六 故高橋信夫
最大高度 五、九〇〇米 乗池判治
航続距離 二、〇〇〇軒 羽太文夫
航続時間 一三時二三分
航続飛行 二六時三七分 熊野季福
連続時間 一〇時五六分 酒井憲次郎
連続距離 一六、五五五軒 河内一彦

民間航空機乗員一覽

(昭和四年八月五日現在)

一等飛行機操縦士(ハ)兼二等航空士(ニ)
河内 一彦 國枝 實 中尾 純利
小川 寛爾 羽太 文夫 阿部 勉

- 伊藤 治郎 永田 重治 久保田龜之助
横山 金吉 新野百三郎 熊川良太郎
張 祐夫 木下耶麻次 長尾 一郎
藤枝 祐次郎 松本 貞 熊野 季福
酒井憲次郎 岸本 貞 和野 喜三郎
乾 將顯 坂本 近雄 宮本 正義
大場 辰男 加賀 要助 海江田信武
森田 勝人 米澤 崇藏 馬場英一朗
中島 忠英 井上 正鑑 藤本 照男
藤原 照夫 藤田 三郎 平松 牛郎
清水 孝作 大藏 清三 鈴木 友茂
鳥居 清次 松尾 一男 水田嘉藤太
町田 三郎 下川 正幸 萩野 了
大森 正男 齋藤 常助 横山 友象
海野 昌男 野口 昂 小尾 龍治
根岸 錦藏 四ノ宮 清 入江 格治
江田 岩次

青木 峯誠 藤牧 恒男 武村 良雄
赤池 萬作 エリツヒ・ユースト ガスタフ・ヴィクター
ラツハママン ルードヴィヒ・フリードリッヒ

二等飛行機操縦士
北郷 涼 森 勘六 高橋今朝治
古寺 巽 大野 資 湯谷 新
志鶴 忠夫 關 房藏 榑 政行
輕部 健 酒井市麻呂 戸野 元
且代 次雄 △伊藤 光義 相澤 清志
久保田 太 青山 伊吉 上出松太郎
加藤 文海 若宮 稔 鈴木良之介
吉村 豆意 福島 孫七 山田 秀市
加藤 信雄 小栗常太郎 岸本 密次
吉原 清治 信田五平治 中村 厚美
梅本 幸一 石川 加一 上川 正義
後藤 儀作 田中 近美 小西金次郎
慣 齋 寅 平井 二一 浅川進一郎
谷口 米一 △船津 勇 坂井 菴
徐 雄 成 藤田 武明 藤森 眞秀
森原 嘉重 荒木 清吉 片山良治郎
木下 豊吉 古賀 功 岩倉 具邦
△佐藤 正 志 知 亮 岩倉 具邦
△堀越 賢爾 梶原晋二郎 △金丸 米吉
△野寺誠次郎 前田 岩太 △西 隆一
中村 正 鎌田 毅

- 近藤 通 馬道 才一
末藤 廣作 石橋虎貞早
天野 彌夫 池島 鹿治
猿田 秀夫 竹内匡之丞
△三等飛行機操縦士
羽館 易 山口徳次郎
大渡 勝 佐藤 芳人
村井 定一 石神 安清
佐宗 千藏 姜 遇 陽
伊藤 佐内 竹原 一雄
玉井藤一郎 譽田新次郎
新井 亮助 竹中 泰門
秦 肇 佐藤 駒吉
平居源次郎 安東 四郎
加々谷友太郎 金 治 珩
阿部 榮 大野重太郎
趙 成 洵 濱野松太郎
大塚安三郎 藤原 政雪
西川 輝雄 並木 米三
澤 雄一 鷺見 久雄
本庄 兼則 大崎 資料
佐々木泰助
各等女流飛行家
△二等操縦士
木部シゲノ 今井小まつ
荻内 光子 鈴木 しめ
△三等操縦士

航空——民間航空機乗員一覽

- 米山 イヨ 藤井 ヤエ
△自由氣球操縦士
小田荒太郎 安井 清孝 小濱 鶴一
△一等航空士 關根幸雄 △二等航空士
小野三男 藤牧恒男 三好守
△航空機操縦士
片桐 庄平 鈴木 善助
西田 常次 加藤 健次
堀越 賢爾 鳥崎 清
早川 知安 高山儀三郎
黒川 春雄 齋藤 潤
吉村 榮作 高橋寛三郎
宮田 延雄 西川 鶴吉
森 改作 鈴木 一郎
齋藤 伊次 萩原 嘉重
金光 利一 山内 高造
三平利右衛門 熊井義太郎
後藤安太郎 田中 了
阿部新太郎 近藤 通
江戶 太一 羽泉清一郎
村井 定一 小川 利衛
小立辰太郎 佐々木定衛
増田 清二 黒木 善通
齋田宮之助 神保 銜正
花城 寛俊 黒木 善通
横地 秀義 神保 銜正
高橋 正 岡本 虎男



航空——世界主要定期航空路

乾 信明 早川 知之 川井 喜一  
赤澤 三郎 寺崎 壽雄 浦川 壽一  
金子 武一 原篠喜久郎 伊藤 直人

世界主要定期航空路

(昭和四年八月十五日現在)

△日本ノ部  
東京⇌大阪⇌福岡⇌岡山⇌京都⇌平壤⇌大連  
大阪⇌福岡⇌上海線  
大阪⇌高松⇌松山線  
△歐洲ノ部  
倫敦⇌パリ⇌ベルギー⇌ブリュッセル⇌ロンドン⇌アムステルダム⇌ロツテルダム⇌バーゼル線(英)  
倫敦⇌ブリュッセル⇌ケルン線(英)  
パリ⇌里昂⇌マルセイユ線(佛)  
マルセイユ⇌ベルギー⇌アン線(佛)  
ツール⇌ズ⇌ベルギー⇌アン線⇌バルセロナ⇌アリカント⇌マラガ⇌タンヂェル⇌ラロシ⇌ラバ⇌カサブランカ線(佛)  
カサブランカ⇌フェズ⇌オーラン線(佛)  
アリカント⇌オーラン線(佛)  
カサブランカ⇌モガドル⇌アガデイル⇌カブジ⇌ニジ⇌オド⇌オロ⇌ポール⇌エチン⇌ポール⇌イ⇌ダカル線(佛)  
馬德里⇌リスボン⇌セウイラ⇌タンヂェル線

(西班牙)  
アンチーブ⇌アヂアクシオ⇌チユニス線(佛)  
パリ⇌ストラスブール⇌ニユール⇌ベルヒ⇌ブラーグ⇌ワルソー線(佛)  
ブラーグ⇌維納⇌ブタペスト⇌ベルグラード⇌ブカレスト⇌君府線(佛)  
アムステルダム⇌ロツテルダム⇌パリ線(和)  
アムステルダム⇌倫敦⇌ロツテルダム線(和)  
アムステルダム⇌ハンブルグ⇌コーペンハーゲン⇌マルメ線(瑞典、獨逸)  
オスロ⇌コーペンハーゲン⇌リユベツク⇌伯林線(獨逸、挪威)  
アムステルダム⇌ロツテルダム⇌バーゼル線(瑞西、獨逸)  
マルメ⇌ブレイメン線(丁扶)  
コーペンハーゲン⇌リユベツク⇌伯林線(瑞典)  
ストックホルム⇌ヘルシンキ⇌ホルムス線(瑞典)  
ストックホルム⇌カルマ⇌リユベツク⇌伯林線(獨逸)  
ケーニヒスベルヒ⇌リガ⇌スモレンスク⇌モスクワ線(獨、露)  
インスブルック⇌リンツ⇌維納線(奧)  
ミニツヒ⇌維納線(奧)  
ブラーグ⇌アルノ⇌ブラスラヴァ⇌コンス線(チエツコ)  
伯林⇌パリ線(獨)

伯林⇌ミュンヘン⇌ミラン線(獨、伊)  
モスクワ⇌バク⇌テヘラン⇌ブシル線(露、波)  
グラズ⇌ブタペスト⇌維納線(ハンガリー)  
ブカレスト⇌クラツ線(羅)  
ダンチツヒ⇌ワルソー⇌レンベルグ⇌クラカウ⇌トリノ⇌ベニス⇌トリエスト線(伊)  
チエノア⇌ローマ⇌ナポリ⇌パレルモ線(伊)  
トリエスト⇌ザラ線(伊)  
ヴェニス⇌クラゲンフルト⇌維納線(奧、伊)  
伯林⇌ブラーグ⇌維納線(奧、チエツコ、獨)  
△米國ノ部  
紐育⇌桑港線  
ウイクトリア⇌シアトル線  
シアトル⇌サクラメント線  
バスコ⇌エルコ線  
桑港⇌フレズノ⇌ソールトレーク線  
シアエン⇌アブル線  
市俄古⇌セントルイ⇌メンフィス線  
市俄古⇌ミネアポリス⇌セントポール線  
紐育⇌ボストン線  
キーウ⇌エスト⇌ハバナ線  
市俄古⇌デトロイト線

日本の航空輸送

日本航空輸送會社では四月一日より航空郵便、貨物の空中輸送を開始、七月十五日より

旅客輸送を開始す。

航路 東京(立川)⇌大阪(木津川尻)四二五キロ  
大阪⇌福岡(太刀洗)五〇〇キロ⇌福岡⇌岡山二四〇キロ⇌岡山⇌京都(汝矣島)三一〇キロ⇌京都⇌平壤二〇〇キロ⇌平壤⇌大連(周子水)四〇〇キロ

東京⇌大阪間 一週十二往復  
大阪⇌福岡間 一週六往復  
福岡⇌京城間 一週各三往復  
運賃 東京⇌大阪間三〇圓、大阪⇌福岡間三〇圓、福岡⇌京城間四〇圓、京城⇌大連間四〇圓

航空貨物料金

内地相互間及び鮮滿相互間  
一キログラム毎に 一圓  
内地、鮮滿相互間  
一キログラム毎に 二圓

航空郵便料金

一、通常郵便  
有封書状 重量四五文以上 十八錢 三十三錢  
無封書状 重量十文以上 十七錢 三十二錢  
封緘葉書 重量十文以上 十八錢 三十三錢  
葉書 重量十文以上 八錢五厘 十六錢五厘  
第三種 重量三乃至五錢 五十二錢  
第四種 同右 二十七錢 五十二錢  
第五種 同右 二十六錢 五十一錢

航空——日本の航空輸送、航空近事

一、小包 通二百乃至一圓十二錢 ……

旅客機發着時間表

下		上	
日	月	日	月
東京(立川)	大阪(木津川尻)	大連(周子水)	東京(立川)
發前 八時	發前 八時	發前 七時	發前 七時
着後 一、二時	着後 一、二時	着後 三、四時	着後 三、四時
日	月	日	月
大阪(木津川尻)	福岡(太刀洗)	京城(汝矣島)	平壤
發前 一〇時	發前 一〇時	發前 一〇時	發前 一〇時
着後 二、三時	着後 二、三時	着後 二、三時	着後 二、三時
日	月	日	月
京城(汝矣島)	平壤	大連(周子水)	東京(立川)
發前 一〇時	發前 一〇時	發前 七時	發前 七時
着後 二、三時	着後 二、三時	着後 三、四時	着後 三、四時
日	月	日	月
京城(汝矣島)	平壤	大連(周子水)	東京(立川)
發前 一〇時	發前 一〇時	發前 七時	發前 七時
着後 二、三時	着後 二、三時	着後 三、四時	着後 三、四時

航空近事

◇空中で飛行機の火事  
一月十二日 明野飛行學校正木特務曹長は甲式戦闘機で練習中、發動機の故障からタンクに引火し火災を起しながら三重縣度會郡宮川の河中に墜落、機體は焼失したが、搭乗者は無事、かゝる故障に一命を助かつたのは奇蹟である。

◇久邇總裁官殿下薨去  
一月廿七日 帝國飛行協會總裁久邇宮邦彦王殿下には熱海御別邸にて薨去あらせらる。  
◇偵察機墜落、二名惨死  
二月十三日 飛行第四聯隊江藤曹長は乙式一型偵察機に宮下航空兵中尉を同乗して、朝鮮大邱練兵場から太刀洗飛行場に歸還飛行の際、高度二百米から墜落、搭乗者二名共惨死した。



二月十九日 世界一周飛行に成功したフラン  
ス、ルブリ氏は佛國から佛領印度支那間の  
郵便物並に商業定期航空路開拓のため出發  
したが、蘭貢を距る百廿哩の地點で墜落、  
機體を大破した。

○愛人を同乗して顛覆

二月廿七日 大西洋横斷の勇士、リンドバ  
イ大佐は、婚約中のメキシコ駐在米國大使  
ドワイト・モロー氏の二女アン嬢を同乗し  
て楽しい飛行著陸の際、車輪脱落して機體  
は顛覆したが、兩人とも無事だった。

○無發動飛行機の成功

二月二十八日 米國テール・ド・レック・デル  
グー氏は、グライダールを操縦してシーブチ  
ャップからロスアンゼルス間約二百哩の飛行  
に成功した。

○鶴見沖に訓練飛行機墜落

三月八日 横須賀航空隊の一等水兵金澤登造  
同高井政次、三等兵曹小野新が搭乗一三式  
攻撃機で通信訓練飛行中、鶴見沖合に墜落、  
三名とも即死した。

○遊覧飛行機の大惨事

三月十七日 米國ニュージャーシー州ニュー  
ークで遊覧飛行機が不時著陸の際列車と衝  
突、搭乗者十三名即死した。

○航空船の夜間大飛行

三月二十一日 霞ヶ浦航空隊では、一七式七  
型航空船に栗野原大尉以下六名乗組み、霞  
ヶ浦、名古屋間二百廿哩の夜間長距離飛行  
は、九時間十二分で到着した。

○西班牙、南米間大飛行

三月廿五日 西班牙飛行家デミネス及びイグ  
レシアス大尉は、グランポードル號にて  
大西洋を横斷、南米ブラジルのバイヤに到  
著した、この航程四千六十五哩であつた。

○航空船で八千キロ翔破

三月廿六日 航空船ツエツベリン伯號はパレ  
スタインのエルへの往復飛行の壯途に上る  
べく二十五日ドイツを出發、二十六日聖地  
エルサレムに到着し、二十八日ドイツに歸  
還した、この航程八千キロメートル、飛行  
時間八十一時間廿三分だつた。

○宣傳飛行中墜死す

三月廿八日 民間飛行家菊地良治氏は宣傳飛  
行中、堺大濱で墜落、重傷し、遂に絶命し  
た。

○單獨で長時間飛行

三月廿八日 米國飛行家マーチン・ジェンセ  
ン氏は單獨飛行にて三十五時間廿三分廿一  
秒の長時間飛行をした。

○内地航空郵便開始

四月一日 日本航空輸送會社の東京、福岡間  
の航空郵便を開始した。

四月十五日 廣島昭博の遊覧飛行で乗池飛  
行士は、アプロ機に廣島高校學生林晴氏を  
同乗、飛行中墜落、操縦者は負傷したのみ  
で、同乗者は即死した。

○編隊飛行で墜死す

四月十八日 各務ヶ原飛行第一聯隊小關少佐  
は、甲式四型戦闘機で編隊飛行中墜落して  
惨死した。

○空中演習中行方不明

四月廿日 濟州島附近で聯合艦隊基本演習に  
参加した、航空母艦赤城乗組の渡邊大尉、  
小島中尉、花井兵曹長、小川一等兵曹の操  
縦した、艦上攻撃機は暴風雨に遭遇し行方  
不明となつた。

○女流飛行家の新記録

四月廿四日 米國少女飛行家エリノア・スミ  
ス嬢は、單獨飛行にて廿六時間廿二分の長  
時間飛行に成功し、世界の婦人飛行家とし  
ての新レコードを作つた。

○九州、沖縄連絡飛行

五月四日 大村海軍航空隊では、九州、沖縄  
連絡長距離飛行演習を行つた。

○ドイツの豆飛行機飛來

五月十一日 ドイツの青年飛行家ケーニツ  
ヒ・ワルトハルゼン氏は豆飛行機で大阪か  
ら立川まで密雲と豪雨を衝いて無事到着し

た。

○大西洋横斷の航空船故障

五月十六日 ドイツ航空船ツエツベリン伯號  
は第二回大西洋横斷のため、レーキハリス  
トに向つたが、發動機に故障を生じ、佛國  
ツィロン附近に著陸した。

○海軍の南洋大飛行成功

五月二十日 横須賀航空隊の南洋サイパン島  
往復飛行として、ヨ五一とヨ五二の最新式  
飛行機を、伊藤少佐が指揮の下に壯途に上  
つた、同日父島に著水。二十二日サイパン  
島ガラパン海岸に無事著水した。二十四日  
同島出發、二十五日横須賀に無事歸還、か  
くて南洋征空に成功した。

○遭難機搭乗者の死體發見

五月廿二日 四月廿日濟州島の沖合で行方不  
明となつた、渡邊少佐、小島大尉の死體が  
發見された。悲壯な遺書も發見さる。

○大阪、松山間航空郵便

六月一日 航空郵便の大阪、松山間の飛行開  
始さる。

○訪日の飛行機墜落す

六月二日 倫敦、東京間往復飛行として米國  
新聞經營主バン・リア・ブラック氏外七名  
搭乗の訪日機は本日クロイドン飛行場を出  
發したが、同月十日アラハバッドからカル  
カッタに飛來の際墜落、機體を大破し、遂

航空—航空近事

に壯途は中絶した。

○廿一時間で大西洋横斷

六月十三日 佛國大軍機飛行機「黃鳥號」を  
コピロ・ジャン・アツソラン氏操縦、大西  
洋を横斷して、十四日スペイン領コミラス  
附近の海岸に到着、三十一時間で大西洋横  
斷の記録を作つた。

○旅客機不時著水の惨事

六月十七日 倫敦クロイドンから巴里に向つ  
た旅客機「シチイ・オフ・オタワ號」は英佛  
海峡に不時著水の際機體大破し、旅客七名  
惨死、六名重傷を負つた。

○大連へ航空郵便開始

六月廿一日 日本航空輸送會社の大阪、大連  
間航空郵便の初飛行をした。

○世界一周機の行方不明

六月廿一日 スペイン飛行家フランコ少佐、  
ガラルサ大尉外一名搭乗の水上機スマンチ  
ア號の世界一周飛行はマドリットを出發  
後、大西洋上で行方不明となつたが航空母  
艦に救助された。

○旅客機の試乗飛行

七月一日 東京、福岡間の旅客輸送機（六人  
乗）の試乗飛行を行つた。

○邦人飛行家墜死す

七月三日 邦人飛行家後藤正志氏は小型飛行  
機で世界一周飛行としてロスアンゼルス

出發したが、途中ソルトレイキ市附近の山  
脈中に墜死した。

○世界的長時間飛行

七月七日 米國バイロン・ニューコム及びロ  
イト・ミツチエル兩氏搭乗の飛行機は百七  
十四時間六分の長時間飛行の記録を作つた

○義勇號の都市訪問飛行

七月八日 東朝主催の東日本都市訪問聯絡飛  
行の義勇號二機は駒澤練兵場を出發した。

○二百四十六時間の耐空飛行

七月十二日 米國ローレン・メンデル及びビ  
ター・ライオンハート兩飛行家交替で操縦、  
二百四十六時間四十三分廿二秒と云ふ耐空  
飛行に世界的新記録を作つた。

○十七晝夜飛行の新記録

七月十三日 米國デイル・ジャクソン及フォ  
レスト・オフライン氏は「セント・ルイス  
の駒鳥號」を操縦、空中給油に依つて耐空  
飛行を行ひ十七晝夜半と廿一分の世界的新  
記録を作つて、三十日遂に下降著陸した、  
耐空時間四百二十時間二十一分であつた。

○東京、福岡間旅客飛行

七月十五日 日本航空輸送會社の東京、大阪、  
福岡間の旅客飛行を開始した。

○日本最初の航空保険

七月十五日 東京海上火災保險會社では日本  
で最初の航空保険を開始した。



航空——航空關係の官衙並に民間團體、民間飛行機練習所

三一六

七月廿三日 霞ヶ浦航空隊純日本製三式半硬式第八號航空船は處女飛行に成功す。

△飛行第三聯隊(滋賀縣八日市) 聯隊長 航空兵大佐 香宗我部秀昌

同 鳳翔 海軍大佐 原 五郎

七月廿八日 米國プロムリー中尉は、低翼軍機ライト四〇〇馬力の「タコマ市號」で太平洋を横断、日本に飛來すべくタコマを出發する刹那、機體を破壊して、中絶した。

△飛行第四聯隊(福岡縣太刀洗) 聯隊長 航空兵大佐 横山虎三郎

同 能登呂 海軍大佐 松原 雅介

八月七日 世界一周飛行のドイツ航空船「ツエッペリン伯號」は大西洋横断往復飛行の壯途に上つた、同十九日日本にも飛來し、更に太平洋横断に成功した。

△飛行第五聯隊(東京府立川) 聯隊長 航空兵大佐 春田隆四郎

同 監理課長 航空兵大佐 伊勢谷次郎

航空關係の官衙並に民間團體

民間飛行機練習所

陸軍航空本部長 陸軍中將 渡邊錠太郎  
同 總務部長 毛内 靖胤  
同 第一課長 航空兵大佐 小笠原數夫  
同 第二課長 航空兵大佐 佐野 光信  
所澤飛行學校長 陸軍少將 古谷 清  
下志津飛行學校長 陸軍少將 小澤 寅吉  
明野飛行學校長 陸軍少將 荒蒔 義勝

△飛行第八聯隊(臺灣屏東街) 聯隊長 航空兵大佐 大江 亮一  
△飛行第七聯隊(靜岡縣濱名郡曳馬村) 聯隊長 航空兵大佐 江橋英次郎  
△飛行第六聯隊(朝鮮平壤) 聯隊長 航空兵大佐 藤本 恒治  
△飛行第五聯隊(東京府立川) 聯隊長 航空兵大佐 前原 謙治  
△飛行第四聯隊(福岡縣太刀洗) 聯隊長 航空兵大佐 小林省三郎  
△飛行第三聯隊(滋賀縣八日市) 聯隊長 航空兵大佐 白井 國

長谷川飛行場 松本市外 長谷川清登  
日本中央飛行學校 濱松市外 永瀧 三郎  
日本航空輸送研究所 堺大濱 井上 長一  
西田飛行機研究所 大阪木津川尻 西田伸右衛門  
北海道飛行協會 十勝國帶廣 有田喜代平  
東亞飛行專門學校 津田沼 川邊 佐見  
徳島航空學校 徳島加茂名町 横山 友象  
大利根飛行場 千葉縣銚子 猿田 秀夫

航空界犠牲者

民間飛行機練習所

第一航空學校 同 船橋町 宗里悦太郎  
根岸飛行場 清水市三保 根岸 錦藏  
名古屋飛行學校 名古屋市外 御原 福平  
馬詰飛行研究所 馬詰駿太郎  
福長飛行機製作所 靜岡掛塚町 長谷川鐵雄  
愛媛飛行場 松山市 西松 唯一  
安藤飛行研究所 愛知新舞子 安藤 孝三  
御園飛行學校 東京府立川 伊藤 西夫  
鈴木飛行研究所 千葉縣津田沼 鈴木 菊雄

△陸軍 (大正三年七月以降の殉職者)  
航空兵特務曹長菅原勘十郎 航空兵大尉佐井二郎 同中尉小澤廣延 同中尉百武榮次郎  
二尉 同中尉磯村真作 航空兵伍長沼田熊一 航空兵曹長寺尾義計 航空兵大尉西村七郎 同見習士官篠田正芳 航空兵曹長小川茂夫 同曹長江藤鹿藏 航空兵中尉宮下基治 同中佐小關三 同中佐和田昌雄

同掛川昇 同高木伸次郎 廣島高校學生林臨 練習生崔炳文  
△民間操縦士病歿者  
大邊實郎 後藤隆治 中島平助 木下英一 中川キク  
◇重爆撃機墜落  
小川中將以下七名惨死  
八月十四日立川町在砂川村地先に、立川飛行場を出發、各務ヶ原飛行場に向はんとして重爆撃機第百二號機が発動機に故障を起し墜落し、操縦士二名、左記搭乗者六名都合八名惨死した、斯かる殉職は陸軍として未曾有の大犠牲であつた。

三菱航空機株式會社(機、發)名古屋市南區大江町  
川崎造船所飛行機工場(機、發)神戸市兵庫千代町  
愛知時計電機株式會社(機、發)名古屋市南區千代町

△海軍 (昭和四年一月以降)  
海軍少佐中島榮吉 海軍大尉平利正 海軍大尉武義照 同大尉栗岡茂夫 二等兵曹久保田功 二等兵曹増田芳雄 三等兵曹大草國盛 海軍少佐渡邊正弘 海軍大尉小島由成 海軍特務少尉花井由平 海軍兵曹長小川鐵次郎 同鶴羽兵吉

犠牲者氏名  
飛行第七聯隊航空兵大尉山 本 雄  
陸軍參謀本部陸軍中將 小川恒三郎  
陸軍少將 藤岡 萬藏  
同 航空班長陸軍中佐 阿部 菊一  
同 砲兵中佐 深山 龜三郎  
陸軍航空兵曹長 青木 達造  
陸軍技手 齋藤 伊次  
空中射撃演習中墜死

石川島飛行機製作所(機)東京市京橋月島  
東京瓦斯電氣工業株式會社(發)東京府大森  
藤倉工業株式會社(氣球)東京府大崎町  
東京イーシー工業株式會社(航空機附屬品)東京市外世田ヶ谷町

民間飛行機練習所々員新井萬平 同根立仲次郎 同田中次郎 同青山重利 同高島吉男

九月四日明野飛行學校教官航空兵少佐家永一男氏は甲式四型戦闘機を操縦、空中射撃演習中、村松海岸の低空から墜落、機體を大破して家永少佐は殉職した。

航空——民間航空機同發動機氣球製作所、航空界犠牲者

三一七



財政

昭和四年の財界

金融界

昭和四年の金融界は、前年中の變態的緩慢の後を受けて、依然弛緩を辿つた。何しろ昭和二年の金融恐慌跡仕末のために、日本銀行特別融通法に依る貸出は、五月八日（昭和三年）の期限までに六億数千萬圓の多きに達したが、此の外に臺灣銀行救済の爲め二億圓の放出あり、三年の下半期は、通貨の膨脹から金利低下、有價証券市價の暴騰を見るだらうと切かにそれを期待したのもあつたが、その豫想は見事裏切られて、一時公債市場の活躍を見たものゝ間もなく反動安を示し、しかも支那問題の紛糾や十月に於て銀行家の間に金解禁問題が喧嘩した爲め、株式の漸落につれて、金融界は一般に一層の沈静を示すに至つたので、金融界はますます弛緩し、昭和四年に入るや、市中銀行の預金利率引下が、一部の間に喧嘩さるゝに至つた。たゞそれに就ては一二流銀行の間に兎角意見の一致を缺き、且つ目先に舊節季を控へて居るので、その實現はまづ困難だらうと見られて居たのに、舊正

明けを待たず突如二月一日から、その引下を見るに至つた。しかも其後議會に於ける重要法案の擡げに次いで不戦條約、滿洲軍重大事件と政界の雲行不安から財界はますます不景氣となり、新規資金の不需要に依つて金融界は引續き軟調を辿り、殊に田中内閣の瓦解、濱口内閣の成立に依り、株式市場の動搖や爲替相場場の波瀾を現出し、且つまた金解禁の必然性から、各銀行はいづれもその對策に腐心するに至つたので、金融界は表面平靜を保ちながら、何となく重苦しい空氣の漂ふ事は免るゝ事の出来ぬ現象であつた。即ち日銀週報に依れば、民間預金は、昭和三年十二月廿二日の二億三千四百萬圓から六月二十二日には三億七千七百萬圓となり、七月二十日には四億七千七百萬圓を示し、資金處分難にも依るか、その間各銀行の手元資金の充實に努めて居る事が窺はれる。たゞ例の特別融通關係もあり、貸出總額が減少しない所から、兌換券發行高は依然十三億圓前後若くはそれ以上を保つて来た。即ち左の通り（單位千圓）

Table with columns for months (一月末 to 六月末) and rows for exchange rates (兌換券發行高, 貸出總額) and commodity prices (コール型日物, 商業手形). It shows a general downward trend in exchange rates and commodity prices over the period.

増せる事であつて全國手形交換所組合及び代理交換銀行の五月末預金總額は六十億七千九百萬圓と空前の最高記録を示すに至つた。

事業界

久しきに亙る財界不況は未だ少しも改まらず事業界は全く沈衰の裡に經過し、殊に昭和三年秋から金の解禁問題が特に矢張り言はれる様になつて更に不振の状態を續けて居る、今昭和四年上期中の計畫資本を見るに新設二億六千九百萬圓擴張一億二千二百萬圓社債一億八千九百萬圓合計五億七千四百萬圓にして前年同期に比較すれば新設四千七百萬圓を増加したのみで擴張三千三百萬圓社債二億七千七百萬圓を減少し合計に於いては二億五千七百萬圓を減少した更に前々年に比較する時は新設六千六百萬圓擴張一億四千九百萬圓社債一千九百萬圓を何れも減少したので合計では二億三千五百萬圓の減となつたこれを事業別に示せば左の如し（單位千圓）

Table showing expansion and contraction of various industries: 銀行業, 信託及金融, 鐵道業, 航運業, 倉庫業, 水産業. It lists expansion and contraction figures for each sector.

Table showing expansion and contraction of various industries: 農林業, 鑛業, 電氣業, 瓦斯業, 紡織業, 食品工業, 機械工業, 雜工業, 商業, 其他, 合計. It lists expansion and contraction figures for each sector.

物價 昭和元年急落を告げて以來我國の物價は昭和二年及び三年に於いて大體底をついた觀あり昭和三年下期には稍ともすれば昂騰せんとする趨勢を示した、然し昭和三年秋銀行家が金解禁の決議を爲してから爲替相場の上騰を來しこれが物價に及ぼす影響は漸次現はれ加ふるに後年の財界不振から一般的購買力は喚起されず昭和四年に入つて再び低下歩調を辿つて来た、而も田中政友會内閣が瓦解して濱口政黨内閣出現以來は爲替の急騰と相俟つて物價指數は愈々低落歩調を助長し七月中の如きは六月に比し約一分方の急落を示す有様となつた今大正四年以來一ヶ年平均指數を示せば左の如し。

Table showing commodity prices from 大正四年 to 大正五年. It lists the highest and lowest prices for various goods over the period.



財政——昭和四年の財界

々年間に互る物價指數を東京、倫敦、紐育、巴里に對比して示せば左の如し。

Table with columns for Year (昭和三、四), Location (東京, 倫敦, 紐育, 巴里), and Index Value. Values range from approximately 100 to 170.

これを見れば物價の低落は世界的傾向とも云へるが東京及び紐育の低下歩調は特に著しい様である、今物品別に騰落状況を見れば米は過去一ケ年間に於いて小變動を示し乍らも結局低落し小麦、木材、洋紙、石炭等は同一経路を辿つて居る只生絲は一年中に相當昂騰し昭和四年下半年には再び低落したと云へ其居處は良好であり綿糸、銅、砂糖の如きは却つて強調を示して居る、然し乍ら一般的の不景氣から國內の購買力減退は争はれぬ事實であつて製造業者の生産制限價格協定等の

消極的價格維持から甚だしき物價安を阻止しては居るが、濱口内閣の整理緊縮、消費節約の宣傳が行き渡るに従つて國民の購買力は更に一層減殺さるゝ上に解禁氣構へからの爲替上伸の結果として現はれる物價安と相待つて昭和四年及び解禁問題が解決する迄の昭和五年は物價低落を餘儀なくさるものと思はれる。以上は日銀調査の卸賣物價を主として觀察したが小賣相場に於いてもほぼ同様の結果を示現して居る事を附言しておく。

貿易及爲替

昭和三年三月金解禁氣構へや東電外債成立說で急騰し四十八弗迄上伸した對外爲替相場は其後濟南事件突發やあげ過ぎの反動で漸次低落し同年下半年には四十五六弗を示して居た、然るに昨年秋東西銀行家が金解禁即行の決議を爲してから一時又強調を示し四十六弗見當で越年した、然し昭和四年に至つては最初爲替の強氣材料とも云ふ可きもの殆んどなく常に一高一低乍ら位置は四十五弗から四十四弗臺を示して居た、加ふるに關、滬、井上の財界三巨頭が經濟聯盟を代表して三土蔵相を訪問し三土蔵相の非公式聲明として金の解禁はこれを輕々に行はぬと云ふ事が一般に傳へられてからは解禁人氣去りそれに貿易上入超の多かつた事や在外正貨の枯渴等悲觀材料許

金利換算で一ヶ月二ポイント高を來せば來年の貿易轉換期迄には金輸出點に達する處迄行つた即ち八月上旬の對米は四十六弗四分の三

一般會計歳入歳出

Table showing General Accounting Income and Expenses for the years 大正 (Taisho) and 昭和 (Showa). It is divided into sections for 會計年度 (Accounting Year) and 歳入 (Income), and 歳出 (Expenses). Sub-sections include 經常部 (Regular Dept) and 臨時部 (Temporary Dept).

一般會計歳入款項別

Table showing General Accounting Income by Item (歳入款項別). It lists various categories like 租 (Taxes), 所得 (Income), 營業 (Business), etc., and provides values for 大正 (Taisho), 昭和元 (Showa 1), 昭和二 (Showa 2), 昭和三 (Showa 3), and 昭和四 (Showa 4).

財政——一般會計歳入歳出、一般會計歳入款項別

對英一志十一ペンス八分の一と云ふのが市場の賣相場であつた。



財政——一般會計歲出款項別

Table of general accounting expenditures including categories like '紙收', '官業及官有財產收入', '郵便電信及電話收入', '森林收入', '專賣局益金', '印刷局益金', '千住製絨所益金', '海軍工廠資金益金', '海軍燃料廠益金', '製鐵所益金', '官有物貸下料', '配當金收入', '刑務所收入', '海軍火藥廠益金', '預金部特別會計', '教育改善及農村振興', '基金特別會計', '經常部合計', '官有物拂下代', '高等諸學費', '創設及擴張學費', '建築費寄入金', '公共團體工事費納付金', '公共團體工事費分擔金', '學術研究獎勵金受入'.

三三二七

一般會計歲出款項別 (單位千圓)

Table of general accounting expenditures by year (unit: 1000 yen), including '特別會計資金繰入金', '公債', '保險會社納付金', '特別會計殘金繰入金', '前年度剩餘金繰入金', '職時利得', '講和條約實施委員派遣費償還金受入', '臨時物資供給收入', '歲入總計', '皇室', '外務', '本館', '國際會議諸費', '在外交館', '國庫', '神宮', '神社費及國幣社費', '內務省', '衛生試驗所', '特別會計資金繰入金', '公債', '保險會社納付金', '特別會計殘金繰入金', '前年度剩餘金繰入金', '職時利得', '講和條約實施委員派遣費償還金受入', '臨時物資供給收入', '歲入總計', '皇室', '外務', '本館', '國際會議諸費', '在外交館', '國庫', '神宮', '神社費及國幣社費', '內務省', '衛生試驗所'.

財政——一般會計歲出款項別

Table of general accounting expenditures including categories like '榮養研究所', '警察講習所', '國立感化院', '職業紹介事務局', '醫師及藥劑師試驗費', '地方廳', '徵兵費', '軍事救護費', '警察費聯帶支辨金', '補助費', '健康保險庫負擔金', '諸支出金', '國際勞動機關帝國事務所', '國立癩療養所', '本館', '內務省', '貴族院', '會計院', '行政裁判所', '內國稅徵收費', '諸拂戻及補填金'.

三三三三



財政——一般會計歲出款項別

公立學校職員年功加俸分增金	八七五	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇
私立中等學校協會事業費補助	二六、七〇九	二九、三三七	二九、三三二	二九、三三七	二九、三三七
大學及學校圖書館支用金	三	五	四	四	四
農林支用金	二、六六六	二、六六〇	二、六六〇	二、六六〇	二、六六〇
本林	一、一五〇	一、一八九	一、一八九	一、一八九	一、一八九
森林	一、四九六	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一
試驗場及調查所費	一、三三五	一、四三一	一、四三一	一、四三一	一、四三一
生絲檢査所	一、四二二	一、四二二	一、四二二	一、四二二	一、四二二
肥料檢査所	一、四二二	一、四二二	一、四二二	一、四二二	一、四二二
種馬所及種馬牧場	一、五五五	一、四八八	一、四八八	一、四八八	一、四八八
水産講習所	四三三	四三三	四三三	四三三	四三三
補助	四三三	四三三	四三三	四三三	四三三
諸支助	四三三	四三三	四三三	四三三	四三三
商工支助	三、一五五	三、一五五	三、一五五	三、一五五	三、一五五
本許	一、二四四	一、二四四	一、二四四	一、二四四	一、二四四
特許	七三三	七三三	七三三	七三三	七三三
鑛山監督局	五五〇	五五〇	五五〇	五五〇	五五〇
試驗所及研究所費	七七七	九〇三	九〇三	九〇三	九〇三
指導所及檢査所費	二六	二六	二六	二六	二六
補助	二六	二六	二六	二六	二六
諸支助	二六	二六	二六	二六	二六
本信	二五、二七七	二六、七五五	二六、七五五	二六、七五五	二六、七五五
選信	一、一五五	一、一八七	一、一八七	一、一八七	一、一八七
電氣試驗所	三三、四六三	三三、三二六	三三、三二六	三三、三二六	三三、三二六

三二四

燈塔臺局	八七	九五	九八	九八	九八
航路標識費	二九、六六七	二九、七九七	二九、〇五五	二九、〇七三	二九、〇八〇
年支及恩給	九	九	九	九	九
折本	三、三三五	三、三三五	三、三三五	三、三三五	三、三三五
諸支助	一、一八九	一、一八九	一、一八九	一、一八九	一、一八九
本林	一、一八九	一、一八九	一、一八九	一、一八九	一、一八九
歲出經常部合計	一、〇六六、二八九	一、〇六六、二八九	一、〇六六、二八九	一、〇六六、二八九	一、〇六六、二八九
外務部	四、五〇四	三、七〇四	三、七〇四	三、七〇四	三、七〇四
管轄	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九
在外公使移轉費	三三	三三	三三	三三	三三
在ブラジル居留民	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇
早害救済貸付金	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇
對獨逸特許權者交付金	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇
補助	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇
在外國居留民臨時	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇
保護取締費	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇
講和條約實施費	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇
災害	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇
混合仲裁々列所費	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇
移民保護獎勵費	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇
海外經濟調查費	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇
在外公館創立費	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇
記錄整理編纂費	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇
震災應急費	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇
臨時條約編纂費	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇
居留地經營費	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇

財政——一般會計歲出款項別

國際會議參列費	九〇三	五五〇	一、二九五	一〇九	一〇九
退職特別賜金	二	二	二	二	二
國際會議諸費	二	二	二	二	二
瑞典汽船損害賠償	四三六	四三六	四三六	四三六	四三六
在勤作其他臨時加給	四三六	四三六	四三六	四三六	四三六
支那事件費	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
居留地經營費	二、三二四	二、三二四	二、三二四	二、三二四	二、三二四
災害	二、三二四	二、三二四	二、三二四	二、三二四	二、三二四
救恤審查會費	二、三二四	二、三二四	二、三二四	二、三二四	二、三二四
國際聯盟東洋傳染病情報局經費分擔金	二、三二四	二、三二四	二、三二四	二、三二四	二、三二四
大體施設費	一、七九二	一、六六一	一、六六一	一、六六一	一、六六一
補助	一、七九二	一、六六一	一、六六一	一、六六一	一、六六一
治水事業費	五、九三五	六、四四五	五、九九一	二、一三三	二、一三三
港灣改良費	一、五七三	一、七九三	一、九七三	二、一三三	二、一三三
道路改良費	六、三三八	六、三九〇	九、二三四	三、三、九六七	三、三、九六七
道路港灣調査費	三、五〇五	三、五三一	三、五〇六	二、六八四	二、六八四
都市計畫調査費	二、一五	二、一五	二、一五	二、一五	二、一五
北海道拓殖費	二、一五	二、一五	二、一五	二、一五	二、一五
管轄	二、一五	二、一五	二、一五	二、一五	二、一五
造神宮使	二、一五	二、一五	二、一五	二、一五	二、一五
明治神宮外苑工事費	五、五八	六、九	五、五八	二、八、二三七	二、八、二三七
臨時神行	三、八	三、八	三、八	三、八	三、八
臨時神成及神社	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七
神社制度調査費	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七

三二五

傳染病豫防費	一、〇九〇	一、〇九〇	一、〇九〇	一、〇九〇	一、〇九〇
狂犬病豫防費	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
衛生事業調査費	二〇四	二〇四	二〇四	二〇四	二〇四
小笠原島伊豆七島水産經營費	七	七	七	七	七
神津島砂防工事費	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
開墾監督費	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
地方制度及	二九	二九	二九	二九	二九
社會事業調査費	二九	二九	二九	二九	二九
教化事業調査費	二九	二九	二九	二九	二九
獎勳諸費	二九	二九	二九	二九	二九
北海第二拓殖	五五	五五	五五	五五	五五
計畫調査費	五五	五五	五五	五五	五五
工場改善費	五五	五五	五五	五五	五五
及鑛業衛生調査費	五五	五五	五五	五五	五五
移民收容所	一、〇九八	一、〇九八	一、〇九八	一、〇九八	一、〇九八
移植民保護及獎勵費	一、〇九八	一、〇九八	一、〇九八	一、〇九八	一、〇九八
健康保險法實施準備費	二五	二五	二五	二五	二五
勸諭獎勵費	二五	二五	二五	二五	二五
臨時外國行諸費	二五	二五	二五	二五	二五
警察特別施設費	二五	二五	二五	二五	二五
議員總選舉諸費	二五	二五	二五	二五	二五
北海道十勝縣爆發被害復舊諸費	二五	二五	二五	二五	二五
特殊財産管理費	二五	二五	二五	二五	二五
山陰地方震災復舊	二五	二五	二五	二五	二五
國際衛生技術官會議費	二五	二五	二五	二五	二五











財政——一般會計歲出款項別

Table of special account expenditures. Items include: 家畜保險特別會計收入, 用排水主要工事國營費, 臨時外國行諸費, 水源涵養費, 沿岸漁場整理費, 新南縣耕地及林地, 災害復舊補助費, 廣島縣耕地及林地, 災害復舊補助費, 漁業取締船運鳥丸救, 丹後地方震災諸費, 乘其他復舊補助費, 熊本及長崎兩縣下災, 客地產業復舊補助費, 日露漁業條約實施費, 商工業獎勵費, 貿易振興費, 研究費, 震災地產業復興助成費, 震災地復興用鋼材, 製造設備費, 調查及試驗費, 製鐵所擴張費, 臨時整理費, 軍需工業研究獎勵金, 震災復舊及新營費, 萬國裝飾美術工藝博覽會參同費.

Table of special account expenditures. Items include: 海外商品陳列費補助, 桑港商品陳列費補助, 米國獨立百五十年紀念萬國博覽會參同費, 臨時外國行諸費, 改正度量衡法施行費, 生命保險標準死亡表作成費, 白耳義國獨立百年紀念リ, エーヂ英國博覽會參同費, 鹿兒島大島郡工業補助費, 沖繩縣工業助成金, 退職特別賜金, 特許局審査處分費, 丹後地方震災地產業復興助成費, 萬國工業會議準備費, 戰時海上保險補助金及再保險金, 製鐵所特別會計收入, 選信費, 補信費, 電信電話管線費, 航路標識管線費, 管線管線費, 電話交換擴張費, 電信擴張及改良費, 無線電信施設費.

Table of special account expenditures. Items include: 船舶試驗施設費, 造船鐵材調査費, 貯金獎勵費, 臨時外國行諸費, 郵便貯金局所外預入事務取扱費, 無線電話施設費, 官氣電信施設費, 市外專用電話施設費, 器具機械設備費, 民設無線電信工事費, 震災復舊及新營費, 民設無線電信連絡通信施設費, 航空輸送會社設立調查費, 航空路施設費, 町村電話施設費, 在勤手当其他臨時加給, 退職特別賜金, 郵便年金事業實施準備費.

Table of special account expenditures. Items include: 臨時恩給事務取扱費, 訪歐飛行贊助費, 日本無線電信株式會社設立準備費, 災害費, 器具機械設備費, 電氣試驗所臨時研究費, 貯金原簿其他震災復舊業務整理費, 海外信支拂付費, 差額交付金, 海軍法令改正調査費, 電氣事業調査費, 勳章年金更正諸費, 臨時通信費, 航空輸送會社設立調查費, 大體施設費, 拓務費, 管線費, 移民收容所, 移民保護及獎勵諸費, 歲出臨時部合計.

Table of special account budget. Items include: 會計名, 歲入, 歲出, 健康保險, 國債整理基金, 教育基金, 預金部, 專賣局, 印刷局, 印賣部, 專賣部, 教育基金, 國債整理基金.

財政——各特別會計豫算

Table of special account budget. Items include: 會計名, 歲入, 歲出, 健康保險, 國債整理基金, 教育基金, 預金部, 專賣局, 印刷局, 印賣部, 專賣部, 教育基金, 國債整理基金.



財政——繼續費總計表、地租納額別人員

Table with multiple columns listing various government departments and their expenditures, including categories like 'Public Debt', 'Education', and 'Military'. It also includes a 'Continued Expenditure Summary Table' and 'Land Rent Contribution Personnel' data.

所得稅納額別人員(昭和二年)

Table showing income tax contribution personnel for the second year of the Showa era, categorized by income brackets from 100,000 yen and above down to 10,000 yen and below.

租稅國民一人當負擔額

Table detailing the average tax burden per citizen, distinguishing between national taxes and local taxes (prefecture, city, village).

國有財產 (昭和三年三月末日)

Table listing state-owned property as of the end of March in the third year of the Showa era, including general and special accounts.

國稅總覽 (昭和二年)

Comprehensive summary table of national taxes for the second year of the Showa era, listing various types of taxes and their respective amounts.

地租納額別人員

Table showing land rent contribution personnel, categorized by the amount of land rent paid, ranging from 10,000 yen and above to 200 yen and below.

Table listing various types of taxes such as land tax, inheritance tax, and consumption tax, along with their respective amounts and categories.



財政——列國の歳入歳出、日本の國富

自家用普通油稅	5,590	賣藥營業稅	4,440	戰時利得稅	50,000	噸關	3,340	稅	1,510,618	欠・金	1,070
---------	-------	-------	-------	-------	--------	----	-------	---	-----------	-----	-------

列國の歳入 (昭和三年度)

日本(千圓)	總額	租稅	官業及官有財產收入	其他	總歳入百に對する割合
日	1,709,326	501,477	559,399	2,482,550	租稅 官業及官有財產收入 其他
フ	3,474,666	37,555,791	95,353	3,555,504	租稅 官業及官有財產收入 其他
ド	4,522,867	8,862,000	3,340,669	3,261,918	租稅 官業及官有財產收入 其他
イ	8,190,309	2,568,553	2,950,801	2,670,955	租稅 官業及官有財產收入 其他
イ	760,333	655,235	55,866	59,251	租稅 官業及官有財產收入 其他
北米合衆國(千ドル)	3,809,977	3,307,555	60,611	440,911	租稅 官業及官有財產收入 其他

列國の歳出 (昭和三年度)

日本(千圓)	總額	行政費	軍事費	國債費	總歳出百に對する割合
日	1,709,326	931,655	466,791	289,682	行政費 軍事費 國債費
フ	3,474,666	2,855,867	8,481,726	3,107,356	行政費 軍事費 國債費
ド	4,522,867	8,400,591	75,633	4,891,966	行政費 軍事費 國債費
イ	8,190,309	9,272,655	4,422,920	6,688,904	行政費 軍事費 國債費
イ	760,333	276,733	124,600	269,000	行政費 軍事費 國債費
北米合衆國(千ドル)	3,556,957	1,711,600	73,744	1,222,633	行政費 軍事費 國債費

日本の國富 (大正十三年)

總額	官公有	私有	土	鐵	湖川及港灣	地	林	工	礦	水	鐵	工	林
10,334,160	1,601,757	8,632,868	3,334,734	3,521,333	3,555,860	1,747,767	3,334,734	3,521,333	3,555,860	1,747,767	3,334,734	3,521,333	3,555,860

列國の國富 (大正十二年)

日本	總額	一人當り	キリシヤ	ブルガリア	ニュージーランド	國民所得	公共團體收入	私人所得
日	1,633,625	1,731	5,016	5,016	4,011	70,701,000	70,701,000	23,556,966,000
北米合衆國	1,983,360	1,983	5,016	5,016	4,011	1,001,000	1,001,000	5,104,311,000
イ	1,983,360	1,983	5,016	5,016	4,011	1,001,000	1,001,000	5,104,311,000
フ	1,983,360	1,983	5,016	5,016	4,011	1,001,000	1,001,000	5,104,311,000
ド	1,983,360	1,983	5,016	5,016	4,011	1,001,000	1,001,000	5,104,311,000
イ	1,983,360	1,983	5,016	5,016	4,011	1,001,000	1,001,000	5,104,311,000
イ	1,983,360	1,983	5,016	5,016	4,011	1,001,000	1,001,000	5,104,311,000
北米合衆國	1,983,360	1,983	5,016	5,016	4,011	1,001,000	1,001,000	5,104,311,000

國民所得 (大正十四年)

國民所得算定の方法には、物的方法によるものと、人的方法によるものとある。今人的方法によつて所得統計を利用すると共に、免稅點以下の者は、國勢調査の結果による職業別有業者につき、各業平均所得額を推計して、大正十四年におけるわが國民所得を算定すれば次の通りである。(内閣統計局)

第一 官公、私別所得

國民所得總額 1,338,233,000円

官公所得 455,385,000

官業及官有財產收入 355,014,000

公共團體收入 70,701,000

私人所得 23,556,966,000

課稅所得 5,104,311,000

第一種法人の留保所得 3,055,500,000

第二種公債、社債等の利子 5,556,311,000

第三種課稅所得 3,455,108,000

其他(註) 7,556,107,000

非課稅所得 7,855,277,000

免稅點以下の者の所得 6,950,150,000

其他の所得 8,556,233,000

(註)その他の所得中には控除所得、失格者の所得及び脱稅額(第一種法人の留保所得、第二種公債、社債等の利子、第三種課稅所得、控除所得及失格者の所得四十六億四千二十萬一千圓の一割)を含む。

三三五



財政——各國の國民所得、列國の國債、國債發行償還及現在高種類別

第二 世帯及び人口一人當國民所得

一世帯平均 人口一人當

國民所得總額

私人所得

第三種課税所得(註) 二、二九

(註)第三種課税所得については、課税の一世帯當及びその人口一人當

各國における國民所得額は、その推計方法は

各國の國民所得 (一九二四年)

次のは通りである。

國民所得	人口一人當
イタリヤ	一〇、五三
英領印度	四、五九
ベルギー	二、七九
南アフリカ	二、〇六
ニュージーランド	一、九六
ブルガリア	一、八〇
×は一九二二年、ロシアは一九二五年。	

列國の國債 (昭和三年)

種別	發行年	發行高	償還高	末現在高	期限	償還
日本	明治	三、九四、四七三	一、四五、三九三	二、七、六五	昭和三	同
フランス	同	二、七五、二〇五	一、七、六五	七、八九	同	同
ドイツ	同	七、八九、〇五九	六、九八、八五二	九〇、七七八	同	同
イタリヤ	同	八、七、七六七	八、五、九四六	一、八四一	同	同
イギリス	同	七、七四、〇八四	六、六八、八五五	一、〇九五、三九	同	同
北米合衆國	同	一、七、七、七九六	一、七、七、七九六	一、七、七、七九六	同	同

五分利公債

種別	發行年	發行高	償還高	末現在高	期限	償還
日本	明治	三、九四、四七三	一、四五、三九三	二、七、六五	昭和三	同
フランス	同	二、七五、二〇五	一、七、六五	七、八九	同	同
ドイツ	同	七、八九、〇五九	六、九八、八五二	九〇、七七八	同	同
イタリヤ	同	八、七、七六七	八、五、九四六	一、八四一	同	同
イギリス	同	七、七四、〇八四	六、六八、八五五	一、〇九五、三九	同	同
北米合衆國	同	一、七、七、七九六	一、七、七、七九六	一、七、七、七九六	同	同

國債發行償還及現在高種類別 (昭和四年六月末)

種別	發行年	發行高	償還高	末現在高	期限	償還
日本	明治	三、九四、四七三	一、四五、三九三	二、七、六五	昭和三	同
フランス	同	二、七五、二〇五	一、七、六五	七、八九	同	同
ドイツ	同	七、八九、〇五九	六、九八、八五二	九〇、七七八	同	同
イタリヤ	同	八、七、七六七	八、五、九四六	一、八四一	同	同
イギリス	同	七、七四、〇八四	六、六八、八五五	一、〇九五、三九	同	同
北米合衆國	同	一、七、七、七九六	一、七、七、七九六	一、七、七、七九六	同	同

内國債

種別	發行年	發行高	償還高	末現在高	期限	償還
五分利公債 (甲號)	明治	四、〇、〇〇〇	一、三、一八九	二、七、七七一	同	同
五分利公債 (特別)	同	二、七、九七〇	九、四九	一、八、五七一	同	同
五分利公債 (特別)	同	二、八三、〇九〇	三、〇、〇〇〇	二、五九、〇一一	同	同
五分利公債 (特別)	同	一、三、九一〇	三、八七	一、三、〇三三	同	同
五分利公債 (特別)	同	一、九、四〇〇	一、九、三〇八	一、〇、〇九二	同	同
五分利公債 (特別)	同	三、二、四〇一	六、四九四	三、〇、八〇六	同	同
五分利公債 (特別)	同	七、五、九〇〇	七、五、九〇〇	七、五、九〇〇	同	同
五分利公債 (特別)	同	五、四、〇〇〇	六、八六七	七、七、一七	同	同
五分利公債 (特別)	同	四、三、七二四	五、〇、四九	三、七、三三四	同	同
五分利公債 (特別)	同	三、〇、四〇七	一、九、五五	二、〇、八二二	同	同
四分利公債 (第一回)	明治	一、七、六、三三〇	六、八二六	一、〇、九四四	同	同
四分利公債 (第一回)	同	九、九、九九九	四、二、〇〇	五、七、七九五	同	同
四分利公債 (第一回)	同	二、〇、〇〇〇	一、九、九九	一、九、九九	同	同
四分利公債 (第一回)	同	六、二、四七九	六、二、四七九	六、二、四七九	同	同
四分利公債 (第一回)	同	三、〇、〇〇〇	三、〇、〇〇〇	三、〇、〇〇〇	同	同
四分利公債 (第一回)	同	六、九、九九八	六、九、九九八	六、九、九九八	同	同
四分利公債 (第一回)	同	三、七、九九九	三、七、九九九	三、七、九九九	同	同
四分利公債 (第一回)	同	六、九、九九七	六、九、九九七	六、九、九九七	同	同
四分利公債 (第一回)	同	二、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇	同	同
四分利公債 (第一回)	同	七、九、九九五	七、九、九九五	七、九、九九五	同	同
四分利公債 (第一回)	同	三、九、一八一	三、九、一八一	三、九、一八一	同	同
四分利公債 (第一回)	同	四、〇、〇〇〇	四、〇、〇〇〇	四、〇、〇〇〇	同	同
四分利公債 (第一回)	同	六、七、九九六	六、七、九九六	六、七、九九六	同	同

五分利公債

種別	發行年	發行高	償還高	末現在高	期限	償還
五分利公債 (甲號)	明治	四、〇、〇〇〇	一、三、一八九	二、七、七七一	同	同
五分利公債 (特別)	同	二、七、九七〇	九、四九	一、八、五七一	同	同
五分利公債 (特別)	同	二、八三、〇九〇	三、〇、〇〇〇	二、五九、〇一一	同	同
五分利公債 (特別)	同	一、三、九一〇	三、八七	一、三、〇三三	同	同
五分利公債 (特別)	同	一、九、四〇〇	一、九、三〇八	一、〇、〇九二	同	同
五分利公債 (特別)	同	三、二、四〇一	六、四九四	三、〇、八〇六	同	同
五分利公債 (特別)	同	七、五、九〇〇	七、五、九〇〇	七、五、九〇〇	同	同
五分利公債 (特別)	同	五、四、〇〇〇	六、八六七	七、七、一七	同	同
五分利公債 (特別)	同	四、三、七二四	五、〇、四九	三、七、三三四	同	同
五分利公債 (特別)	同	三、〇、四〇七	一、九、五五	二、〇、八二二	同	同
四分利公債 (第一回)	明治	一、七、六、三三〇	六、八二六	一、〇、九四四	同	同
四分利公債 (第一回)	同	九、九、九九九	四、二、〇〇	五、七、七九五	同	同
四分利公債 (第一回)	同	二、〇、〇〇〇	一、九、九九	一、九、九九	同	同
四分利公債 (第一回)	同	六、二、四七九	六、二、四七九	六、二、四七九	同	同
四分利公債 (第一回)	同	三、〇、〇〇〇	三、〇、〇〇〇	三、〇、〇〇〇	同	同
四分利公債 (第一回)	同	六、九、九九八	六、九、九九八	六、九、九九八	同	同
四分利公債 (第一回)	同	三、七、九九九	三、七、九九九	三、七、九九九	同	同
四分利公債 (第一回)	同	六、九、九九七	六、九、九九七	六、九、九九七	同	同
四分利公債 (第一回)	同	二、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇	同	同
四分利公債 (第一回)	同	七、九、九九五	七、九、九九五	七、九、九九五	同	同
四分利公債 (第一回)	同	三、九、一八一	三、九、一八一	三、九、一八一	同	同
四分利公債 (第一回)	同	四、〇、〇〇〇	四、〇、〇〇〇	四、〇、〇〇〇	同	同
四分利公債 (第一回)	同	六、七、九九六	六、七、九九六	六、七、九九六	同	同

財政——國債發行償還及現在高種類別

五分利公債

種別	發行年	發行高	償還高	末現在高	期限	償還
五分利公債 (甲號)	明治	四、〇、〇〇〇	一、三、一八九	二、七、七七一	同	同
五分利公債 (特別)	同	二、七、九七〇	九、四九	一、八、五七一	同	同
五分利公債 (特別)	同	二、八三、〇九〇	三、〇、〇〇〇	二、五九、〇一一	同	同
五分利公債 (特別)	同	一、三、九一〇	三、八七	一、三、〇三三	同	同
五分利公債 (特別)	同	一、九、四〇〇	一、九、三〇八	一、〇、〇九二	同	同
五分利公債 (特別)	同	三、二、四〇一	六、四九四	三、〇、八〇六	同	同
五分利公債 (特別)	同	七、五、九〇〇	七、五、九〇〇	七、五、九〇〇	同	同
五分利公債 (特別)	同	五、四、〇〇〇	六、八六七	七、七、一七	同	同
五分利公債 (特別)	同	四、三、七二四	五、〇、四九	三、七、三三四	同	同
五分利公債 (特別)	同	三、〇、四〇七	一、九、五五	二、〇、八二二	同	同
四分利公債 (第一回)	明治	一、七、六、三三〇	六、八二六	一、〇、九四四	同	同
四分利公債 (第一回)	同	九、九、九九九	四、二、〇〇	五、七、七九五	同	同
四分利公債 (第一回)	同	二、〇、〇〇〇	一、九、九九	一、九、九九	同	同
四分利公債 (第一回)	同	六、二、四七九	六、二、四七九	六、二、四七九	同	同
四分利公債 (第一回)	同	三、〇、〇〇〇	三、〇、〇〇〇	三、〇、〇〇〇	同	同
四分利公債 (第一回)	同	六、九、九九八	六、九、九九八	六、九、九九八	同	同
四分利公債 (第一回)	同	三、七、九九九	三、七、九九九	三、七、九九九	同	同
四分利公債 (第一回)	同	六、九、九九七	六、九、九九七	六、九、九九七	同	同
四分利公債 (第一回)	同	二、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇	同	同
四分利公債 (第一回)	同	七、九、九九五	七、九、九九五	七、九、九九五	同	同
四分利公債 (第一回)	同	三、九、一八一	三、九、一八一	三、九、一八一	同	同
四分利公債 (第一回)	同	四、〇、〇〇〇	四、〇、〇〇〇	四、〇、〇〇〇	同	同
四分利公債 (第一回)	同	六、七、九九六	六、七、九九六	六、七、九九六	同	同







金融——東京大阪預金利率協定表、日本銀行金利

東京重要銀行預金利率協定表

協定期間	定期預金		當座預金		小口當座預金	
	甲	乙	甲	乙	甲	乙
昭和二年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和三年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和四年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和五年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和六年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和七年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和八年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和九年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和十年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和十一年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和十二年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和十三年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和十四年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和十五年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和十六年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和十七年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和十八年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和十九年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和二十年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下

大阪銀行集會所組合銀行預金利率協定表

協定期間	定期預金		當座預金		小口當座預金	
	甲	乙	甲	乙	甲	乙
昭和二年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和三年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和四年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和五年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和六年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和七年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和八年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和九年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和十年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和十一年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和十二年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和十三年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和十四年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和十五年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和十六年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和十七年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和十八年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和十九年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下
昭和二十年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下	五・五以下

日本銀行金利

協定期間	定期預金	當座預金	小口當座預金
昭和二年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下
昭和三年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下
昭和四年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下
昭和五年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下
昭和六年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下
昭和七年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下
昭和八年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下
昭和九年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下
昭和十年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下
昭和十一年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下
昭和十二年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下
昭和十三年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下
昭和十四年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下
昭和十五年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下
昭和十六年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下
昭和十七年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下
昭和十八年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下
昭和十九年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下
昭和二十年	六・〇以下	五・五以下	六・〇以下

社債及株式拂込金事業別

事業別	昭和二年		昭和三年	
	金額	株数	金額	株数
銀行業	九七、五七七	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
保險業	九七、五七七	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
製造業	九七、五七七	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
礦業	九七、五七七	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
瓦斯業	九七、五七七	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
電氣業	九七、五七七	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
交通運輸業	九七、五七七	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
其他	九七、五七七	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
合計	九七、五七七	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇

銀行種類別資本額(昭和三年末)

銀行種類	昭和二年	昭和三年
日本銀行	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
横濱正金銀行	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
日本興業銀行	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
其他	...	...
合計	...	...

無盡業者

種類	昭和二年	昭和三年
普通銀行	...	...
貯蓄銀行	...	...
農工銀行	...	...
北海銀行	...	...
道州銀行	...	...
拓殖銀行	...	...
銀行	...	...
合計	...	...

各種信託

種類	昭和二年	昭和三年
信託高	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
年未現在高	六八、七三三	六八、七三三
合計	...	...

信託會社

信託會社	昭和二年	昭和三年
信託會社	...	...
合計	...	...

金融——社債及株式拂込金事業別、各種信託、信託會社、銀行種類別資本額、無盡業者

金融——社債及株式拂込金事業別、各種信託、信託會社、銀行種類別資本額、無盡業者



金融——外國爲替相場、郵便貯金高、全國不渡手形、手形交換高

合計	二五・二九八三	二天	三、三六九	倫敦宛(志片)	最高	二〇〇・四分一	孟買宛(ル)	最高	二五・二分一
外國爲替相場 (正金建電信賣)				倫敦宛(志片)	最低	二〇〇・六分七	孟買宛(ル)	最低	二四・四分三
昭和二年中	同	同	同	倫敦宛(志片)	平均	二〇〇・六分七	孟買宛(ル)	平均	二四・四分三
三年中	同	同	同	倫敦宛(志片)	最高	二〇〇・四分一	孟買宛(ル)	最高	二五・二分一
上海宛(兩)	最高	二・四分一	最高	倫敦宛(志片)	最低	二〇〇・六分七	孟買宛(ル)	最低	二四・四分三
上海宛(兩)	最低	二・四分一	最低	倫敦宛(志片)	平均	二〇〇・六分七	孟買宛(ル)	平均	二四・四分三
上海宛(兩)	平均	二・四分一	平均	倫敦宛(志片)	最高	二〇〇・四分一	孟買宛(ル)	最高	二五・二分一
倫敦宛(志片)	最高	二・四分一	最高	倫敦宛(志片)	最低	二〇〇・六分七	孟買宛(ル)	最低	二四・四分三
倫敦宛(志片)	最低	二・四分一	最低	倫敦宛(志片)	平均	二〇〇・六分七	孟買宛(ル)	平均	二四・四分三
倫敦宛(志片)	平均	二・四分一	平均	倫敦宛(志片)	最高	二〇〇・四分一	孟買宛(ル)	最高	二五・二分一

郵便貯金高 (單位千圓)

年次	預入高	拂戻高	年末残高
大正九年末	八九、八〇〇	七四、九七五	八四七、〇〇三
同十年末	八九、一四七	七六、四三三	九〇六、七三六
同十一年末	八七、一七〇	七九、三三七	九六六、三三五
同十二年末	九一、四七一	八六、五七八	一、〇〇一、二一九
同十三年末	九五、八三三	九〇、二六五	一、〇〇〇、四一〇
同十四年末	九一、〇九七	八八、五二三	一、一六、五五五
昭和元年末	八七、一八五	八五、九三六	一、一六、四二五
同二年末	一、四六四、八三七	一、〇九一、二〇四	一、五三、〇三三
同三年末	一、三九九、八八六	一、一八、二四三	一、七三、六七一

全國不渡手形 (金融事項參考書)

年次	枚數	金額	交換高に對する割合
大正八年	二、三五五	二、四七三、〇六五	〇・三三三
九年	四、六二七	六、六七九、九〇〇	〇・〇九〇
十年	三、八七三	四、四八八、五七七	〇・〇六六

手形交換高 (單位千枚千圓)

年次	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額
大正八年	八二〇、五五八	〇、七三三	六、六七三	五、五五五	二、五〇七	七、一〇九
九年	九一〇、七九三	〇、六九二	七、〇六四	六、七三三	二、八〇七	七、〇七〇
十年	一、〇一〇、三三三	〇、八六四	七、〇六四	六、七三三	二、八〇七	七、〇七〇
十一年	一、一〇〇、〇〇〇	〇、九六四	七、〇六四	六、七三三	二、八〇七	七、〇七〇
十二年	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇六四	七、〇六四	六、七三三	二、八〇七	七、〇七〇
十三年	一、三〇〇、〇〇〇	一、一六四	七、〇六四	六、七三三	二、八〇七	七、〇七〇
十四年	一、四〇〇、〇〇〇	一、二六四	七、〇六四	六、七三三	二、八〇七	七、〇七〇
十五年	一、五〇〇、〇〇〇	一、三六四	七、〇六四	六、七三三	二、八〇七	七、〇七〇
十六年	一、六〇〇、〇〇〇	一、四六四	七、〇六四	六、七三三	二、八〇七	七、〇七〇
十七年	一、七〇〇、〇〇〇	一、五六四	七、〇六四	六、七三三	二、八〇七	七、〇七〇
十八年	一、八〇〇、〇〇〇	一、六六四	七、〇六四	六、七三三	二、八〇七	七、〇七〇
十九年	一、九〇〇、〇〇〇	一、七六四	七、〇六四	六、七三三	二、八〇七	七、〇七〇
二十年	二、〇〇〇、〇〇〇	一、八六四	七、〇六四	六、七三三	二、八〇七	七、〇七〇

正貨現在高 (單位百萬圓)

年次	總額	政府	日本銀行	所在地別
大正八年末	二、〇四五	一、〇〇二	九四	内地
同九年末	二、二七六	一、〇八七	一、一九一	外國
同十年末	二、〇〇〇	一、〇八七	一、二二五	
同十一年末	一、八〇〇	一、〇八七	一、二二五	
同十二年末	一、六五五	一、〇八七	一、二二五	
同十三年末	一、五一一	一、〇八七	一、二二五	
同十四年末	一、四三三	一、〇八七	一、二二五	
昭和元年末	一、三三七	一、〇八七	一、二二五	
同二年末	一、二七三	一、〇八七	一、二二五	
同三年末	一、一五〇	一、〇八七	一、二二五	

各種債券利廻 (日本勸業銀行調査)

種類	國債	地方債	勸業債	農工債	銀行債	社債	平均
昭和	三・九一	五・〇七	五・七三	五・八二	五・九四	六・〇三	六・〇四
大正	三・〇一	五・二〇	五・七三	五・八二	五・九四	六・〇三	六・〇四
八年	三・〇一	五・二〇	五・七三	五・八二	五・九四	六・〇三	六・〇四
九年	三・〇一	五・二〇	五・七三	五・八二	五・九四	六・〇三	六・〇四
十年	三・〇一	五・二〇	五・七三	五・八二	五・九四	六・〇三	六・〇四
十一年	三・〇一	五・二〇	五・七三	五・八二	五・九四	六・〇三	六・〇四
十二年	三・〇一	五・二〇	五・七三	五・八二	五・九四	六・〇三	六・〇四
十三年	三・〇一	五・二〇	五・七三	五・八二	五・九四	六・〇三	六・〇四
十四年	三・〇一	五・二〇	五・七三	五・八二	五・九四	六・〇三	六・〇四
十五年	三・〇一	五・二〇	五・七三	五・八二	五・九四	六・〇三	六・〇四
十六年	三・〇一	五・二〇	五・七三	五・八二	五・九四	六・〇三	六・〇四
十七年	三・〇一	五・二〇	五・七三	五・八二	五・九四	六・〇三	六・〇四
十八年	三・〇一	五・二〇	五・七三	五・八二	五・九四	六・〇三	六・〇四
十九年	三・〇一	五・二〇	五・七三	五・八二	五・九四	六・〇三	六・〇四
二十年	三・〇一	五・二〇	五・七三	五・八二	五・九四	六・〇三	六・〇四

東京及大阪の金利 (東京及大阪兩銀行通信録による)

年次	貸付金日歩			割引日歩			當座預金日歩			定期預金年利		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	三ヶ月	六ヶ月	一年
大正	三・三〇	一・六三	二・六七	三・〇〇	一・八〇	二・六三	三・〇〇	一・三〇	二・〇六	六・三〇	六・三〇	六・三〇
昭和	三・三〇	一・五〇	二・六二	三・〇〇	一・五五	二・五三	三・〇〇	一・三〇	二・〇六	六・三〇	六・三〇	六・三〇
元年	三・三〇	一・五〇	二・五九	三・〇〇	一・五〇	二・五三	三・〇〇	一・三〇	二・〇六	六・三〇	六・三〇	六・三〇
二年	三・三〇	一・五〇	二・五九	三・〇〇	一・五〇	二・五三	三・〇〇	一・三〇	二・〇六	六・三〇	六・三〇	六・三〇
三年	三・三〇	一・五〇	二・五九	三・〇〇	一・五〇	二・五三	三・〇〇	一・三〇	二・〇六	六・三〇	六・三〇	六・三〇
四年	三・三〇	一・五〇	二・五九	三・〇〇	一・五〇	二・五三	三・〇〇	一・三〇	二・〇六	六・三〇	六・三〇	六・三〇
五年	三・三〇	一・五〇	二・五九	三・〇〇	一・五〇	二・五三	三・〇〇	一・三〇	二・〇六	六・三〇	六・三〇	六・三〇
六年	三・三〇	一・五〇	二・五九	三・〇〇	一・五〇	二・五三	三・〇〇	一・三〇	二・〇六	六・三〇	六・三〇	六・三〇
七年	三・三〇	一・五〇	二・五九	三・〇〇	一・五〇	二・五三	三・〇〇	一・三〇	二・〇六	六・三〇	六・三〇	六・三〇
八年	三・三〇	一・五〇	二・五九	三・〇〇	一・五〇	二・五三	三・〇〇	一・三〇	二・〇六	六・三〇	六・三〇	六・三〇
九年	三・三〇	一・五〇	二・五九	三・〇〇	一・五〇	二・五三	三・〇〇	一・三〇	二・〇六	六・三〇	六・三〇	六・三〇
十年	三・三〇	一・五〇	二・五九	三・〇〇	一・五〇	二・五三	三・〇〇	一・三〇	二・〇六	六・三〇	六・三〇	六・三〇
十一年	三・三〇	一・五〇	二・五九	三・〇〇	一・五〇	二・五三	三・〇〇	一・三〇	二・〇六	六・三〇	六・三〇	六・三〇
十二年	三・三〇	一・五〇	二・五九	三・〇〇	一・五〇	二・五三	三・〇〇	一・三〇	二・〇六	六・三〇	六・三〇	六・三〇
十三年	三・三〇	一・五〇	二・五九	三・〇〇	一・五〇	二・五三	三・〇〇	一・三〇	二・〇六	六・三〇	六・三〇	六・三〇
十四年	三・三〇	一・五〇	二・五九	三・〇〇	一・五〇	二・五三	三・〇〇	一・三〇	二・〇六	六・三〇	六・三〇	六・三〇
十五年	三・三〇	一・五〇	二・五九	三・〇〇	一・五〇	二・五三	三・〇〇	一・三〇	二・〇六	六・三〇	六・三〇	六・三〇
十六年	三・三〇	一・五〇	二・五九	三・〇〇	一・五〇	二・五三	三・〇〇	一・三〇	二・〇六	六・三〇	六・三〇	六・三〇
十七年	三・三〇	一・五〇	二・五九	三・〇〇	一・五〇	二・五三	三・〇〇	一・三〇	二・〇六	六・三〇	六・三〇	六・三〇
十八年	三・三〇	一・五〇	二・五九	三・〇〇	一・五〇	二・五三	三・〇〇	一・三〇	二・〇六	六・三〇	六・三〇	六・三〇
十九年	三・三〇	一・五〇	二・五九	三・〇〇	一・五〇	二・五三	三・〇〇	一・三〇	二・〇六	六・三〇	六・三〇	六・三〇
二十年	三・三〇	一・五〇	二・五九	三・〇〇	一・五〇	二・五三	三・〇〇	一・三〇	二・〇六	六・三〇	六・三〇	六・三〇

金融——正貨現在高、各種債券利廻、東京及大阪の金利